工　事　設　計　書　等

工事設計書等のダウンロードにあたって

　知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における１次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による２次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省　関東地方整備局
横浜国道事務所　管理第二課

鏡

１．工事名

工事名	Ｒ８・Ｒ９・Ｒ１０厚木出張所管内維持工事（令和８年度）
工事地名	厚木出張所管内

２．工事内容

１）	発注年月	令和 8年 2月	１２）	設 計 年 月	令和 8年 1月
２）	事務所名	横浜国道事務所　管理第二課	１３）	機械損料一括補正	0　　労務費一括割増　　0%
３）	工事番号	2026010002	１４）	単価適用年月	2026年 3月
４）	契約区分	国債（翌債を含む）の分任官	１５）	歩掛適用年月	2026年 3月
５）	変更回数	0回	１６）	前請負工事費	0
６）	主 工 種	道路維持工事	１７）	前請負代金額	0
７）	工 事 量		１８）	調 整 区 分	0
８）	工　　期	1096日間　自　令和 8年 4月 1日	１９）	共通仮設費対象額	
		（当初）　至　令和11年 3月31日	２０）	現場管理費対象額	
		（ 0回変更）　至　年 月 日	２１）	一般管理費等対象額	
９）	施 工 県	神奈川県	２２）	処 分 費 等	2,660,380
１０）	地　　区	厚木地区	２３）	公 告 日	令和 8年 1月23日
１１）	河川・路線	一般国道２４６号	２４）	入 札 締 切 日	年 月 日

３．予算科目

1） 予算科目：	2） 目：	3） 目の細分：	4） 事業名：

設計内訳書

工事名	Ｒ８・Ｒ９・Ｒ１０厚木出張所管内維持工事（令和８年度）　（当　初）	事業区分	道路維持･修繕
		工事区分	道路維持

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
道路維持		式	1		92,732,994			
巡視･巡回工		式	1		10,023,040			
道路巡回工		式	1		10,023,040			
通常巡回 (A)	119.4km 一般道 パトロール車 巡回員＋運行員 昼間	回	121	66,970	8,103,370			単-1号
通常巡回 (B)	119.4km 一般道 パトロール車 運行員 昼間	回	61	31,470	1,919,670			単-2号
除草工		式	1		16,188,704			
道路除草工		式	1		16,188,704			
道路除草(複合) (A)	機械除草（肩掛式）・集草 防護有り	m2	43,500	131.2	5,707,200			単-3号
道路除草(複合) (B)	機械除草（肩掛式）・集草 防護無し	m2	43,500	117	5,089,500			単-4号
積込運搬 (A) 松田		m2	3,400	34.98	118,932			単-5号
積込運搬 (B) 大和座間 海老名 秦野		m2	41,000	36.21	1,484,610			単-6号
積込運搬 (C) 厚木 山北		m2	31,800	37.43	1,190,274			単-7号

設計内訳書

工事名	Ｒ８・Ｒ９・Ｒ１０厚木出張所管内維持工事（令和８年度）　（当　初）	事業区分	道路維持･修繕
		工事区分	道路維持

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
積込運搬 (D) 伊勢原		m2	10,800	41.11	443,988			単-8号
除草処分 (A)		t	11.8	15,000	177,000			単-9号
除草処分 (B)		t	24.7	[redacted]	[redacted]			単-10号
除草処分 (C)		t	79.1	20,000	1,582,000			単-11号
応急処理工		式	1		66,521,250			
応急処理作業工		式	1		66,521,250			
応急作業 (A)	昼間作業	日	365	148,600	54,239,000			単-12号
応急作業 (B) 【夜間】	夜間作業	日	365	33,650	12,282,250			単-13号
道路修繕		式	1		14,457,853			
舗装工		式	1		9,476,573			
路面切削工		式	1		2,961,900			
路面切削 【夜間】	全面切削6cm以下(4000m2以下) 段差すりつけ撤去作業無	m2	3,000	677.5	2,032,500			単-14号

設計内訳書

工事名	Ｒ８・Ｒ９・Ｒ１０厚木出張所管内維持工事（令和８年度）　（当　初）	事業区分	道路維持･修繕
		工事区分	道路維持

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
殻運搬(路面切削) 【夜間】	アスファルト殻（切削層）	m3	150	2,906	435,900			単-15号
殻処分 【夜間】	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	m3	150	3,290	493,500			単-16号
ｵｰﾊﾞｰﾚｲ工		式	1		6,138,000			
表層(車道・路肩部) 【夜間】	再生密粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50ｍｍ 1.4m以上3.0m以下	m2	3,000	2,046	6,138,000			単-17号
舗装打換え工		式	1		88,583			
舗装版切断	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 15cmを超え30cm以下	m	40	1,582	63,280			単-18号
舗装版破砕	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 舗装版厚 20ｃｍ	m2	10	919.5	9,195			単-19号
殻運搬	舗装版破砕	m3	2	1,714	3,428			単-20号
殻処分	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	m3	2	[redacted]				単-21号
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装補修工		式	1		288,090			
パッチング	2t以上5t未満　再生密粒度ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物(13)	t	4.5	64,020	288,090			単-22号
区画線工		式	1		126,432			

設計内訳書

工事名	Ｒ８・Ｒ９・Ｒ１０厚木出張所管内維持工事（令和８年度）　（当　初）	事業区分	道路維持･修繕
		工事区分	道路維持

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
区画線工		式	1		126,432			
溶融式区画線	溶融式手動 実線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装無	m	320	395.1	126,432			単-23号
防護柵設置工		式	1		144,800			
防護柵設置工		式	1		144,800			
ガードレール設置		m	8	18,100	144,800			単-24号
構造物撤去工		式	1		8,548			
運搬処理工		式	1		8,548			
現場発生品運搬		回	1	8,548	8,548			単-25号
仮設工		式	1		4,701,500			
交通管理工		式	1		4,701,500			
交通誘導警備員 A		人日	50	20,610	1,030,500			単-26号
交通誘導警備員 B		人日	100	19,080	1,908,000			単-27号

設計内訳書

工事名	Ｒ８・Ｒ９・Ｒ１０厚木出張所管内維持工事（令和８年度）　（当　初）	事業区分	道路維持･修繕
		工事区分	道路維持

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
交通誘導警備員 A 【夜間】		人日	20	30,910	618,200			単-28号
交通誘導警備員 B 【夜間】		人日	40	28,620	1,144,800			単-29号
直接工事費		式	1		107,190,847			
共通仮設費		式	1		8,657,400			
共通仮設費		式	1		402,400			
運搬費		式	1		402,400			
建設機械運搬費		台	4	100,600	402,400			単-30号
共通仮設費（率計上）		式	1		8,255,000			
純工事費		式	1		115,848,247			
現場管理費		式	1		46,633,000			
工事原価		式	1		162,481,247			
一般管理費等		式	1		26,138,753			

設計内訳書

工事名	Ｒ８・Ｒ９・Ｒ１０厚木出張所管内維持工事（令和８年度）　（当　初）	事業区分	道路維持･修繕
		工事区分	道路維持

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
工事価格		式	1		188,620,000			
消費税相当額		式	1		18,862,000			
工事費計		式	1		207,482,000			

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－1号	通常巡回 (A)	119.4km 一般道 パトロール車 巡回員＋運行員 昼間	単位	回	数量	1	単価	66,970

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	1	35,496	35,496	
運転手（一般）		人	1	27,744	27,744	
パトロール車	車　軽油	km	119.4	31.2	3,725.28	
計					66,965.28	
単価					66,970	円／回

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－2号	通常巡回 (B)	119.4km 一般道 パトロール車 運行員 昼間	単位	回	数量	1	単価	31,470

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（一般）		人	1	27,744	27,744	
パトロール車	車　軽油	km	119.4	31.2	3,725.28	
計					31,469.28	
単価					31,470	円／回

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－3号	道路除草(複合) (A)	機械除草（肩掛式）・集草 防護有り	単位	m2	数量	1	単価	131.2

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
機械除草（肩掛式）・集草	有り	ｍ２	1	131.2	131.2	
計					131.2	
単価					131.2	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－4号	道路除草(複合) (B)	機械除草（肩掛式）・集草 防護無し	単位	㎡2	数量	1	単価	117

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
機械除草（肩掛式）・集草	無し	ｍ２	1	117	117	
計					117	
単価					117	円／㎡2

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－5号	積込運搬 (A) 松田		単位	㎡2	数量	1	単価	34.98

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
積込運搬	ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ(ｵﾝﾛｰﾄﾞ・ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ・2t積級) 6.5km以下 全ての費用	ｍ２	1	34.98	34.98	
計					34.98	
単価					34.98	円／㎡2

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－6号	積込運搬 (B) 大和座間 海老名 秦野		単位	m2	数量	1	単価	36.21

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
積込運搬	ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ(ｵﾝﾛｰﾄﾞ・ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ・2t積級) 11.5km以下 全ての費用	ｍ２	1	36.21	36.21	
計					36.21	
単価					36.21	円／m2

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－7号	積込運搬 (C) 厚木 山北		単位	m2	数量	1	単価	37.43

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
積込運搬	ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ(ｵﾝﾛｰﾄﾞ・ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ・2t積級) 14.5km以下 全ての費用	ｍ２	1	37.43	37.43	
計					37.43	
単価					37.43	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－8号	積込運搬 (D) 伊勢原		単位	m2	数量	1	単価	41.11

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
積込運搬	ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ(ｵﾝﾛｰﾄﾞ・ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ・2t積級) 21.5km以下 全ての費用	ｍ２	1	41.11	41.11	
計					41.11	
単価					41.11	円／m2

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－9号	除草処分 (A)		単位	t	数量	1	単価	15,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費（ｔ）		t	1	15,000	15,000	
計					15,000	
単価					15,000	円／t

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－10号	除草処分 (B)		単位	t	数量	1	単価	[redacted]

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費（ｔ）		t	1	[redacted]	[redacted]	
計						
単価						円／t

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－11号	除草処分 (C)		単位	t	数量	1	単価	20,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費（ｔ）		t	1	20,000	20,000	
計					20,000	
単価					20,000	円／t

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－12号	応急作業 (A)	昼間作業	単位	日	数量	1	単価	148,600

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
応急作業		日	1	148,600	148,600	
計					148,600	
単価					148,600	円／日

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－13号	応急作業 (B) 【夜間】	夜間作業	単位	日	数量	1	単価	33,650

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
応急作業【夜間】		日	1	33,650	33,650	
計					33,650	
単価					33,650	円／日

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－14号	路面切削 【夜間】	全面切削6cm以下(4000m2以下) 段差すりつけ撤去作業 無	単位	m2	数量	1	単価	677.5

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
路面切削	全面切削6cm以下(4000m2以下) 無し 全ての費用	ｍ２	1	677.5	677.5	
計					677.5	
単価					677.5	円／m2

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－15号	殻運搬(路面切削) 【夜間】	アスファルト殻（切削屑）	単位	m3	数量	1	単価	2,906

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
殻運搬（路面切削）	有り 12.5km以下 全ての費用	ｍ３	1	2,906	2,906	
計					2,906	
単価					2,906	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－16号	殻処分 【夜間】	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	単位	m3	数量	1	単価	3,290

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費（ｍ３）		ｍ３	1	3,290	3,290	
計					3,290	
単価					3,290	円／m3

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－17号	表層(車道・路肩部) 【夜間】	再生密粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50ｍｍ 1.4m以上3.0m以下	単位	m2	数量	1	単価	2,046

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
表層（車道・路肩部）	1.4m以上3.0m以下 50mm 再生密粒度アスコン（２０） ﾀｯｸｺｰﾄ PK-4 全ての費用	ｍ２	1	2,046	2,046	
計					2,046	
単価					2,046	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－18号	舗装版切断	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 15cmを超え30cm以下	単位	m	数量	1	単価	1,582

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
舗装版切断	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 15cmを超え30cm以下 全ての費用	m	1	1,582	1,582	
計					1,582	
単価					1,582	円／m

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－19号	舗装版破砕	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 舗装版厚 20ｃｍ	単位	m2	数量	1	単価	919.5

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
舗装版破砕	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 無し 必要 15cmを超え35cm以下 有り 全ての費用	ｍ２	1	919.5	919.5	
計					919.5	
単価					919.5	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－20号	殻運搬	舗装版破砕	単位	m3	数量	1	単価	1,714

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
殻運搬	舗装版破砕 機械積込(騒音対策不要、厚15cm超)又(騒音対策必要) 有り 4.0km以下 全ての費用	ｍ３	1	1,714	1,714	
計					1,714	
単価					1,714	円／m3

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－21号	殻処分	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	単位	m3	数量	1	単価	[redacted]

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費（ｍ３）		ｍ３	1	[redacted]		
計						
単価						円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－22号	パッチング	2t以上5t未満　再生密粒度ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物(13)	単位	t	数量	1	単価	64,020

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
加熱合材補修工	2t以上5t未満	t	1	64,020	64,020	
計					64,020	
単価					64,020	円／t

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－23号	溶融式区画線	溶融式手動 実線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装無	単位	m	数量	1	単価	395.1

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
区画線設置	無し 溶融式手動 無し 実線 15cm 無し 1.5mm 無し 無し 含有量15～18% 白 アスファルト舗装 全ての費用	m	1	395.1	395.1	
計					395.1	
単価					395.1	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－24号	ガードレール設置		単位	m	数量	1	単価	18,100

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
防護柵設置工（ガードレール設置工）	土中建込 Gr-B-4E 塗装品 21m未満 無 無 無 加算無し	m	1	18,100	18,100	
計					18,100	
単価					18,100	円／m

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－25号	現場発生品運搬		単位	回	数量	1	単価	8,548

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
現場発生品及び支給品運搬	ﾄﾗｯｸ[ｸﾚｰﾝ装置付]ﾍﾞｰｽﾄﾗｯｸ2t積、吊能力2.9t 有り 14.0km以下	t	1	8,548	8,548	
計					8,548	
単価					8,548	円／回

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－26号	交通誘導警備員 A		単位	人日	数量	1	単価	20,610

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ａ		人日	1	20,610	20,610	
計					20,610	
単価					20,610	円／人日

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－27号	交通誘導警備員 B		単位	人日	数量	1	単価	19,080

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ｂ		人日	1	19,080	19,080	
計					19,080	
単価					19,080	円／人日

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－28号	交通誘導警備員 A 【夜間】		単位	人日	数量	1	単価	30,910

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ａ		人日	1	30,910	30,910	
計					30,910	
単価					30,910	円／人日

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－29号	交通誘導警備員 B 【夜間】		単位	人日	数量	1	単価	28,620

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ｂ		人日	1	28,620	28,620	
計					28,620	
単価					28,620	円／人日

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－30号	建設機械運搬費		単位	台	数量	1	単価	100,600

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
貨物自動車による運搬（１車１回）	路面切削機(ﾎｲｰﾙ式･廃材積込装置付) 2.0m 35.3km 無 有 13600円	台	1	100,600	100,600	
計					100,600	
単価					100,600	円／台

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	パトロール車	車　軽油	単位	km	数量	5	単価	31.2

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
軽油		L	1	130	130	
諸雑費（率＋まるめ） 20%		式	1		26	
計					156	
単価					31.2	円／km

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	処分費（ｔ）		単位	t	数量	100	単価	15,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
（株）植照　緑の再生工場　フォレスト横浜		t	100	15,000	1,500,000	
計					1,500,000	
単価					15,000	円／ｔ

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	処分費（ｔ）		単位	t	数量	100	単価 [redacted]

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
（株）リテック　座間支店		t	100	[redacted]	[redacted]	
計						
単価						円／ｔ

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	処分費（ｔ）		単位	t	数量	100	単価 20,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
（株）富士建設　大井木材リサイクルセンター		t	100	20,000	2,000,000	
計					2,000,000	
単価					20,000	円／ｔ

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	応急作業		単位	日	数量	365	単価	148,600

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
普通作業員		人	1,100	27,336	30,069,600	
トラック［クレーン装置付］	ベーストラック４～４．５ｔ積　吊能力２．９ｔ	時間	90	8,452	760,680	
ダンプトラック［オンロード・ディーゼル］	２ｔ積級	時間	3,500	6,371	22,298,500	
ダンプトラック［オンロード・ディーゼル］	４ｔ積級	時間	30	7,218	216,540	
工事標識車	ＬＥＤ表示式　クレーン装置付	時間	65	6,233	405,145	
全天候型常温合材	20kg/袋	ｋｇ	4,600	95	437,000	
セメント	普通ポルトランド　２５ｋｇ袋入	ｔ	2	25,600	51,200	
コンクリート用骨材　砂	洗い　細目	ｍ３	5	6,650	33,250	
計					54,271,915	
単価					148,600	円／日

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	応急作業【夜間】		単位	日	数量	365	単価	33,650

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
普通作業員		人	150	41,004	6,150,600	
トラック［クレーン装置付］	ベーストラック４～４．５ｔ積　吊能力２．９ｔ	時間	45	11,250	506,250	
ダンプトラック［オンロード・ディーゼル］	２ｔ積級	時間	500	8,729	4,364,500	
ダンプトラック［オンロード・ディーゼル］	４ｔ積級	時間	50	9,576	478,800	
工事標識車	ＬＥＤ表示式　クレーン装置付	時間	80	8,591	687,280	
全天候型常温合材	20kg/袋	ｋｇ	1,000	95	95,000	
塩化ナトリウム	25kg/袋	袋	360	1,093	0	
計					12,282,430	
単価					33,650	円／日

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	処分費（ｍ３）		単位	ｍ３	数量	100	単価	3,290

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ガイアート平塚工場	夜間	ｍ３	100	3,290	329,000	
計					329,000	
単価					3,290	円／ｍ３

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	処分費（ｍ３）		単位	ｍ３	数量	100	単価	[redacted]

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
露木建設工業（株）　及川工場	昼間	ｍ３	100	[redacted]	[redacted]	
計						
単価						円／ｍ３

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	加熱合材補修工	2t以上5t未満	単位	t	数量	1	単価	64,020

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.24	35,496	8,519	
特殊作業員		人	0.53	31,518	16,704	
普通作業員		人	0.51	27,336	13,941	
振動ローラ運転		日	0.28	37,250	10,430	
再生密粒度アスコン(13)		t	1	11,300	11,300	
諸雑費（率＋まるめ） 8%		式	1		3,126	
計					64,020	
単価					64,020	円／ｔ

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	区画線設置	無し 溶融式手動 無し 実線 15cm 無し 1.5mm 無し 無し 含有量15～18% 白 アスファルト舗装 全ての費用	単位	m	数量	1,000	単価	395.1

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
区画線設置（溶融式）	昼間　豪雪無　実線15cm　制約無	m	1,000	231.54	231,540	
トラフィックペイント	３種１号　ビーズ１５～１８　白　溶融型	ｋｇ	570	235	133,950	
ガラスビーズ	０．１０６～０．８５０ｍｍ	ｋｇ	25	180	4,500	
接着用プライマー	区画線用	ｋｇ	25	485	12,125	
軽油		L	40	130	5,200	
諸雑費（率＋まるめ） 5%		式	1		7,785	
計					395,100	
単価					395.1	円／m

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	防護柵設置工（ガードレール設置工）	土中建込 Gr-B-4E 塗装品 21m未満 無 無 無 加算無し	単位	m	数量	1	単価	18,100

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ガードレール設置工　土中建込用	Ｇｒ－Ｂ－４Ｅ　塗装	m	1	18,096	18,096	
諸雑費（まるめ）		式	1		4	
計					18,100	
単価					18,100	円／m

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	交通誘導警備員Ａ		単位	人日	数量	1	単価	20,610

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ａ		人	1	20,604	20,604	
諸雑費（まるめ）		式	1		6	
計					20,610	
単価					20,610	円／人日

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	交通誘導警備員Ｂ		単位	人日	数量	1	単価	19,080

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ｂ		人	1	19,074	19,074	
諸雑費（まるめ）		式	1		6	
計					19,080	
単価					19,080	円／人日

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	交通誘導警備員Ａ		単位	人日	数量	1	単価	30,910

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ａ		人	1	30,906	30,906	
諸雑費（まるめ）		式	1		4	
計					30,910	
単価					30,910	円／人日

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	交通誘導警備員Ｂ		単位	人日	数量	1	単価	28,620

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ｂ		人	1	28,611	28,611	
諸雑費（まるめ）		式	1		9	
計					28,620	
単価					28,620	円／人日

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	貨物自動車による運搬（１車１回）	路面切削機(ﾎｲｰﾙ式･廃材積込装置付) 2.0m 35.3km 無 有 13600円	単位	台	数量	1	単価	100,600

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
貨物自動車基本運賃	20t車以上30t車まで 50kmまで	台	1	87,000	87,000	
貨物自動車運送料金	運搬中の賃料（損料）Ｋ（Ｋ’）	台	1	13,600	13,600	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					100,600	
単価					100,600	円／台

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	トラック［クレーン装置付］	ベーストラック４～４．５ｔ積　吊能力２．９ｔ	単位	時間	数量	1	単価	8,452

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	0.17	32,844	5,583	
軽油		L	5.3	130	689	
トラック［クレーン装置付］	ベーストラック４～４．５ｔ積　吊能力２．９ｔ	時間	1	2,180	2,180	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					8,452	
単価					8,452	円／時間

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ダンプトラック［オンロード・ディーゼル］	２ｔ積級	単位	時間	数量	1	単価	6,371

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（一般）		人	0.17	27,744	4,716	
軽油		L	3.5	130	455	
ダンプトラック［オンロード・ディーゼル］	２ｔ積級	時間	1	1,200	1,200	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					6,371	
単価					6,371	円／時間

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ダンプトラック［オンロード・ディーゼル］	４ｔ積級	単位	時間	数量	1	単価	7,218

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（一般）		人	0.17	27,744	4,716	
軽油		L	5.4	130	702	
ダンプトラック［オンロード・ディーゼル］	４ｔ積級	時間	1	1,800	1,800	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					7,218	
単価					7,218	円／時間

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	工事標識車	ＬＥＤ表示式　クレーン装置付	単位	時間	数量	1	単価	6,233

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（一般）		人	0.17	27,744	4,716	
軽油		L	6.2	130	806	
工事標識車	ＬＥＤ表示式　クレーン装置付	時間	1	711	711	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					6,233	
単価					6,233	円／時間

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	トラック［クレーン装置付］	ベーストラック４～４．５ｔ積　吊能力２．９ｔ	単位	時間	数量	1	単価	11,250

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	0.17	49,266	8,375	
軽油		L	5.3	130	689	
トラック［クレーン装置付］	ベーストラック４～４．５ｔ積　吊能力２．９ｔ	時間	1	2,180	2,180	
諸雑費（まるめ）		式	1		6	
計					11,250	
単価					11,250	円／時間

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	ダンプトラック［オンロード・ディーゼル］	２ｔ積級	単位	時間	数量	1	単価	8,729

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（一般）		人	0.17	41,616	7,074	
軽油		L	3.5	130	455	
ダンプトラック［オンロード・ディーゼル］	２ｔ積級	時間	1	1,200	1,200	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					8,729	
単価					8,729	円／時間

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	ダンプトラック［オンロード・ディーゼル］	４ｔ積級	単位	時間	数量	1	単価	9,576

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（一般）		人	0.17	41,616	7,074	
軽油		L	5.4	130	702	
ダンプトラック［オンロード・ディーゼル］	４ｔ積級	時間	1	1,800	1,800	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					9,576	
単価					9,576	円／時間

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	工事標識車	ＬＥＤ表示式　クレーン装置付	単位	時間	数量	1	単価	8,591

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（一般）		人	0.17	41,616	7,074	
軽油		L	6.2	130	806	
工事標識車	ＬＥＤ表示式　クレーン装置付	時間	1	711	711	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					8,591	
単価					8,591	円／時間

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	振動ローラ運転		単位	日	数量	1	単価	37,250

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
特殊作業員		人	1	31,518	31,518	
軽油		L	11	130	1,430	
振動ローラ（舗装用）［搭乗・コンバインド式］	運転質量２．４～２．６ｔ	日	1.4	3,070	4,298	
諸雑費（まるめ）		式	1		4	
計					37,250	
単価					37,250	円／日

Ｒ８・Ｒ９・Ｒ１０厚木出張所管内維持工事（令和８年度）

（　当　　初　）　請負工事費計算書

(1)直接工事費	107,190,847		
(2)共通仮設費	8,657,400		
(3)純工事費 (1)+(2)	115,848,247		
(4)現場管理費	46,633,000		
(5)工期延長等に伴う現場維持等の費用	0	(16)工場製作純工事費	0
		(17)工場管理費	0
(6)工事原価 (3)+(4)+(5)+(18)	162,481,247	(18)工場製作原価 (16)+(17)	0
(7')一般管理費等(計上額)	26,138,753	((7)一般管理費等(計算額)	26,143,232)
(8')その他費目計	0		
(9)業務委託料等	0		
(10)工事価格 (6)+(7')+(8')+(9)（万円未満切り捨て）	188,620,000		

(11)消費税相当額	18,862,000
(12)請負工事価格 (10)+(11)	207,482,000
(13)入札書比較価格 (請負工事費の100/110)	188,620,000
(14)調査基準価格	188,661,000
(15)調査基準価格の100/110 (万円未満切り捨て)	171,510,000

共通仮設費

主たる工種

単独（追加工事）：道路維持工事　　合算工事：0

対象工事費	107,190,847	直接工事費	107,190,847	準備費	0	事業損失	0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	2,660,380	現工事	0	合算工事	0

非対象額計（－）	10,023,040	
管理費区分１	10,023,040	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）
管理費区分２，７	0	（工場原価）
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）
管理費区分９	0	（間接費非対象額）
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）
対象額　支　給　品（＋）	393,470	
無償貸付機械評価額（＋）	604,476	

共通仮設費対象額

単独（追加工事）	98,165,753	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額	95,505,373		0		0

共通仮設費（率分）

率（補正前）	6.01　％		0　％		
施工地域等補正	1.4	ICT施工補正	1		
率（補正後）	8.41　％				
計上額	8,255,000		0		0

比較結果	当該追加工事	A			
	0	0		調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	0	直接工事費	107,190,847
非対象額計（－）	12,683,420		
管理費区分１	10,023,040	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）	
管理費区分２，７	0	（工場原価）	
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）	
管理費区分９	0	（間接費非対象額）	
管理費区分Ｔ	2,660,380	（直接工事費に含まれる処分費等）	
対象額　支　給　品（＋）	393,470		
無償貸付機械評価額（＋）	604,476		
現場環境改善費対象額（Ｐｉ）			
単独（追加工事）	0	現工事 0	合算工事 0

現場環境改善費			
率（補正前）	0 %	0 %	0 %
施工地域等補正	市街地		
率（補正後）	0 %		
計上額	0	0	0

比較結果	当該追加工事	Ａ	調整工事計上額 0
	0	0	

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	402,400				
運搬費	402,400	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0	現場環境改善費	0		

共通仮設費計	8,657,400

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	115,848,247	単独（追加工事）直接工事費	107,190,847	単独（追加工事）共通仮設費	8,657,400
非対象額計（－）	0				
管理費区分２，７	0	（工場原価）			
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分９	0	（間接費非対象額）			
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）			
対象額　支　給　品（＋）	393,470				
無償貸付機械等評価額（＋）	604,476				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	116,846,193	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	114,185,813		0		0
現場管理費対象純工事費　（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	32.29 %		0 %		0 %
施工地域等補正	1.2				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	39.91 %	（38.75% × 週休1.03）	0 %		
計上額	46,633,000		0		0
			8,808,554	（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名	横浜国道事務所　管理第二課			工事番号	2026010002　　第　0　回変更
発注年月	令和08年02月	契約区分	国債（翌債を含む）の分任官	主工種	道路維持工事

工事原価	162,481,247					
純工事費	115,848,247	現場管理費	46,633,000	工期延長等に伴う現場維持費		0
非対象額計（－）	0					
管理費区分９	0	（支給品を除く間接費非対象額）				
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）				
一般管理費等対象工事原価						
単独（追加工事）	162,481,247	現工事	0	合算工事		0
全処分費等を除く						
一般管理費等対象工事原価	159,820,867	現工事	0	合算工事		0
（調整工事入力で使用）						
前払金支出割合による補正係数	1	現工事				
財団法人等による補正係数	1					
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	162,481,247					
契約保証に係る補正値	0.04　%					
一般管理費率						
単独（追加工事）	16.05　%	現工事	0　%	合算工事		0　%
一般管理費	26,138,753					
業務委託料等	0					
調査基準価格	188,661,000					
調査基準価格の100/110	171,510,000	（ 90.93　%）				

工　事　数　量　総　括　表

工 事 名　　Ｒ８・Ｒ９・Ｒ１０厚木出張所管内維持工事（令和８年度）

国土交通省 関東地方整備局
横浜国道事務所　管理第二課

工事数量総括表

工事名	Ｒ８・Ｒ９・Ｒ１０厚木出張所管内維持工事（令和８年度）　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
道路維持		式		1		
巡視･巡回工		式		1		
道路巡回工		式		1		
通常巡回 (A)	119.4km 一般道 パトロール車 巡回員＋運行員 昼間	回		121		
通常巡回 (B)	119.4km 一般道 パトロール車 運行員 昼間	回		61		
除草工		式		1		
道路除草工		式		1		
道路除草(複合) (A)	機械除草（肩掛式）・集草 防護有り	m2		43,500		
道路除草(複合) (B)	機械除草（肩掛式）・集草 防護無し	m2		43,500		
積込運搬 (A) 松田		m2		3,400		
積込運搬 (B) 大和座間 海老名 秦野		m2		41,000		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８・Ｒ９・Ｒ１０厚木出張所管内維持工事（令和８年度）　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
積込運搬 (C) 厚木 山北		m2		31,800		
積込運搬 (D) 伊勢原		m2		10,800		
除草処分 (A)		t		11.8		
除草処分 (B)		t		24.7		
除草処分 (C)		t		79.1		
応急処理工		式		1		
応急処理作業工		式		1		
応急作業 (A)	昼間作業	日		365		
応急作業 (B) 【夜間】	夜間作業	日		365		
道路修繕		式		1		
舗装工		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８・Ｒ９・Ｒ１０厚木出張所管内維持工事（令和８年度）　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
路面切削工		式		1		
路面切削 【夜間】	全面切削6cm以下(4000m2以下) 段差すりつけ撤去作業無	m2		3,000		
殻運搬(路面切削) 【夜間】	アスファルト殻（切削屑）	m3		150		
殻処分 【夜間】	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	m3		150		
ｵｰﾊﾞｰﾚｲ工		式		1		
表層(車道・路肩部) 【夜間】	再生密粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50ｍｍ 1.4m以上3.0m以下	m2		3,000		
舗装打換え工		式		1		
舗装版切断	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 15cmを超え30cm以下	式		1		
舗装版破砕	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 舗装版厚 20ｃｍ	m2		10		
殻運搬	舗装版破砕	m3		2		
殻処分	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	m3		2		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８・Ｒ９・Ｒ１０厚木出張所管内維持工事（令和８年度）	（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装補修工		式		1		
パッチング	2t以上5t未満　再生密粒度ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物(13)			4.5		
区画線工		式		1		
区画線工		式		1		
溶融式区画線	溶融式手動 実線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装無	m		320		
防護柵設置工		式		1		
防護柵設置工		式		1		
ガードレール設置		m		8		
構造物撤去工		式		1		
運搬処理工		式		1		
現場発生品運搬		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８・Ｒ９・Ｒ１０厚木出張所管内維持工事（令和８年度）　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
仮設工		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員A		式		1		
交通誘導警備員B		式		1		
交通誘導警備員A【夜間】		式		1		
交通誘導警備員B【夜間】		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
運搬費		式		1		
建設機械運搬費		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８・Ｒ９・Ｒ１０厚木出張所管内維持工事（令和８年度）　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
共通仮設費（率計上）		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

鏡

１．工事名

工事名	Ｒ８・Ｒ９・Ｒ１０厚木出張所管内維持工事（令和９年度）
工事地名	厚木出張所管内

２．工事内容

１）	発注年月	令和 8年 2月	１２）	設 計 年 月	令和 8年 1月	
２）	事務所名	横浜国道事務所　管理第二課	１３）	機械損料一括補正	0	労務費一括割増　0%
３）	工事番号	2026010002	１４）	単価適用年月	2026年 3月	
４）	契約区分	国債（翌債を含む）の分任官	１５）	歩掛適用年月	2026年 3月	
５）	変更回数	0回	１６）	前請負工事費	0	
６）	主 工 種	道路維持工事	１７）	前請負代金額	0	
７）	工 事 量		１８）	調 整 区 分	0	
８）	工　　期	1096日間　自　令和 8年 4月 1日	１９）	共通仮設費対象額		
		（当初）　至　令和11年 3月31日	２０）	現場管理費対象額		
		（ 0回変更）　至　年 月 日	２１）	一般管理費等対象額		
９）	施 工 県	神奈川県	２２）	処 分 費 等	2,660,380	
１０）	地　　区	厚木地区	２３）	公 告 日	令和 8年 1月23日	
１１）	河川・路線	一般国道２４６号	２４）	入 札 締 切 日	年 月 日	

３．予算科目

1） 予算科目：	2） 目：	3） 目の細分：	4） 事業名：

設計内訳書

工事名	Ｒ８・Ｒ９・Ｒ１０厚木出張所管内維持工事（令和９年度）　（当　初）	事業区分	道路維持･修繕
		工事区分	道路維持

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
道路維持		式	1		92,799,214			
巡視･巡回工		式	1		10,090,010			
道路巡回工		式	1		10,090,010			
通常巡回 (A)	119.4km 一般道 パトロール車 巡回員＋運行員 昼間	回	122	66,970	8,170,340			単-1号
通常巡回 (B)	119.4km 一般道 パトロール車 運行員 昼間	回	61	31,470	1,919,670			単-2号
除草工		式	1		16,188,704			
道路除草工		式	1		16,188,704			
道路除草(複合) (A)	機械除草（肩掛式）・集草 防護有り	m2	43,500	131.2	5,707,200			単-3号
道路除草(複合) (B)	機械除草（肩掛式）・集草 防護無し	m2	43,500	117	5,089,500			単-4号
積込運搬 (A) 松田		m2	3,400	34.98	118,932			単-5号
積込運搬 (B) 大和座間 海老名 秦野		m2	41,000	36.21	1,484,610			単-6号
積込運搬 (C) 厚木 山北		m2	31,800	37.43	1,190,274			単-7号

設計内訳書

工事名	Ｒ８・Ｒ９・Ｒ１０厚木出張所管内維持工事（令和９年度）　（当　初）	事業区分	道路維持･修繕
		工事区分	道路維持

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
積込運搬 (D) 伊勢原		m2	10,800	41.11	443,988			単-8号
除草処分 (A)		t	11.8	15,000	177,000			単-9号
除草処分 (B)		t	24.7	[redacted]	[redacted]			単-10号
除草処分 (C)		t	79.1	20,000	1,582,000			単-11号
応急処理工		式	1		66,520,500			
応急処理作業工		式	1		66,520,500			
応急作業 (A)	昼間作業	日	366	148,200	54,241,200			単-12号
応急作業 (B) 【夜間】	夜間作業	日	366	33,550	12,279,300			単-13号
道路修繕		式	1		14,457,853			
舗装工		式	1		9,476,573			
路面切削工		式	1		2,961,900			
路面切削 【夜間】	全面切削6cm以下(4000m2以下) 段差すりつけ撤去作業無	m2	3,000	677.5	2,032,500			単-14号

設計内訳書

工事名	Ｒ８・Ｒ９・Ｒ１０厚木出張所管内維持工事（令和９年度）　（当　初）	事業区分	道路維持･修繕
		工事区分	道路維持

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
殻運搬(路面切削) 【夜間】	アスファルト殻（切削層）	m3	150	2,906	435,900			単-15号
殻処分 【夜間】	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	m3	150	3,290	493,500			単-16号
ｵｰﾊﾞｰﾚｲ工		式	1		6,138,000			
表層(車道・路肩部) 【夜間】	再生密粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50ｍｍ 1.4m以上3.0m以下	m2	3,000	2,046	6,138,000			単-17号
舗装打換え工		式	1		88,583			
舗装版切断	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 15cmを超え30cm以下	m	40	1,582	63,280			単-18号
舗装版破砕	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 舗装版厚 20ｃｍ	m2	10	919.5	9,195			単-19号
殻運搬	舗装版破砕	m3	2	1,714	3,428			単-20号
殻処分	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	m3	2	[redacted]	[redacted]			単-21号
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装補修工		式	1		288,090			
パッチング	2t以上5t未満　再生密粒度ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物(13)	t	4.5	64,020	288,090			単-22号
区画線工		式	1		126,432			

設計内訳書

工事名	Ｒ８・Ｒ９・Ｒ１０厚木出張所管内維持工事（令和９年度）　（当　初）	事業区分	道路維持･修繕
		工事区分	道路維持

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
区画線工		式	1		126,432			
溶融式区画線	溶融式手動 実線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装無	m	320	395.1	126,432			単-23号
防護柵設置工		式	1		144,800			
防護柵設置工		式	1		144,800			
ガードレール設置		m	8	18,100	144,800			単-24号
構造物撤去工		式	1		8,548			
運搬処理工		式	1		8,548			
現場発生品運搬		回	1	8,548	8,548			単-25号
仮設工		式	1		4,701,500			
交通管理工		式	1		4,701,500			
交通誘導警備員 A		人日	50	20,610	1,030,500			単-26号
交通誘導警備員 B		人日	100	19,080	1,908,000			単-27号

設計内訳書

工事名	Ｒ８・Ｒ９・Ｒ１０厚木出張所管内維持工事（令和９年度）　（当　初）	事業区分	道路維持･修繕
		工事区分	道路維持

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
交通誘導警備員 A 【夜間】		人日	20	30,910	618,200			単-28号
交通誘導警備員 B 【夜間】		人日	40	28,620	1,144,800			単-29号
直接工事費		式	1		107,257,067			
共通仮設費		式	1		8,657,400			
共通仮設費		式	1		402,400			
運搬費		式	1		402,400			
建設機械運搬費		台	4	100,600	402,400			単-30号
共通仮設費（率計上）		式	1		8,255,000			
純工事費		式	1		115,914,467			
現場管理費		式	1		46,659,000			
工事原価		式	1		162,573,467			
一般管理費等		式	1		26,156,533			

設計内訳書

工事名	Ｒ８・Ｒ９・Ｒ１０厚木出張所管内維持工事（令和９年度）　（当　初）	事業区分	道路維持･修繕
		工事区分	道路維持

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
工事価格		式	1		188,730,000			
消費税相当額		式	1		18,873,000			
工事費計		式	1		207,603,000			

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－1号	通常巡回 (A)	119.4km 一般道 パトロール車 巡回員＋運行員 昼間	単位	回	数量	1	単価	66,970

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	1	35,496	35,496	
運転手（一般）		人	1	27,744	27,744	
パトロール車	車　軽油	km	119.4	31.2	3,725.28	
計					66,965.28	
単価					66,970	円／回

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－2号	通常巡回 (B)	119.4km 一般道 パトロール車 運行員 昼間	単位	回	数量	1	単価	31,470

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（一般）		人	1	27,744	27,744	
パトロール車	車　軽油	km	119.4	31.2	3,725.28	
計					31,469.28	
単価					31,470	円／回

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－3号	道路除草(複合) (A)	機械除草（肩掛式）・集草 防護有り	単位	m2	数量	1	単価	131.2

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
機械除草（肩掛式）・集草	有り	ｍ２	1	131.2	131.2	
計					131.2	
単価					131.2	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－4号	道路除草(複合) (B)	機械除草（肩掛式）・集草 防護無し	単位	㎡2	数量	1	単価	117

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
機械除草（肩掛式）・集草	無し	ｍ２	1	117	117	
計					117	
単価					117	円／㎡2

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－5号	積込運搬 (A) 松田		単位	㎡2	数量	1	単価	34.98

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
積込運搬	ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ(ｵﾝﾛｰﾄﾞ・ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ・2t積級) 6.5km以下 全ての費用	ｍ２	1	34.98	34.98	
計					34.98	
単価					34.98	円／㎡2

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－6号	積込運搬 (B) 大和座間 海老名 秦野		単位	m2	数量	1	単価	36.21

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
積込運搬	ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ(ｵﾝﾛｰﾄﾞ・ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ・2t積級) 11.5km以下 全ての費用	ｍ２	1	36.21	36.21	
計					36.21	
単価					36.21	円／m2

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－7号	積込運搬 (C) 厚木 山北		単位	m2	数量	1	単価	37.43

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
積込運搬	ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ(ｵﾝﾛｰﾄﾞ・ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ・2t積級) 14.5km以下 全ての費用	ｍ２	1	37.43	37.43	
計					37.43	
単価					37.43	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－8号	積込運搬 (D) 伊勢原		単位	m2	数量	1	単価	41.11

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
積込運搬	ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ(ｵﾝﾛｰﾄﾞ・ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ・2t積級) 21.5km以下 全ての費用	ｍ２	1	41.11	41.11	
計					41.11	
単価					41.11	円／m2

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－9号	除草処分 (A)		単位	t	数量	1	単価	15,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費（ｔ）		t	1	15,000	15,000	
計					15,000	
単価					15,000	円／t

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－10号	除草処分 (B)		単位	t	数量	1	単価	[redacted]

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費（ｔ）		t	1	[redacted]	[redacted]	
計						
単価						円／t

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－11号	除草処分 (C)		単位	t	数量	1	単価	20,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費（ｔ）		t	1	20,000	20,000	
計					20,000	
単価					20,000	円／t

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－12号	応急作業 (A)	昼間作業	単位	日	数量	1	単価	148,200

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
応急作業		日	1	148,200	148,200	
計					148,200	
単価					148,200	円／日

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－13号	応急作業 (B) 【夜間】	夜間作業	単位	日	数量	1	単価	33,550

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
応急作業【夜間】		日	1	33,550	33,550	
計					33,550	
単価					33,550	円／日

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－14号	路面切削 【夜間】	全面切削6cm以下(4000m2以下) 段差すりつけ撤去作業 無	単位	m2	数量	1	単価	677.5

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
路面切削	全面切削6cm以下(4000m2以下) 無し 全ての費用	ｍ２	1	677.5	677.5	
計					677.5	
単価					677.5	円／m2

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－15号	殻運搬(路面切削) 【夜間】	アスファルト殻（切削屑）	単位	m3	数量	1	単価	2,906

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
殻運搬（路面切削）	有り 12.5km以下 全ての費用	ｍ３	1	2,906	2,906	
計					2,906	
単価					2,906	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－16号	殻処分 【夜間】	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	単位	m3	数量	1	単価	3,290

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費（ｍ３）		ｍ３	1	3,290	3,290	
計					3,290	
単価					3,290	円／m3

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－17号	表層(車道・路肩部) 【夜間】	再生密粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50ｍｍ 1.4m以上3.0m以下	単位	m2	数量	1	単価	2,046

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
表層（車道・路肩部）	1.4m以上3.0m以下 50mm 再生密粒度アスコン（２０） ﾀｯｸｺｰﾄ PK-4 全ての費用	ｍ２	1	2,046	2,046	
計					2,046	
単価					2,046	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－18号	舗装版切断	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 15cmを超え30cm以下	単位	m	数量	1	単価	1,582

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
舗装版切断	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 15cmを超え30cm以下 全ての費用	m	1	1,582	1,582	
計					1,582	
単価					1,582	円／m

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－19号	舗装版破砕	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 舗装版厚 20ｃｍ	単位	m2	数量	1	単価	919.5

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
舗装版破砕	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 無し 必要 15cmを超え35cm以下 有り 全ての費用	ｍ２	1	919.5	919.5	
計					919.5	
単価					919.5	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－20号	殻運搬	舗装版破砕	単位	m3	数量	1	単価	1,714

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
殻運搬	舗装版破砕 機械積込(騒音対策不要、厚15cm超)又(騒音対策必要) 有り 4.0km以下 全ての費用	ｍ３	1	1,714	1,714	
計					1,714	
単価					1,714	円／m3

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－21号	殻処分	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	単位	m3	数量	1	単価	[redacted]

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費（ｍ３）		ｍ３	1	[redacted]		
計						
単価						円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－22号	パッチング	2t以上5t未満　再生密粒度ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物(13)	単位	t	数量	1	単価	64,020

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
加熱合材補修工	2t以上5t未満	t	1	64,020	64,020	
計					64,020	
単価					64,020	円／t

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－23号	溶融式区画線	溶融式手動 実線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装無	単位	m	数量	1	単価	395.1

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
区画線設置	無し 溶融式手動 無し 実線 15cm 無し 1.5mm 無し 無し 含有量15～18% 白 アスファルト舗装 全ての費用	m	1	395.1	395.1	
計					395.1	
単価					395.1	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－24号	ガードレール設置		単位	m	数量	1	単価	18,100

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
防護柵設置工（ガードレール設置工）	土中建込 Gr-B-4E 塗装品 21m未満 無 無 無 加算無し	m	1	18,100	18,100	
計					18,100	
単価					18,100	円／m

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－25号	現場発生品運搬		単位	回	数量	1	単価	8,548

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
現場発生品及び支給品運搬	ﾄﾗｯｸ[ｸﾚｰﾝ装置付]ﾍﾞｰｽﾄﾗｯｸ2t積、吊能力2.9t 有り 14.0km以下	t	1	8,548	8,548	
計					8,548	
単価					8,548	円／回

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－26号	交通誘導警備員 A		単位	人日	数量	1	単価	20,610

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ａ		人日	1	20,610	20,610	
計					20,610	
単価					20,610	円／人日

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－27号	交通誘導警備員 B		単位	人日	数量	1	単価	19,080

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ｂ		人日	1	19,080	19,080	
計					19,080	
単価					19,080	円／人日

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－28号	交通誘導警備員 A 【夜間】		単位	人日	数量	1	単価	30,910

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ａ		人日	1	30,910	30,910	
計					30,910	
単価					30,910	円／人日

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－29号	交通誘導警備員 B 【夜間】		単位	人日	数量	1	単価	28,620

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ｂ		人日	1	28,620	28,620	
計					28,620	
単価					28,620	円／人日

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－30号	建設機械運搬費		単位	台	数量	1	単価	100,600

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
貨物自動車による運搬（１車１回）	路面切削機(ﾎｲｰﾙ式･廃材積込装置付) 2.0m 35.3km 無 有 13600円	台	1	100,600	100,600	
計					100,600	
単価					100,600	円／台

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	パトロール車	車　軽油	単位	km	数量	5	単価	31.2

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
軽油		L	1	130	130	
諸雑費（率＋まるめ） 20%		式	1		26	
計					156	
単価					31.2	円／km

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	処分費（ｔ）		単位	t	数量	100	単価	15,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
（株）植照　緑の再生工場　フォレスト横浜		t	100	15,000	1,500,000	
計					1,500,000	
単価					15,000	円／ｔ

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	処分費（ｔ）		単位	t	数量	100	単価	[redacted]

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
（株）リテック　座間支店		t	100	[redacted]	[redacted]	
計						
単価						円／ｔ

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	処分費（ｔ）		単位	t	数量	100	単価	20,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
（株）富士建設　大井木材リサイクルセンター		t	100	20,000	2,000,000	
計					2,000,000	
単価					20,000	円／ｔ

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	応急作業		単位	日	数量	366	単価	148,200

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
普通作業員		人	1,100	27,336	30,069,600	
トラック［クレーン装置付］	ベーストラック４～４．５ｔ積　吊能力２．９ｔ	時間	90	8,452	760,680	
ダンプトラック［オンロード・ディーゼル］	２ｔ積級	時間	3,500	6,371	22,298,500	
ダンプトラック［オンロード・ディーゼル］	４ｔ積級	時間	30	7,218	216,540	
工事標識車	ＬＥＤ表示式　クレーン装置付	時間	65	6,233	405,145	
全天候型常温合材	20kg/袋	ｋｇ	4,600	95	437,000	
セメント	普通ポルトランド　２５ｋｇ袋入	ｔ	2	25,600	51,200	
コンクリート用骨材　砂	洗い　細目	ｍ３	5	6,650	33,250	
計					54,271,915	
単価					148,200	円／日

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	応急作業【夜間】		単位	日	数量	366	単価	33,550

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
普通作業員		人	150	41,004	6,150,600	
トラック［クレーン装置付］	ベーストラック４～４．５ｔ積　吊能力２．９ｔ	時間	45	11,250	506,250	
ダンプトラック［オンロード・ディーゼル］	２ｔ積級	時間	500	8,729	4,364,500	
ダンプトラック［オンロード・ディーゼル］	４ｔ積級	時間	50	9,576	478,800	
工事標識車	ＬＥＤ表示式　クレーン装置付	時間	80	8,591	687,280	
全天候型常温合材	20kg/袋	ｋｇ	1,000	95	95,000	
塩化ナトリウム	25kg/袋	袋	360	1,093	0	
計					12,282,430	
単価					33,550	円／日

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	処分費（ｍ３）		単位	ｍ３	数量	100	単価	3,290

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ガイアート平塚工場	夜間	ｍ３	100	3,290	329,000	
計					329,000	
単価					3,290	円／ｍ３

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	処分費（ｍ３）		単位	ｍ３	数量	100	単価	[redacted]

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
露木建設工業（株）　及川工場	昼間	ｍ３	100	[redacted]	[redacted]	
計					[redacted]	
単価					[redacted]	円／ｍ３

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	加熱合材補修工	2t以上5t未満	単位	t	数量	1	単価	64,020

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.24	35,496	8,519	
特殊作業員		人	0.53	31,518	16,704	
普通作業員		人	0.51	27,336	13,941	
振動ローラ運転		日	0.28	37,250	10,430	
再生密粒度アスコン(13)		t	1	11,300	11,300	
諸雑費（率＋まるめ） 8%		式	1		3,126	
計					64,020	
単価					64,020	円／ｔ

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	区画線設置	無し 溶融式手動 無し 実線 15cm 無し 1.5mm 無し 無し 含有量15～18% 白 アスファルト舗装 全ての費用	単位	m	数量	1,000	単価	395.1

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
区画線設置（溶融式）	昼間　豪雪無　実線15cm　制約無	m	1,000	231.54	231,540	
トラフィックペイント	３種１号　ビーズ１５～１８　白　溶融型	ｋｇ	570	235	133,950	
ガラスビーズ	０．１０６～０．８５０ｍｍ	ｋｇ	25	180	4,500	
接着用プライマー	区画線用	ｋｇ	25	485	12,125	
軽油		L	40	130	5,200	
諸雑費（率＋まるめ） 5%		式	1		7,785	
計					395,100	
単価					395.1	円／m

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	防護柵設置工（ガードレール設置工）	土中建込 Gr-B-4E 塗装品 21m未満 無 無 無 加算無し	単位	m	数量	1	単価	18,100

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ガードレール設置工　土中建込用	Ｇｒ－Ｂ－４Ｅ　塗装	m	1	18,096	18,096	
諸雑費（まるめ）		式	1		4	
計					18,100	
単価					18,100	円／m

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	交通誘導警備員Ａ		単位	人日	数量	1	単価	20,610

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ａ		人	1	20,604	20,604	
諸雑費（まるめ）		式	1		6	
計					20,610	
単価					20,610	円／人日

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	交通誘導警備員Ｂ		単位	人日	数量	1	単価	19,080

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ｂ		人	1	19,074	19,074	
諸雑費（まるめ）		式	1		6	
計					19,080	
単価					19,080	円／人日

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	交通誘導警備員Ａ		単位	人日	数量	1	単価	30,910

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ａ		人	1	30,906	30,906	
諸雑費（まるめ）		式	1		4	
計					30,910	
単価					30,910	円／人日

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	交通誘導警備員Ｂ		単位	人日	数量	1	単価	28,620

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ｂ		人	1	28,611	28,611	
諸雑費（まるめ）		式	1		9	
計					28,620	
単価					28,620	円／人日

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	貨物自動車による運搬（１車１回）	路面切削機(ﾎｲｰﾙ式･廃材積込装置付) 2.0m 35.3km 無 有 13600円	単位	台	数量	1	単価	100,600

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
貨物自動車基本運賃	20t車以上30t車まで 50kmまで	台	1	87,000	87,000	
貨物自動車運送料金	運搬中の賃料（損料）Ｋ（Ｋ’）	台	1	13,600	13,600	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					100,600	
単価					100,600	円／台

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	トラック［クレーン装置付］	ベーストラック４～４．５ｔ積　吊能力２．９ｔ	単位	時間	数量	1	単価	8,452

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	0.17	32,844	5,583	
軽油		L	5.3	130	689	
トラック［クレーン装置付］	ベーストラック４～４．５ｔ積　吊能力２．９ｔ	時間	1	2,180	2,180	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					8,452	
単価					8,452	円／時間

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ダンプトラック［オンロード・ディーゼル］	２ｔ積級	単位	時間	数量	1	単価	6,371

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（一般）		人	0.17	27,744	4,716	
軽油		L	3.5	130	455	
ダンプトラック［オンロード・ディーゼル］	２ｔ積級	時間	1	1,200	1,200	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					6,371	
単価					6,371	円／時間

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ダンプトラック［オンロード・ディーゼル］	４ｔ積級	単位	時間	数量	1	単価	7,218

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（一般）		人	0.17	27,744	4,716	
軽油		L	5.4	130	702	
ダンプトラック［オンロード・ディーゼル］	４ｔ積級	時間	1	1,800	1,800	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					7,218	
単価					7,218	円／時間

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	工事標識車	ＬＥＤ表示式　クレーン装置付	単位	時間	数量	1	単価	6,233

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（一般）		人	0.17	27,744	4,716	
軽油		L	6.2	130	806	
工事標識車	ＬＥＤ表示式　クレーン装置付	時間	1	711	711	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					6,233	
単価					6,233	円／時間

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	トラック［クレーン装置付］	ベーストラック４～４．５ｔ積　吊能力２．９ｔ	単位	時間	数量	1	単価	11,250

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	0.17	49,266	8,375	
軽油		L	5.3	130	689	
トラック［クレーン装置付］	ベーストラック４～４．５ｔ積　吊能力２．９ｔ	時間	1	2,180	2,180	
諸雑費（まるめ）		式	1		6	
計					11,250	
単価					11,250	円／時間

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	ダンプトラック［オンロード・ディーゼル］	２ｔ積級	単位	時間	数量	1	単価	8,729

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（一般）		人	0.17	41,616	7,074	
軽油		L	3.5	130	455	
ダンプトラック［オンロード・ディーゼル］	２ｔ積級	時間	1	1,200	1,200	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					8,729	
単価					8,729	円／時間

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	ダンプトラック［オンロード・ディーゼル］	４ｔ積級	単位	時間	数量	1	単価	9,576

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（一般）		人	0.17	41,616	7,074	
軽油		L	5.4	130	702	
ダンプトラック［オンロード・ディーゼル］	４ｔ積級	時間	1	1,800	1,800	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					9,576	
単価					9,576	円／時間

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	工事標識車	ＬＥＤ表示式　クレーン装置付	単位	時間	数量	1	単価	8,591

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（一般）		人	0.17	41,616	7,074	
軽油		L	6.2	130	806	
工事標識車	ＬＥＤ表示式　クレーン装置付	時間	1	711	711	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					8,591	
単価					8,591	円／時間

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	振動ローラ運転		単位	日	数量	1	単価	37,250

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
特殊作業員		人	1	31,518	31,518	
軽油		L	11	130	1,430	
振動ローラ（舗装用）［搭乗・コンバインド式］	運転質量２．４～２．６ｔ	日	1.4	3,070	4,298	
諸雑費（まるめ）		式	1		4	
計					37,250	
単価					37,250	円／日

Ｒ８・Ｒ９・Ｒ１０厚木出張所管内維持工事（令和９年度）

（　当　　初　）　請負工事費計算書

(1)直接工事費	107,257,067		
(2)共通仮設費	8,657,400		
(3)純工事費 (1)+(2)	115,914,467		
(4)現場管理費	46,659,000		
(5)工期延長等に伴う現場維持等の費用	0	(16)工場製作純工事費	0
		(17)工場管理費	0
(6)工事原価 (3)+(4)+(5)+(18)	162,573,467	(18)工場製作原価 (16)+(17)	0
(7')一般管理費等(計上額)	26,156,533	((7)一般管理費等(計算額)	26,158,070)
(8')その他費目計	0		
(9)業務委託料等	0		
(10)工事価格 (6)+(7')+(8')+(9)（万円未満切り捨て）	188,730,000		

(11)消費税相当額	18,873,000
(12)請負工事価格 (10)+(11)	207,603,000
(13)入札書比較価格 (請負工事費の100/110)	188,730,000
(14)調査基準価格	188,771,000
(15)調査基準価格の100/110 (万円未満切り捨て)	171,610,000

共通仮設費

主たる工種

単独（追加工事）：道路維持工事　　合算工事：0

対象工事費	107,257,067	直接工事費	107,257,067	準備費	0	事業損失	0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	2,660,380	現工事	0	合算工事	0

非対象額計（－）	10,090,010	
管理費区分１	10,090,010	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）
管理費区分２，７	0	（工場原価）
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）
管理費区分９	0	（間接費非対象額）
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）
対象額　支　給　品（＋）	393,450	
無償貸付機械評価額（＋）	604,448	

共通仮設費対象額

単独（追加工事）	98,164,955	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額	95,504,575		0		0

共通仮設費（率分）

率（補正前）	6.01 %		0 %		
施工地域等補正	1.4	ICT施工補正	1		
率（補正後）	8.41 %				
計上額	8,255,000		0		0

比較結果	当該追加工事	A			
	0	0		調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	0	直接工事費	107,257,067
非対象額計（－）	12,750,390		
管理費区分１	10,090,010	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）	
管理費区分２，７	0	（工場原価）	
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）	
管理費区分９	0	（間接費非対象額）	
管理費区分Ｔ	2,660,380	（直接工事費に含まれる処分費等）	
対象額　支　給　品（＋）	393,450		
無償貸付機械評価額（＋）	604,448		
現場環境改善費対象額（Ｐｉ）			
単独（追加工事）	0	現工事	0
		合算工事	0

現場環境改善費			
率（補正前）	0　％	0　％	0　％
施工地域等補正	市街地		
率（補正後）	0　％		
計上額	0	0	0

比較結果	当該追加工事	Ａ	調整工事計上額	0
	0	0		

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	402,400				
運搬費	402,400	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0	現場環境改善費	0		

共通仮設費計	8,657,400

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	115,914,467	単独（追加工事）直接工事費	107,257,067	単独（追加工事）共通仮設費	8,657,400
非対象額計（－）	0				
管理費区分２，７	0	（工場原価）			
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分９	0	（間接費非対象額）			
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）			
対象額　支　給　品（＋）	393,450				
無償貸付機械等評価額（＋）	604,448				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	116,912,365	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	114,251,985		0		0
現場管理費対象純工事費　（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	32.29 %		0 %		0 %
施工地域等補正	1.2				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	39.91 %	（38.75% × 週休1.03）	0 %		
計上額	46,659,000		0		0
			8,813,691	（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名	横浜国道事務所　管理第二課			工事番号	2026010002　　第　0　回変更
発注年月	令和08年02月	契約区分	国債（翌債を含む）の分任官	主工種	道路維持工事

工事原価	162,573,467					
純工事費	115,914,467	現場管理費	46,659,000	工期延長等に伴う現場維持費		0
非対象額計（－）	0					
管理費区分９	0	（支給品を除く間接費非対象額）				
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）				
一般管理費等対象工事原価						
単独（追加工事）	162,573,467	現工事	0	合算工事		0
全処分費等を除く						
一般管理費等対象工事原価	159,913,087	現工事	0	合算工事		0
（調整工事入力で使用）						
前払金支出割合による補正係数	1	現工事				
財団法人等による補正係数	1					
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	162,573,467					
契約保証に係る補正値	0.04　%					
一般管理費率						
単独（追加工事）	16.05　%	現工事	0　%	合算工事		0　%
一般管理費	26,156,533					
業務委託料等	0					
調査基準価格	188,771,000					
調査基準価格の100/110	171,610,000	（ 90.93　%）				

工　事　数　量　総　括　表

工 事 名　　Ｒ８・Ｒ９・Ｒ１０厚木出張所管内維持工事（令和９年度）

国土交通省 関東地方整備局
横浜国道事務所　管理第二課

工事数量総括表

工事名	Ｒ８・Ｒ９・Ｒ１０厚木出張所管内維持工事（令和９年度）	（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
道路維持		式		1		
巡視･巡回工		式		1		
道路巡回工		式		1		
通常巡回 (A)	119.4km 一般道 パトロール車 巡回員＋運行員 昼間	回		122		
通常巡回 (B)	119.4km 一般道 パトロール車 運行員 昼間	回		61		
除草工		式		1		
道路除草工		式		1		
道路除草(複合) (A)	機械除草（肩掛式）・集草 防護有り	m2		43,500		
道路除草(複合) (B)	機械除草（肩掛式）・集草 防護無し	m2		43,500		
積込運搬 (A) 松田		m2		3,400		
積込運搬 (B) 大和座間 海老名 秦野		m2		41,000		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８・Ｒ９・Ｒ１０厚木出張所管内維持工事（令和９年度）　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
積込運搬 (C) 厚木 山北		m2		31,800		
積込運搬 (D) 伊勢原		m2		10,800		
除草処分 (A)		t		11.8		
除草処分 (B)		t		24.7		
除草処分 (C)		t		79.1		
応急処理工		式		1		
応急処理作業工		式		1		
応急作業 (A)	昼間作業	日		366		
応急作業 (B) 【夜間】	夜間作業	日		366		
道路修繕		式		1		
舗装工		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８・Ｒ９・Ｒ１０厚木出張所管内維持工事（令和９年度）　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
路面切削工		式		1		
路面切削 【夜間】	全面切削6cm以下(4000m2以下) 段差すりつけ撤去作業無	m2		3,000		
殻運搬(路面切削) 【夜間】	アスファルト殻（切削屑）	m3		150		
殻処分 【夜間】	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	m3		150		
ｵｰﾊﾞｰﾚｲ工		式		1		
表層(車道・路肩部) 【夜間】	再生密粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50ｍｍ 1.4m以上3.0m以下	m2		3,000		
舗装打換え工		式		1		
舗装版切断	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 15cmを超え30cm以下	式		1		
舗装版破砕	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 舗装版厚 20ｃｍ	m2		10		
殻運搬	舗装版破砕	m3		2		
殻処分	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	m3		2		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８・Ｒ９・Ｒ１０厚木出張所管内維持工事（令和９年度）	（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装補修工		式		1		
パッチング	2t以上5t未満　再生密粒度ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物(13)			4.5		
区画線工		式		1		
区画線工		式		1		
溶融式区画線	溶融式手動 実線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装無	m		320		
防護柵設置工		式		1		
防護柵設置工		式		1		
ガードレール設置		m		8		
構造物撤去工		式		1		
運搬処理工		式		1		
現場発生品運搬		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８・Ｒ９・Ｒ１０厚木出張所管内維持工事（令和９年度）　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
仮設工		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員 A		式		1		
交通誘導警備員 B		式		1		
交通誘導警備員 A 【夜間】		式		1		
交通誘導警備員 B 【夜間】		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
運搬費		式		1		
建設機械運搬費		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８・Ｒ９・Ｒ１０厚木出張所管内維持工事（令和９年度）　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
共通仮設費（率計上）		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

鏡

１．工事名

工事名	Ｒ８・Ｒ９・Ｒ１０厚木出張所管内維持工事（令和１０年度）
工事地名	厚木出張所管内

２．工事内容

１）	発注年月	令和 8年 2月	１２）	設 計 年 月	令和 8年 1月
２）	事務所名	横浜国道事務所　管理第二課	１３）	機械損料一括補正	0　　労務費一括割増　　0%
３）	工事番号	2026010002	１４）	単価適用年月	2026年 3月
４）	契約区分	国債（翌債を含む）の分任官	１５）	歩掛適用年月	2026年 3月
５）	変更回数	0回	１６）	前請負工事費	0
６）	主 工 種	道路維持工事	１７）	前請負代金額	0
７）	工 事 量		１８）	調 整 区 分	0
８）	工　　期	1096日間　自　令和 8年 4月 1日	１９）	共通仮設費対象額	
		（当初）　至　令和11年 3月31日	２０）	現場管理費対象額	
		（ 0回変更）　至　年 月 日	２１）	一般管理費等対象額	
９）	施 工 県	神奈川県	２２）	処 分 費 等	2,660,380
１０）	地　　区	厚木地区	２３）	公 告 日	令和 8年 1月23日
１１）	河川・路線	一般国道２４６号	２４）	入 札 締 切 日	年 月 日

３．予算科目

1） 予算科目：	2） 目：	3） 目の細分：	4） 事業名：

設計内訳書

工事名	Ｒ８・Ｒ９・Ｒ１０厚木出張所管内維持工事（令和１０年度）　（当　初）	事業区分	道路維持･修繕
		工事区分	道路維持

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
道路維持		式	1		92,799,964			
巡視･巡回工		式	1		10,090,010			
道路巡回工		式	1		10,090,010			
通常巡回 (A)	119.4km 一般道 パトロール車 巡回員＋運行員 昼間	回	122	66,970	8,170,340			単-1号
通常巡回 (B)	119.4km 一般道 パトロール車 運行員 昼間	回	61	31,470	1,919,670			単-2号
除草工		式	1		16,188,704			
道路除草工		式	1		16,188,704			
道路除草(複合) (A)	機械除草（肩掛式）・集草 防護有り	m2	43,500	131.2	5,707,200			単-3号
道路除草(複合) (B)	機械除草（肩掛式）・集草 防護無し	m2	43,500	117	5,089,500			単-4号
積込運搬 (A) 松田		m2	3,400	34.98	118,932			単-5号
積込運搬 (B) 大和座間 海老名 秦野		m2	41,000	36.21	1,484,610			単-6号
積込運搬 (C) 厚木 山北		m2	31,800	37.43	1,190,274			単-7号

設計内訳書

工事名	Ｒ８・Ｒ９・Ｒ１０厚木出張所管内維持工事（令和１０年度）　（当　初）	事業区分	道路維持･修繕
		工事区分	道路維持

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
積込運搬 (D) 伊勢原		m2	10,800	41.11	443,988			単-8号
除草処分 (A)		t	11.8	15,000	177,000			単-9号
除草処分 (B)		t	24.7	[redacted]	[redacted]			単-10号
除草処分 (C)		t	79.1	20,000	1,582,000			単-11号
応急処理工		式	1		66,521,250			
応急処理作業工		式	1		66,521,250			
応急作業 (A)	昼間作業	日	365	148,600	54,239,000			単-12号
応急作業 (B) 【夜間】	夜間作業	日	365	33,650	12,282,250			単-13号
道路修繕		式	1		14,457,853			
舗装工		式	1		9,476,573			
路面切削工		式	1		2,961,900			
路面切削 【夜間】	全面切削6cm以下(4000m2以下) 段差すりつけ撤去作業無	m2	3,000	677.5	2,032,500			単-14号

設計内訳書

工事名	Ｒ８・Ｒ９・Ｒ１０厚木出張所管内維持工事（令和１０年度）　（当　初）	事業区分	道路維持･修繕
		工事区分	道路維持

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
殻運搬(路面切削) 【夜間】	アスファルト殻（切削層）	m3	150	2,906	435,900			単-15号
殻処分 【夜間】	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	m3	150	3,290	493,500			単-16号
ｵｰﾊﾞｰﾚｲ工		式	1		6,138,000			
表層(車道・路肩部) 【夜間】	再生密粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50ｍｍ 1.4m以上3.0m以下	m2	3,000	2,046	6,138,000			単-17号
舗装打換え工		式	1		88,583			
舗装版切断	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 15cmを超え30cm以下	m	40	1,582	63,280			単-18号
舗装版破砕	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 舗装版厚 20ｃｍ	m2	10	919.5	9,195			単-19号
殻運搬	舗装版破砕	m3	2	1,714	3,428			単-20号
殻処分	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	m3	2	[redacted]	[redacted]			単-21号
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装補修工		式	1		288,090			
パッチング	2t以上5t未満　再生密粒度ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物(13)	t	4.5	64,020	288,090			単-22号
区画線工		式	1		126,432			

設計内訳書

工事名	Ｒ８・Ｒ９・Ｒ１０厚木出張所管内維持工事（令和１０年度）　（当　初）	事業区分	道路維持･修繕
		工事区分	道路維持

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
区画線工		式	1		126,432			
溶融式区画線	溶融式手動 実線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装無	m	320	395.1	126,432			単-23号
防護柵設置工		式	1		144,800			
防護柵設置工		式	1		144,800			
ガードレール設置		m	8	18,100	144,800			単-24号
構造物撤去工		式	1		8,548			
運搬処理工		式	1		8,548			
現場発生品運搬		回	1	8,548	8,548			単-25号
仮設工		式	1		4,701,500			
交通管理工		式	1		4,701,500			
交通誘導警備員 A		人日	50	20,610	1,030,500			単-26号
交通誘導警備員 B		人日	100	19,080	1,908,000			単-27号

設計内訳書

工事名	Ｒ８・Ｒ９・Ｒ１０厚木出張所管内維持工事（令和１０年度）　（当　初）	事業区分	道路維持･修繕
		工事区分	道路維持

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
交通誘導警備員 A 【夜間】		人日	20	30,910	618,200			単-28号
交通誘導警備員 B 【夜間】		人日	40	28,620	1,144,800			単-29号
直接工事費		式	1		107,257,817			
共通仮設費		式	1		8,657,400			
共通仮設費		式	1		402,400			
運搬費		式	1		402,400			
建設機械運搬費		台	4	100,600	402,400			単-30号
共通仮設費（率計上）		式	1		8,255,000			
純工事費		式	1		115,915,217			
現場管理費		式	1		46,660,000			
工事原価		式	1		162,575,217			
一般管理費等		式	1		26,154,783			

設計内訳書

工事名	Ｒ８・Ｒ９・Ｒ１０厚木出張所管内維持工事（令和１０年度）　（当　初）	事業区分	道路維持･修繕
		工事区分	道路維持

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
工事価格		式	1		188,730,000			
消費税相当額		式	1		18,873,000			
工事費計		式	1		207,603,000			

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－1号	通常巡回 (A)	119.4km 一般道 パトロール車 巡回員＋運行員 昼間	単位	回	数量	1	単価	66,970

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	1	35,496	35,496	
運転手（一般）		人	1	27,744	27,744	
パトロール車	車　軽油	km	119.4	31.2	3,725.28	
計					66,965.28	
単価					66,970	円／回

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－2号	通常巡回 (B)	119.4km 一般道 パトロール車 運行員 昼間	単位	回	数量	1	単価	31,470

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（一般）		人	1	27,744	27,744	
パトロール車	車　軽油	km	119.4	31.2	3,725.28	
計					31,469.28	
単価					31,470	円／回

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－3号	道路除草(複合) (A)	機械除草（肩掛式）・集草 防護有り	単位	m2	数量	1	単価	131.2

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
機械除草（肩掛式）・集草	有り	ｍ２	1	131.2	131.2	
計					131.2	
単価					131.2	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－4号	道路除草(複合) (B)	機械除草（肩掛式）・集草 防護無し	単位	㎡2	数量	1	単価	117

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
機械除草（肩掛式）・集草	無し	ｍ２	1	117	117	
計					117	
単価					117	円／㎡2

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－5号	積込運搬 (A) 松田		単位	㎡2	数量	1	単価	34.98

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
積込運搬	ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ(ｵﾝﾛｰﾄﾞ・ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ・2t積級) 6.5km以下 全ての費用	ｍ２	1	34.98	34.98	
計					34.98	
単価					34.98	円／㎡2

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－6号	積込運搬 (B) 大和座間 海老名 秦野		単位	m2	数量	1	単価	36.21

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
積込運搬	ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ(ｵﾝﾛｰﾄﾞ・ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ・2t積級) 11.5km以下 全ての費用	ｍ２	1	36.21	36.21	
計					36.21	
単価					36.21	円／m2

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－7号	積込運搬 (C) 厚木 山北		単位	m2	数量	1	単価	37.43

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
積込運搬	ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ(ｵﾝﾛｰﾄﾞ・ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ・2t積級) 14.5km以下 全ての費用	ｍ２	1	37.43	37.43	
計					37.43	
単価					37.43	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－8号	積込運搬 (D) 伊勢原		単位	m2	数量	1	単価	41.11

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
積込運搬	ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ(ｵﾝﾛｰﾄﾞ・ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ・2t積級) 21.5km以下 全ての費用	ｍ２	1	41.11	41.11	
計					41.11	
単価					41.11	円／m2

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－9号	除草処分 (A)		単位	t	数量	1	単価	15,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費（ｔ）		t	1	15,000	15,000	
計					15,000	
単価					15,000	円／t

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－10号	除草処分 (B)		単位	t	数量	1	単価	[redacted]

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費（ｔ）		t	1	[redacted]	[redacted]	
計						
単価						円／t

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－11号	除草処分 (C)		単位	t	数量	1	単価	20,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費（ｔ）		t	1	20,000	20,000	
計					20,000	
単価					20,000	円／t

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－12号	応急作業 (A)	昼間作業	単位	日	数量	1	単価	148,600

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
応急作業		日	1	148,600	148,600	
計					148,600	
単価					148,600	円／日

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－13号	応急作業 (B) 【夜間】	夜間作業	単位	日	数量	1	単価	33,650

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
応急作業【夜間】		日	1	33,650	33,650	
計					33,650	
単価					33,650	円／日

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－14号	路面切削 【夜間】	全面切削6cm以下(4000m2以下) 段差すりつけ撤去作業 無	単位	m2	数量	1	単価	677.5

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
路面切削	全面切削6cm以下(4000m2以下) 無し 全ての費用	ｍ２	1	677.5	677.5	
計					677.5	
単価					677.5	円／m2

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－15号	殻運搬(路面切削) 【夜間】	アスファルト殻（切削屑）	単位	m3	数量	1	単価	2,906

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
殻運搬（路面切削）	有り 12.5km以下 全ての費用	ｍ３	1	2,906	2,906	
計					2,906	
単価					2,906	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－16号	殻処分 【夜間】	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	単位	m3	数量	1	単価	3,290

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費（ｍ３）		ｍ３	1	3,290	3,290	
計					3,290	
単価					3,290	円／m3

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－17号	表層(車道・路肩部) 【夜間】	再生密粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50ｍｍ 1.4m以上3.0m以下	単位	m2	数量	1	単価	2,046

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
表層（車道・路肩部）	1.4m以上3.0m以下 50mm 再生密粒度アスコン（２０） ﾀｯｸｺｰﾄ PK-4 全ての費用	ｍ２	1	2,046	2,046	
計					2,046	
単価					2,046	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－18号	舗装版切断	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 15cmを超え30cm以下	単位	m	数量	1	単価	1,582

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
舗装版切断	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 15cmを超え30cm以下 全ての費用	m	1	1,582	1,582	
計					1,582	
単価					1,582	円／m

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－19号	舗装版破砕	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 舗装版厚 20ｃｍ	単位	m2	数量	1	単価	919.5

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
舗装版破砕	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 無し 必要 15cmを超え35cm以下 有り 全ての費用	ｍ２	1	919.5	919.5	
計					919.5	
単価					919.5	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－20号	殻運搬	舗装版破砕	単位	m3	数量	1	単価	1,714

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
殻運搬	舗装版破砕 機械積込(騒音対策不要、厚15cm超)又(騒音対策必要) 有り 4.0km以下 全ての費用	ｍ３	1	1,714	1,714	
計					1,714	
単価					1,714	円／m3

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－21号	殻処分	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	単位	m3	数量	1	単価	[redacted]

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費（ｍ３）		ｍ３	1	[redacted]		
計					[redacted]	
単価						円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－22号	パッチング	2t以上5t未満　再生密粒度ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物(13)	単位	t	数量	1	単価	64,020

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
加熱合材補修工	2t以上5t未満	t	1	64,020	64,020	
計					64,020	
単価					64,020	円／t

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－23号	溶融式区画線	溶融式手動 実線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装無	単位	m	数量	1	単価	395.1

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
区画線設置	無し 溶融式手動 無し 実線 15cm 無し 1.5mm 無し 無し 含有量15～18% 白 アスファルト舗装 全ての費用	m	1	395.1	395.1	
計					395.1	
単価					395.1	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－24号	ガードレール設置		単位	m	数量	1	単価	18,100

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
防護柵設置工（ガードレール設置工）	土中建込 Gr-B-4E 塗装品 21m未満 無 無 無 加算無し	m	1	18,100	18,100	
計					18,100	
単価					18,100	円／m

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－25号	現場発生品運搬		単位	回	数量	1	単価	8,548

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
現場発生品及び支給品運搬	ﾄﾗｯｸ[ｸﾚｰﾝ装置付]ﾍﾞｰｽﾄﾗｯｸ2t積、吊能力2.9t 有り 14.0km以下	t	1	8,548	8,548	
計					8,548	
単価					8,548	円／回

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－26号	交通誘導警備員 A		単位	人日	数量	1	単価	20,610

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ａ		人日	1	20,610	20,610	
計					20,610	
単価					20,610	円／人日

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－27号	交通誘導警備員 B		単位	人日	数量	1	単価	19,080

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ｂ		人日	1	19,080	19,080	
計					19,080	
単価					19,080	円／人日

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－28号	交通誘導警備員 A 【夜間】		単位	人日	数量	1	単価	30,910

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ａ		人日	1	30,910	30,910	
計					30,910	
単価					30,910	円／人日

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－29号	交通誘導警備員 B 【夜間】		単位	人日	数量	1	単価	28,620

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ｂ		人日	1	28,620	28,620	
計					28,620	
単価					28,620	円／人日

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－30号	建設機械運搬費		単位	台	数量	1	単価	100,600

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
貨物自動車による運搬（１車１回）	路面切削機(ﾎｲｰﾙ式･廃材積込装置付) 2.0m 35.3km 無 有 13600円	台	1	100,600	100,600	
計					100,600	
単価					100,600	円／台

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	パトロール車	車　軽油	単位	km	数量	5	単価	31.2

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
軽油		L	1	130	130	
諸雑費（率＋まるめ） 20%		式	1		26	
計					156	
単価					31.2	円／km

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	処分費（ｔ）		単位	t	数量	100	単価	15,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
（株）植照　緑の再生工場　フォレスト横浜		t	100	15,000	1,500,000	
計					1,500,000	
単価					15,000	円／ｔ

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	処分費（ｔ）		単位	t	数量	100	単価	[redacted]

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
（株）リテック　座間支店		t	100	[redacted]	[redacted]	
計						
単価						円／ｔ

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	処分費（ｔ）		単位	t	数量	100	単価	20,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
（株）富士建設　大井木材リサイクルセンター		t	100	20,000	2,000,000	
計					2,000,000	
単価					20,000	円／ｔ

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	応急作業		単位	日	数量	365	単価	148,600

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
普通作業員		人	1,100	27,336	30,069,600	
トラック［クレーン装置付］	ベーストラック４～４．５ｔ積　吊能力２．９ｔ	時間	90	8,452	760,680	
ダンプトラック［オンロード・ディーゼル］	２ｔ積級	時間	3,500	6,371	22,298,500	
ダンプトラック［オンロード・ディーゼル］	４ｔ積級	時間	30	7,218	216,540	
工事標識車	ＬＥＤ表示式　クレーン装置付	時間	65	6,233	405,145	
全天候型常温合材	20kg/袋	ｋｇ	4,600	95	437,000	
セメント	普通ポルトランド　２５ｋｇ袋入	ｔ	2	25,600	51,200	
コンクリート用骨材　砂	洗い　細目	ｍ３	5	6,650	33,250	
計					54,271,915	
単価					148,600	円／日

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	応急作業【夜間】		単位	日	数量	365	単価	33,650

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
普通作業員		人	150	41,004	6,150,600	
トラック［クレーン装置付］	ベーストラック４～４．５ｔ積　吊能力２．９ｔ	時間	45	11,250	506,250	
ダンプトラック［オンロード・ディーゼル］	２ｔ積級	時間	500	8,729	4,364,500	
ダンプトラック［オンロード・ディーゼル］	４ｔ積級	時間	50	9,576	478,800	
工事標識車	ＬＥＤ表示式　クレーン装置付	時間	80	8,591	687,280	
全天候型常温合材	20kg/袋	ｋｇ	1,000	95	95,000	
塩化ナトリウム	25kg/袋	袋	360	1,093	0	
計					12,282,430	
単価					33,650	円／日

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	処分費（ｍ３）		単位	ｍ３	数量	100	単価	3,290

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ガイアート平塚工場	夜間	ｍ３	100	3,290	329,000	
計					329,000	
単価					3,290	円／ｍ３

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	処分費（ｍ３）		単位	ｍ３	数量	100	単価	[redacted]

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
露木建設工業（株）　及川工場	昼間	ｍ３	100	[redacted]	[redacted]	
計					[redacted]	
単価					[redacted]	円／ｍ３

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	加熱合材補修工	2t以上5t未満	単位	t	数量	1	単価	64,020

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.24	35,496	8,519	
特殊作業員		人	0.53	31,518	16,704	
普通作業員		人	0.51	27,336	13,941	
振動ローラ運転		日	0.28	37,250	10,430	
再生密粒度アスコン(13)		t	1	11,300	11,300	
諸雑費（率＋まるめ） 8%		式	1		3,126	
計					64,020	
単価					64,020	円／ｔ

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	区画線設置	無し 溶融式手動 無し 実線 15cm 無し 1.5mm 無し 無し 含有量15～18% 白 アスファルト舗装 全ての費用	単位	m	数量	1,000	単価	395.1

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
区画線設置（溶融式）	昼間　豪雪無　実線15cm　制約無	m	1,000	231.54	231,540	
トラフィックペイント	３種１号　ビーズ１５～１８　白　溶融型	ｋｇ	570	235	133,950	
ガラスビーズ	０．１０６～０．８５０ｍｍ	ｋｇ	25	180	4,500	
接着用プライマー	区画線用	ｋｇ	25	485	12,125	
軽油		L	40	130	5,200	
諸雑費（率＋まるめ） 5%		式	1		7,785	
計					395,100	
単価					395.1	円／m

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	防護柵設置工（ガードレール設置工）	土中建込 Gr-B-4E 塗装品 21m未満 無 無 無 加算無し	単位	m	数量	1	単価	18,100

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ガードレール設置工　土中建込用	Ｇｒ－Ｂ－４Ｅ　塗装	m	1	18,096	18,096	
諸雑費（まるめ）		式	1		4	
計					18,100	
単価					18,100	円／m

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	交通誘導警備員Ａ		単位	人日	数量	1	単価	20,610

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ａ		人	1	20,604	20,604	
諸雑費（まるめ）		式	1		6	
計					20,610	
単価					20,610	円／人日

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	交通誘導警備員Ｂ		単位	人日	数量	1	単価	19,080

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ｂ		人	1	19,074	19,074	
諸雑費（まるめ）		式	1		6	
計					19,080	
単価					19,080	円／人日

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	交通誘導警備員Ａ		単位	人日	数量	1	単価	30,910

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ａ		人	1	30,906	30,906	
諸雑費（まるめ）		式	1		4	
計					30,910	
単価					30,910	円／人日

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	交通誘導警備員Ｂ		単位	人日	数量	1	単価	28,620

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ｂ		人	1	28,611	28,611	
諸雑費（まるめ）		式	1		9	
計					28,620	
単価					28,620	円／人日

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	貨物自動車による運搬（１車１回）	路面切削機(ﾎｲｰﾙ式･廃材積込装置付) 2.0m 35.3km 無 有 13600円	単位	台	数量	1	単価	100,600

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
貨物自動車基本運賃	20t車以上30t車まで 50kmまで	台	1	87,000	87,000	
貨物自動車運送料金	運搬中の賃料（損料）Ｋ（Ｋ’）	台	1	13,600	13,600	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					100,600	
単価					100,600	円／台

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	トラック［クレーン装置付］	ベーストラック４～４．５ｔ積　吊能力２．９ｔ	単位	時間	数量	1	単価	8,452

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	0.17	32,844	5,583	
軽油		L	5.3	130	689	
トラック［クレーン装置付］	ベーストラック４～４．５ｔ積　吊能力２．９ｔ	時間	1	2,180	2,180	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					8,452	
単価					8,452	円／時間

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ダンプトラック［オンロード・ディーゼル］	２ｔ積級	単位	時間	数量	1	単価	6,371

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（一般）		人	0.17	27,744	4,716	
軽油		L	3.5	130	455	
ダンプトラック［オンロード・ディーゼル］	２ｔ積級	時間	1	1,200	1,200	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					6,371	
単価					6,371	円／時間

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ダンプトラック［オンロード・ディーゼル］	４ｔ積級	単位	時間	数量	1	単価	7,218

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（一般）		人	0.17	27,744	4,716	
軽油		L	5.4	130	702	
ダンプトラック［オンロード・ディーゼル］	４ｔ積級	時間	1	1,800	1,800	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					7,218	
単価					7,218	円／時間

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	工事標識車	ＬＥＤ表示式　クレーン装置付	単位	時間	数量	1	単価	6,233

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（一般）		人	0.17	27,744	4,716	
軽油		L	6.2	130	806	
工事標識車	ＬＥＤ表示式　クレーン装置付	時間	1	711	711	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					6,233	
単価					6,233	円／時間

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	トラック［クレーン装置付］	ベーストラック４～４．５ｔ積　吊能力２．９ｔ	単位	時間	数量	1	単価	11,250

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	0.17	49,266	8,375	
軽油		L	5.3	130	689	
トラック［クレーン装置付］	ベーストラック４～４．５ｔ積　吊能力２．９ｔ	時間	1	2,180	2,180	
諸雑費（まるめ）		式	1		6	
計					11,250	
単価					11,250	円／時間

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	ダンプトラック［オンロード・ディーゼル］	２ｔ積級	単位	時間	数量	1	単価	8,729

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（一般）		人	0.17	41,616	7,074	
軽油		L	3.5	130	455	
ダンプトラック［オンロード・ディーゼル］	２ｔ積級	時間	1	1,200	1,200	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					8,729	
単価					8,729	円／時間

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	ダンプトラック［オンロード・ディーゼル］	４ｔ積級	単位	時間	数量	1	単価	9,576

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（一般）		人	0.17	41,616	7,074	
軽油		L	5.4	130	702	
ダンプトラック［オンロード・ディーゼル］	４ｔ積級	時間	1	1,800	1,800	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					9,576	
単価					9,576	円／時間

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	工事標識車	ＬＥＤ表示式　クレーン装置付	単位	時間	数量	1	単価	8,591

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（一般）		人	0.17	41,616	7,074	
軽油		L	6.2	130	806	
工事標識車	ＬＥＤ表示式　クレーン装置付	時間	1	711	711	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					8,591	
単価					8,591	円／時間

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	振動ローラ運転		単位	日	数量	1	単価	37,250

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
特殊作業員		人	1	31,518	31,518	
軽油		L	11	130	1,430	
振動ローラ（舗装用）［搭乗・コンバインド式］	運転質量２．４～２．６ｔ	日	1.4	3,070	4,298	
諸雑費（まるめ）		式	1		4	
計					37,250	
単価					37,250	円／日

Ｒ８・Ｒ９・Ｒ１０厚木出張所管内維持工事（令和１０年度）

（　当　　初　）　請負工事費計算書

(1)直接工事費	107,257,817		
(2)共通仮設費	8,657,400		
(3)純工事費 (1)+(2)	115,915,217		
(4)現場管理費	46,660,000		
(5)工期延長等に伴う現場維持等の費用	0	(16)工場製作純工事費	0
		(17)工場管理費	0
(6)工事原価 (3)+(4)+(5)+(18)	162,575,217	(18)工場製作原価 (16)+(17)	0
(7')一般管理費等(計上額)	26,154,783	((7)一般管理費等(計算額)	26,158,352)
(8')その他費目計	0		
(9)業務委託料等	0		
(10)工事価格 (6)+(7')+(8')+(9)（万円未満切り捨て）	188,730,000		

(11)消費税相当額	18,873,000
(12)請負工事価格 (10)+(11)	207,603,000
(13)入札書比較価格 (請負工事費の100/110)	188,730,000
(14)調査基準価格	188,771,000
(15)調査基準価格の100/110 (万円未満切り捨て)	171,610,000

共通仮設費

主たる工種

単独（追加工事）：道路維持工事　　合算工事：0

対象工事費	107,257,817	直接工事費	107,257,817	準備費	0	事業損失	0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	2,660,380	現工事	0	合算工事	0

非対象額計（－）	10,090,010	
管理費区分１	10,090,010	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）
管理費区分２，７	0	（工場原価）
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）
管理費区分９	0	（間接費非対象額）
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）
対象額　支　給　品（＋）	393,470	
無償貸付機械評価額（＋）	604,476	

共通仮設費対象額

単独（追加工事）	98,165,753	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額	95,505,373		0		0

共通仮設費（率分）

率（補正前）	6.01　％		0　％		
施工地域等補正	1.4	ICT施工補正	1		
率（補正後）	8.41　％				
計上額	8,255,000		0		0

比較結果	当該追加工事	A			
	0	0		調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	0	直接工事費	107,257,817
非対象額計（－）	12,750,390		
管理費区分１	10,090,010	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）	
管理費区分２，７	0	（工場原価）	
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）	
管理費区分９	0	（間接費非対象額）	
管理費区分Ｔ	2,660,380	（直接工事費に含まれる処分費等）	
対象額　支　給　品（＋）	393,470		
無償貸付機械評価額（＋）	604,476		
現場環境改善費対象額（Ｐｉ）			
単独（追加工事）	0	現工事 0	合算工事 0

現場環境改善費			
率（補正前）	0 %	0 %	0 %
施工地域等補正	市街地		
率（補正後）	0 %		
計上額	0	0	0

比較結果	当該追加工事	Ａ	調整工事計上額 0
	0	0	

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	402,400				
運搬費	402,400	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0	現場環境改善費	0		

共通仮設費計	8,657,400

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	115,915,217	単独（追加工事）直接工事費	107,257,817	単独（追加工事）共通仮設費	8,657,400
非対象額計（－）	0				
管理費区分２，７	0	（工場原価）			
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分９	0	（間接費非対象額）			
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）			
対象額　支　給　品（＋）	393,470				
無償貸付機械等評価額（＋）	604,476				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	116,913,163	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	114,252,783		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	32.29 %		0 %		0 %
施工地域等補正	1.2				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	39.91 %	（38.75% × 週休1.03）	0 %		
計上額	46,660,000		0		0
			8,813,691	（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名	横浜国道事務所　管理第二課			工事番号	2026010002　　第　0　回変更
発注年月	令和08年02月	契約区分	国債（翌債を含む）の分任官	主工種	道路維持工事

工事原価	162,575,217					
純工事費	115,915,217	現場管理費	46,660,000	工期延長等に伴う現場維持費		0
非対象額計（－）	0					
管理費区分９	0	（支給品を除く間接費非対象額）				
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）				
一般管理費等対象工事原価						
単独（追加工事）	162,575,217	現工事	0	合算工事		0
全処分費等を除く						
一般管理費等対象工事原価	159,914,837	現工事	0	合算工事		0
（調整工事入力で使用）						
前払金支出割合による補正係数	1	現工事				
財団法人等による補正係数	1					
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	162,575,217					
契約保証に係る補正値	0.04　%					
一般管理費率						
単独（追加工事）	16.05　%	現工事	0　%	合算工事		0　%
一般管理費	26,154,783					
業務委託料等	0					
調査基準価格	188,771,000					
調査基準価格の100/110	171,610,000	（ 90.93　%）				

工　事　数　量　総　括　表

工 事 名　　Ｒ８・Ｒ９・Ｒ１０厚木出張所管内維持工事（令和１０年度）

国土交通省 関東地方整備局
横浜国道事務所　管理第二課

工事数量総括表

工事名	Ｒ８・Ｒ９・Ｒ１０厚木出張所管内維持工事（令和１０年度）	（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
道路維持		式		1		
巡視･巡回工		式		1		
道路巡回工		式		1		
通常巡回 (A)	119.4km 一般道 パトロール車 巡回員＋運行員 昼間	回		122		
通常巡回 (B)	119.4km 一般道 パトロール車 運行員 昼間	回		61		
除草工		式		1		
道路除草工		式		1		
道路除草(複合) (A)	機械除草（肩掛式）・集草 防護有り	m2		43,500		
道路除草(複合) (B)	機械除草（肩掛式）・集草 防護無し	m2		43,500		
積込運搬 (A) 松田		m2		3,400		
積込運搬 (B) 大和座間 海老名 秦野		m2		41,000		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８・Ｒ９・Ｒ１０厚木出張所管内維持工事（令和１０年度）	（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
積込運搬 (C) 厚木 山北		m2		31,800		
積込運搬 (D) 伊勢原		m2		10,800		
除草処分 (A)		t		11.8		
除草処分 (B)		t		24.7		
除草処分 (C)		t		79.1		
応急処理工		式		1		
応急処理作業工		式		1		
応急作業 (A)	昼間作業	日		365		
応急作業 (B) 【夜間】	夜間作業	日		365		
道路修繕		式		1		
舗装工		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８・Ｒ９・Ｒ１０厚木出張所管内維持工事（令和１０年度）　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
路面切削工		式		1		
路面切削 【夜間】	全面切削6cm以下(4000m2以下) 段差すりつけ撤去作業無	m2		3,000		
殻運搬(路面切削) 【夜間】	アスファルト殻（切削屑）	m3		150		
殻処分 【夜間】	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	m3		150		
ｵｰﾊﾞｰﾚｲ工		式		1		
表層(車道・路肩部) 【夜間】	再生密粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50ｍｍ 1.4m以上3.0m以下	m2		3,000		
舗装打換え工		式		1		
舗装版切断	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 15cmを超え30cm以下	式		1		
舗装版破砕	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 舗装版厚 20ｃｍ	m2		10		
殻運搬	舗装版破砕	m3		2		
殻処分	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	m3		2		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８・Ｒ９・Ｒ１０厚木出張所管内維持工事（令和１０年度）	（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装補修工		式		1		
パッチング	2t以上5t未満　再生密粒度ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物(13)			4.5		
区画線工		式		1		
区画線工		式		1		
溶融式区画線	溶融式手動 実線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装無	m		320		
防護柵設置工		式		1		
防護柵設置工		式		1		
ガードレール設置		m		8		
構造物撤去工		式		1		
運搬処理工		式		1		
現場発生品運搬		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８・Ｒ９・Ｒ１０厚木出張所管内維持工事（令和１０年度）	（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
仮設工		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員A		式		1		
交通誘導警備員B		式		1		
交通誘導警備員A【夜間】		式		1		
交通誘導警備員B【夜間】		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
運搬費		式		1		
建設機械運搬費		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８・Ｒ９・Ｒ１０厚木出張所管内維持工事（令和１０年度）　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
共通仮設費（率計上）		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

R8・R9・R10厚木出張所管内維持工事

特記仕様書

令和8年1月

国土交通省関東地方整備局
横浜国道事務所

第１章　総則

第１条　適用

１．　この特記仕様書は、関東地方整備局　土木工事共通仕様書（令和7年度版）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。

２．この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。

３，この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。

URL　https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html

４．本工事における「条件明示」については、**別紙－1**「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第２条　目的

本工事は、道路法第 42 条第 1 項の規定に基づき、道路を常時良好な状態に保ち、一般の交通に支障を及ぼさないことを目的として、 実施するものである。

また、災害対策基本法第 76 条 6 に基づき、車両等の移動、土地の一時使用を行い、道路啓開を実施するものとする。

第３条　施工場所

施工場所は、下記の通りとする。

厚木出張所管内

・ 国道２４６号（自：大和市下鶴間　至：足柄上郡山北町川西）

第４条　主任技術者等（契約書第 10 条）

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

なお、下記に該当する場合で監督職員と協議のうえ認められた者以外は、原則、当該技術者を変更することはできないものとする。

①傷病により職務の遂行が出来ないと判断された場合

②死亡した場合

③退職した場合

④真にやむを得ない理由により転勤となる場合

⑤発注者の責により工期延期となる場合

⑥契約日から令和９年３月３１日まで当該技術者が連続して従事した場合。

ただし、変更予定技術者が、令和９年３月１日以前の日より本工事に従事している場合に限り変更を可能とする。

第5条　主任技術者等の専任期間

1．　請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

2．工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「 完成通知書」 等における日付）とする。

3．主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第6条　専任特例2号の場合の監理技術者の配置

1．本工事において、建設業法第 26 条第3項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例2号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（1）～（9）の要件を全て満たさなければならない。

（1）建設業法第 26 条第3項第二号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

（2）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

（3）監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

（4）同一の専任特例2号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。なお、専任特例1号の場合の管理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。）

（5）専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事は、神奈川県内の工事でなければならない。

（6）専任特例2号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

（7）専任特例2号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

（8）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

（9）専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事は維持工事以外の工事でなければならない。（※「維持工事」とは通年維持工事等（24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）をいう。）

2．現場の安全管理体制について、平成 7 年 4 月 21 日付基発第 267 号の 2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とすること。」とされていることから、施工体制に留意すること。

3. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。
   1）監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど）
   2）監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））
   3）専任特例2号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（CORINSの写し）
4. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第1項（6）～（8）について施工計画書へ記載し、提出すること。
5. 本工事において、専任特例2号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（CORINS）への登録・修正を適切に行うこと。

第7条　コリンズ（CORINS）への登録

1. 工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録」によるものとする。
2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為(一括下請負等)が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。
3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

第8条　コリンズ（CORINS）への位置情報の入力

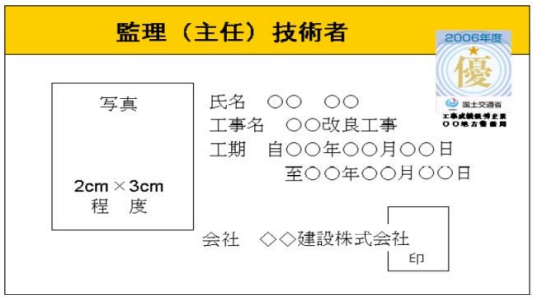
土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2011）に準拠する。

国道246号

起点	神奈川県大和市下鶴間	緯度	35° 29’ 46”	経度	139° 27’ 56”
終点	神奈川県足柄上郡山北町川西	緯度	35° 21’ 34”	経度	139° 00’ 42”

第9条　施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。



注意１）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。
注意２）所属会社の写真とする。

第10条　調査・試験に対する協力（低入札価格調査制度調査対象工事について）

1．契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。

2．予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は下記の調査に協力しなければならない。

(1) 受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。

(2) 受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。

(3)工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は横浜国道事務所のホームページにより公表する。

(4)低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は以下のとおり

資料名	内　訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－１	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－２	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－３	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表－４	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－５	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－６	労務者確保計画の当初と実績の比較表

比較表－７	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－８	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査（工事費）	元請、下請の工事費内訳

第１１条　低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。

なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第１２条　不具合等発生時の措置

受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、又は公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

第１３条　工事書類の作成

１．工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和７年３月）」に基づき実施するものとする。

２．工事書類の作成にたっては、別に定める「土木工事電子書類スルム化ガイド（令和７年３月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。

３．「工事関係書類一覧表」（別紙様式－１５）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。

また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。

４．電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第１４条　設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。

なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和７年３月」によるものとする。

第１５条　情報共有システムの活用

１．本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン」（令和７年３月版）に基づき実施すること。

２．受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。

・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.7）

3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第16条　設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針　」
（http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html）によるものとする。

第17条　ワンデーレスポンス

1. この工事はワンデーレスポンス対象工事である。
・「ワンデーレスポンス」とは
受注者からの質問、協議等への回答は、基本的には「その日のうち」に指示、通知等行なうよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。
2. 受注者は、計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況を把握できる工程管理方法について監督職員と協議を行うこと。
3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は、速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ
https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和5年12月）に基づき、取り組むものとする。
5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第18条　契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

①本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。

②受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第19条　設計変更等

設計変更等については、契約書第18条から第25条及び共通仕様書共通編1－1－1－16から1－1－1－18に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によることとする。

第20条　スライド条項

工事請負契約書第26条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第21条　直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行）

（受注者希望方式）

1．本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。

2．受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。

3．発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。

4．発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第22条　支給材料及び貸与物件

1．支給材料

支給材料は別表のとおりとする。

2．貸与機械

（1）貸与物件は**別紙－3**「貸付機械明細書」のとおりとし、無償貸与する。その取扱については、「請負

建設機械無償貸与仕様書（平成 31 年 3 月 25 日改定）」によるものとする。

（2）貸与物件の工事標識車について、保険料は、当初、計上していないため、設計変更の対象とする。

第23条　工事現場発生品

1. 本工事から発生する現場発生品の引渡し場所は、厚木出張所（運搬距離 L=13.0 ㎞）とする。
2. 現場発生品は下表のとおりとする。

品名	規格	単位	数量	引渡場所	運搬距離	適用
直ビーム	B種（2山） 3.2×350×4330	枚	2	厚木 出張所	13.0km	45.5kg/枚
袖ビーム	B種 2.3×356×660	枚	2			6.56kg/枚
路側用支柱	B－４E 114.3×4.5×2200	本	3			27.4kg/本
ブラケット	B型 4.5mm厚 70×31×300	個	3			0.93kg/個
ボルト・ ナット	B型 M16×35	本	14			0.12kg/本

第24条　再生資材の活用

受注者は、下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

資　材　名	規　　格	備　　考
再生加熱アスファルト混合物	As 量 5.5%　再生密粒	表層　パッチング
再生コンクリート砂	Rs	応急作業

なお、使用に際し「舗装再生便覧」等を遵守するものとする。

なお、上記に示す再生コンクリート砂の使用箇所は、透水性を有し、浸透した水が土壌又は公共用水域へ拡散するおそれのある箇所であることから、六価クロムについて、土壌の汚染に係る環境基準に適合していなければならない。確認方法は、平成 3 年 8 月 23 日付け環境庁告示 46 号に規定される測定方法に基づき実施するものとする。また、測定試料は再生コンクリート砂製品を直接使用し、1 購入先当たり1検体の測定試験を実施するものとする。

第25条　特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施

1. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((平成 12 年法律 104 号　最終改正平成 26 年 6 月 4 日法律 55 号)。以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし工事発注後に明らかになった事情により予定した条件によ

り難い場合は監督職員と協議するものとする。

（1）分別解体等の方法

	工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造物の工事 ■有　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体附属品	本体附属品の工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 （構造物撤去工）	その他の工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

（2）再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
アスファルト殻（2tDT）	露木建設工業(株)及川工場	神奈川県厚木市及川 836-1
アスファルト屑（10tDT）	(株)ガイアート平塚工場	神奈川県平塚市片岡 133

上記（2）については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、監督職員と協議の上、契約変更の対象とすることができる。

（3）受入時間

1）アスファルト殻

①受入時間：8：00～17：00

②運搬距離：L=3．3km（出張所からの距離）

2）アスファルト屑

①受入時間：20：00～5：00

②運搬距離：L=11．3km（出張所からの距離）

2．受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン(平成 14 年 5 月)」に定めた様式 1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式 2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

・再資源化等が完了した年月日

・再資源化等をした施設の名称及び所在地

・再資源化等に要した費用

第26条　建設リサイクル法第11条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号）第 11 条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第 10 条第 1 項に規定する工事着手をいう。）するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第27条　コンクリート副産物から再生された資源について

1. コンクリート副産物から再生された資材を利用する場合には、「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」によるものとする。
2. 受注者は、コンクリート副産物から再生された資材の利用を希望する場合は、工事着手時にその適用の有無を監督職員と協議するものとする。
3. 受注者は、工場が発行する再生骨材コンクリートの配合計画書及び納入書を整備および管理し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
4. 受注者は、再生骨材コンクリートの品質を確かめるための検査を JIS A 5022（再生骨材Mを用いたコンクリート）、JIS A 5023（再生骨材Lを用いたコンクリート）により実施しなければならない。また、再生骨材Mを用いたプレキャストコンクリート製品の検査については、JIS A 5365（プレストキャストコンクリート製品－検査方法通則）により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。
5. 再生骨材コンクリートの配合については、「土木工事共通仕様書第1編3－3－3　配合」に従うものとする。

第28条　工事完成図

本工事は、道路工事完成図等作成要領（第2版）（国土技術政策総合研究所資料、平成 20 年 12 月）に基づく電子納品の対象工事である。 http://www.nilim-cdrw.jp/dl_std.html

第29条　工事完成図の作成、納品

完成図等の作成について

受注者は、「道路工事完成図等作成要領（国土技術政策総合研究所資料、平成20年12月）」に基づいて作成した電子データを、電子媒体で提出しなければならない。

受注者は、本要領に基づき、国土技術政策総合研究所がホームページ上に無償で公開している本要領に対応したチェックプログラムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で出力資料を含む（別紙等での提出も可能）電子データを提出しなければならない。

提出資料

【電子データ（CD入り）】

・完成平面図 SXF データ（.P21）

・完成縦断図 SXF データ（.P21）

・完成平面図：属性 XML データ（拡張子 .saf）

【出力資料（道路工事完成図等作成要領 p73 参照）】

・チェック結果記録

・完成平面図

・完成縦断図

・「完成平面図」チェック結果記録

・道路工事完成図等チェックプログラム結果ログ

なお、作成に要する費用については、当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第30条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値(令和 7 年度版)によるものとする。なお、この管理基準により難い場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
2. 工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準(令和 7 年度版)によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

第31条 デジタル工事写真の小黒板情報電子化について

デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

工事では、以下の1．から4．の全てを実施することとする。

1．対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和 7 年度版）（以下、写真管理基準）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア，（一社）施工管理ソフトウェア産業協会，<https://www.jcomsia.org/kokuban>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

2．デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、同条1．の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3．小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条2．に示す小黒板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4．小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2．に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性閲員を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会

＜https://www.Jcomsia.org/kokuban＞

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではないなお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第32条　現場環境改善（快適トイレの設置）

1．内　容

受注者は、以下の（1）～（11）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（12）～（17）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

（1）洋式（洋風）便器

（2）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）

（3）臭い逆流防止機能

（4）容易に開かない施錠機能

（5）照明設備

（6）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

（7）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

（8）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫

（9）サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）

（10）鏡と手洗器

（11）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

（12）室内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）

（13）擬音装置（機能を含む）

（14）着替え台

（15）臭気対策機能の多重化

（16）室内温度の調整が可能な設備

（17）小物置場 （トイレットペーパー予備置き場等）

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】（1）～（6）及び【付属品として備えるもの】（7）～（11）の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基／工事（施工箇所）※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基／工事（施工箇所）

※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、監督職員と協議するものとする。

※「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

3. その他

快適トイレを設置しない場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第33条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和8年度、令和9年度、および令和10年度における重点的安全対策項目は別途監督職員より通知する。

2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

①労働安全衛生法第 19 条の 2 に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育

②労働安全衛生法第 60 条の 2 に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育

③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

3. 工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要及び工事等を行う場合における道路

交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準（令和元年５月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。

4. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。

5. 工事期間中は、夜間における安全確保のため保安要員を巡回させ、道路灯、バリケード等保安施設の保安点検を行うものとする。

6. 工事期間中に配置する交通誘導警備員は、以下のとおり計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

（1）令和8年度

工　種	作業区分	交通誘導警備員	備考
下記以外の全て	昼間作業	150 人（うち有資格誘導員 50 人）	
応急作業（B） 路面切削工 オーバーレイエ	夜間作業	60 人（うち有資格誘導員 20 人）	

（2）令和9年度

工　種	作業区分	交通誘導警備員	備考
下記以外の全て	昼間作業	150 人（うち有資格誘導員 50 人）	
応急作業（B） 路面切削工 オーバーレイエ	夜間作業	60 人（うち有資格誘導員 20 人）	

（3）令和10年度

工　種	作業区分	交通誘導警備員	備考
下記以外の全て	昼間作業	150 人（うち有資格誘導員 50 人）	
応急作業（B） 路面切削工 オーバーレイエ	夜間作業	60 人（うち有資格誘導員 20 人）	

第34条　熱中症対策に資する現場管理費の補正

1.　本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

2.　真夏日の考え方は下記のとおりである。

（1）真夏日の定義

日最高気温が30℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。

（2）試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

①環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高25℃以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が25℃以上となる日を、真夏日とみなす。

②気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が30℃以上の日を、真夏日とする。

③夜間工事については、作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が30℃以上、又は暑さ指数（WBGT）が25℃以上の場合、真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としては計上しない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

（3）工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

（4）基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

（5）真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

・真夏日率 ＝ 基準日から工期末までの真夏日 ÷ 工期

（6）現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

・補正値（%） ＝ 真夏日率 × 補正係数※

※真夏日補正係数：1．2

第35条 安全管理推進技術査等認定について

1．概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する。

2．認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。

・直轄工事にて、認定技術者として過去5回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

3．認定技術者の認証

・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。

・紛失等による認定書の再発行は行わない。

・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

4．認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

5．不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第36条　交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第 23 条に規定する都・県公安委員会の行う 1 級又は 2 級検定に合格した者）1 名以上を充て、他は経験 1 年以上の者を配置すること。

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第37条　路上工事の縮減等

受注者は、路上工事による交通への影響の緩和を図るため、施工方法・規制時間帯・施工日数の短縮等の検討を行い、監督職員に提出するとともに工事完了時に実施結果を提出するものとし、路上工事の縮減等に努めるものとする。

第38条　交通規制日数の報告

現道上での工事等により交通規制を実施した場合には、月毎に実交通規制日数を監督職員へ提出するものとする。

第39条　環境対策

1．受注者は、工事に伴う公害防止(騒音、振動、粉塵、排出ガス等)のため、施工にあたり現地状況を十分把握し、安全性、経済性等の検討を行い、施工方法に変更が生じた場合は、監督職員と協議しなければならない。

2．舗装版切断作業においては、騒音防止を施した機械を用い、取り壊し作業にあたっては、破砕機(油圧ジャッキ式)を使用するものとする。

なお、これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。また、取り壊し材の二次作業

を現場内で行ってはならない。

3. 受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目(以下、「特定調達品目」という)の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後(工期が令和9年度以降に及ぶものは、監督職員の指示する日まで)に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

4. 受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(昭和62年3月30日建設省経機第 58 号)に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第40条　ディーゼル車排出ガス規制に適合した車輌の使用

1. 受注者は、本工事現場で使用し又は使用される関係車輌(以下、本工事関係車輌という。)が、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県のディーゼル車排出ガス規制条例(以下、関係法令等という。)の適用を受ける場合は、これに適合した車輌を使用しなければならない。
2. 受注者は、本工事の施工に先立ち、本工事関係車輌の「ディーゼル車排出ガス規制に適合する車輌の使用」について、関係法令等の遵守を施工計画書に記載しなければならない。
3. 受注者は、本工事関係車輌にディーゼル車を使用する場合には、車検証等のコピーを保管し、本工事関係車輌を把握しなければならない。
4. 受注者は、取締りにより本工事関係車輌に違法行為等があった場合には、直ちに監督職員に報告しなければならない。
5. 受注者は、資機材の搬出入等において、資材納入業者に関係法令等を遵守させるものとする。

第41条　舗装版切断時に発生する濁水の適正な処理

舗装版切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものする。回収された排水については、地方公共団体の取扱規則等に基づき適正に処理しなければならない。

なお、舗装版切断時に発生する濁水の運搬・処理費用については当初見込んでいないが、建設資材廃棄物に該当するため、適正な処理方法について選定し監督職員と協議するものとする。

なお、濁水の運搬・処理費用等、必要と認められる経費について契約変更の対象とする。

「適正に処理」するとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(請負業者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報(成分性状等)を処理業者に提供することが必要である。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。

第42条　交通安全管理（工事現場管理）

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車輌、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第43条　交通安全管理（特殊車両通行許可関係図書の確認及び提出）

共通仕様書1－1－1－36交通安全管理第14項における道路法第47条の2に基づく通行許可の確認は、下記について実施するものとする。また監督職員からの求めがあった場合には確認結果等を提示しなければならない。

① 当該車両に関する特殊車両通行許可証
② 現場到着地点及び現場出発時における荷姿（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真を撮影しておくこと）
③ 車両通行記録計（タコグラフ）（夜間走行条件の場合のみ）

なお、当該車両の特殊車両通行許可証については、当該経路に関する部分の写しを、共通仕様書1－1－1－39官公庁等への手続等第3項に基づき、監督職員へ提示するものとする。

第44条　通行許可等

1. 受注者は、建設機械、資材の運搬にあたり、道路法第47条第1項、車両制限令第3条における一般的制限値を超える車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、許可証等の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、施工計画書に記載しなければならない。
2. 受注者は、運搬計画どおりに運行していることを確認しなければならない。また、確認を行った資料については、整理保管するとともに、監督職員または検査職員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。

第45条　貸付建設機械への受注者氏名の標示

発注者所有の建設機械を貸与されて行う作業（工事）及び業務の実施にあたっては、受注者名を貸付建設機械に標示するものとする。

なお、標示方法の詳細については、監督職員と協議するものとする。

第46条　工期変更

工期は、雨天、休日等を見込み、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏期休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第47条　週休二日の対応

1．本工事は、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保に取り組む「週休2日交替制適用工事」の試行工事である。受注者は工事契約後、完全週休2日交替制の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休2日交替制に取り組むものとする。

2．週休2日の考え方は下記のとおりである。

1）週休2日

①完全週休2日交替制

対象期間の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下、「休日率」という。）が28．5%（2日／7日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

②月単位の週休2日交替制

対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が28．5%（8日／28日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

2）対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

※年末年始6日間、夏季休暇3日間については、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日日数が確保されていること。また工事着手後、受注者の責によらず週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

3．天候等

天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を活用する場合は、1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設定した月は、週休2日工事の対象期間外とする。また1年単位の変形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の資料を提出すること。

・1年単位の変形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定

・変更した就業規則

4．技術者及び技能労働者の休日の確認方法等

受注者は、技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日確保状況を証明する方法を具体的に明示した施工計画書を提出のうえ、工事着手前に監督職員と協議するものとする。

5. 施工計画書に基づき、受発注者間で休日確保状況を確認するものとし、受注者側の週休2日取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休2日が確保できるよう改善に取り組むものとする。
6. 工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。
7. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。
8. 明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定から内容に応じて、点数を減ずる措置を行うものとする。
9. 週休2日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休2日交替制を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、現場管理費率に乗じているが、休日率の達成状況を確認後、完全週休2日交替制が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。完全週休2日交替制の取組を希望しない場合は、月単位の週休2日交替制の補正係数に変更する。また、休日率の達成状況を確認後、月単位の週休2日交替制が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

第48条　施工時期及び施工時間の変更

1. 令和9年3月1日～令和9年3月31日、令和10年3月1日～令和10年3月31日および令和11年3月1日～令和11年3月31日までの間については、車線規制を必要とする工事は、原則行ってはならない。
2. 本工事の作業区分は、次表によるものとする。

（1）令和8年度

作業区分	施工区分	作業時間
昼間作業	下記作業を除く全て	8:00～17:00
	通常巡回（A）、（B）	8:30～17:15
	応急作業（A）	6:00～20:00
夜間作業	路面切削工、オーバーレイ工	21:00～6:00
	応急作業（B）	20:00～6:00

ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員と協議するものとする。

（2）令和9年度

作業区分	施工区分	作業時間
昼間作業	下記作業を除く全て	8:00～17:00
	通常巡回（A）、（B）	8:30～17:15
	応急作業（A）	6:00～20:00
夜間作業	路面切削工、オーバーレイ工	21:00～6:00
	応急作業（B）	20:00～6:00

ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員と協議するものとする。

（3）令和10年度

作業区分	施工区分	作業時間

昼間作業	下記作業を除く全て	8:00～17:00
	通常巡回(A)、(B)	8:30～17:15
	応急作業(A)	6:00～20:00
夜間作業	路面切削工、オーバーレイ工	21:00～6:00
	応急作業(B)	20:00～6:00

ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員と協議するものとする。

第49条　他工事との調整

1. 他工事と現場が連続し施工が輻輳する場合については、施工手順・工程について十分な打ち合わせを行い、工事の円滑な進捗に努めるものとする。
2. 本工事との調整工事は別途監督職員が指示するものとする。

第50条　概算・概略数量

本工事は、概略数量を示したものであり、詳細については、監督職員の指示によるものとする。

第51条　新技術の活用(新技術の定義)

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。
2. 新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

① 技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術

② 公共工事等において実用段階に達している技術

③ 当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上のと見込まれる技術

④ 実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術。

3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

1)新技術情報提供システム(NETIS)登録技術

URL　http://www.netis.mlit.go.jp

2)NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術

3)新技術導入促進(Ⅱ)型により活用する技術

4)新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第52条　新技術の活用(施工者選定型)

1. 本工事は、施工者が原則1技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
2. 本工事において、第51条　新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す 1)～4)の技

術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。また、活用する新技術が NETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。

3. 受注者は、選定した新技術が第51条　新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す1)～4)のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。
4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は設計変更の対象としない。
5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたり NETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用は NETIS 申請者が負担する。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。
7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「-VE」以外の NETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム（NETIS）」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第53条　建設現場における遠隔臨場の実施

1. 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）と Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5.3」を参考に実施するものとする。

URL　https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449. pdf

2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

3. 実施内容

(1) 段階確認・材料確認、立会での確認

①受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。

②確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用する PC にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

(2)動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」(カメラを手に持って歩きながら撮影)での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

(3)機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム(ASP)」、「Web 会議システム(teams、zoom 等)」等、何れのシステムを利用してよい。

(4)遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間　で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

(5)フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式-19を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

(6)費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事実施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間(日単位)割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

(7)不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準　令和 5 年 3 月 3 日(国不建第 578 号)」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第54条　契約後VE方式

1. VE提案の定義

「VE提案」とは、契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

2. VE提案の意義と範囲

1. 受注者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。

２．以下の提案は、VE提案の範囲に含まないものとする。

（1）施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。

（2）契約書第 18 条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。

（3）提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

３．VE提案書の提出

(1)受注者は、前項のVE提案を行う場合は、次に掲げる事項をVE提案書(別紙様式－1～4)に記載し、発注者に提出しなければならない。

（1）設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由

（2）VE提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)

（3）VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

（4）発注者が別途発注する関連工事との関係

（5）工業所有権等の排他的権利を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項

（6）その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項

(2)発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

(3)受注者は、前項のVE提案を契約の締結日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。

(4)VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。

４．VE提案の審査

提出されたVE提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、VE提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

５．VE提案の採否等

VE提案の採否について、原則として、VE提案の受領後 14 日以内に書面(別紙様式－5)により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、VE提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

６．VE提案を採用した場合の設計変更等

（1）VE提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。

（2）前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。

（3）前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額(以下「VE管理費」という。)を削減しないものとする。

（4）VE提案を採用した後、契約書第 18 条の条件変更が生じた場合、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、VE管理費については、原則として変更しないものとする。

７．VE提案の活用と保護

評定の結果、当該VE提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積

極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

8. VE提案の責任の所在

発注者がVE提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第55条　生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第51条　新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

3. 工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第56条　出来高部分払方式

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」[国土交通省HP　https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html　参照]に基づき行うものとする。

第57条　南海トラフ地震臨時情報

(1) 本工事の施工場所は、南海トラフ地震防災対策推進地域が含まれる工事である。

(2) 受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】の発表時における、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業に対する措置の内容及び津波避難を含む作業員等の安全確保の方法について施工計画書に記載するものとする。なお、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における工事にあっては、津波避難に関して施工計画書に記載するものとする。

(3) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、本工事

の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、警戒する措置が解除されるまでの間（1週間）は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、＜各種安全施工指針（※）＞に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。

⑷ 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震注意】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、改めて後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、＜各種安全施工指針（※）＞に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。

⑸ 受注者は、南海トラフ地震臨時情報を受けて措置を行った場合においては、実施した内容について監督職員に報告するものとする。

⑹ なお、南海トラフ地震臨時情報の発表があった場合は、後発地震又は津波の発生に備えるため必要に応じて、受注者は施工計画書の記載にかかわらず、工事の一時中止について監督職員と協議できるものとする。

第58条　1日未満で完了する作業の積算

1. 「1日未満で完了する作業の積算」の適用が可能な工事である。
2. 受注者は、土木工事標準積算基準による金額相当と乖離があった場合に、「1日未満で完了する作業の積算」の適用について協議の発議を行うことができる。
3. 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せで1日作業となる場合には、「1日未満で完了する作業の積算」は適用しない。
4. 受注者は、協議に当って、「1日未満で完了する作業の積算」に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料（日報、実際の費用がわかる資料等）を監督職員に提出すること。実際の費用がわかる資料（見積書、契約書、請求書等）により、土木工事標準積算基準による金額相当との乖離が確認できない場合には、「1日未満で完了する作業の積算」は適用しない。
5. 通年維持工事、災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、「1日未満で完了する作業の積算」以外の方法によることが適当と判断される場合には、適用しない。
6.

第59条　現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

また、本工事の現場技術業務を担当する現場技術員の氏名は、別途監督職員より通知する。

第60条　施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を建設コンサルタント等に委託する予定としている。また、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ASP）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ASP）のユーザーに登録するものとする。

（「閲覧のみ可能」で登録）

第61条　施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成 12 年法律第 127 号　最終改正令和 6 年 12 月 13 日)第 15 条 3 により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ASP）により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は、第1回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているWEB会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。

   ただし、立会や打合せ等においてWEB会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第62条　品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式－12によるものとする。

第63条　工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領(令和 5 年 3 月):（以下「要領」という。）」に基づいて作成した電子データを指す。

   「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

   なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】(令和 6 年 3 月）」を参考とするものとする。
2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

   オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

第64条　ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウィルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第2章　材料

第65条　一般瀝青材料

ストレートアスファルトの針入度は下表のとおりとする。

用　途	針入度
表層	40～60

第66条　区画線

塗装厚は、下記のとおりとする。

1. 溶融式（又は常温式）

幅(cm)	厚(mm)	摘要
15	1.0 または 1.5	夜間の視認性が優れたもの

第3章　一般施工

第67条　防護柵設置工における出来形確保対策について

1. 受注者は、防護柵設置工の出来形管理方法について、防護柵設置工着手前に監督職員と協議しなければならない。
2. 受注者は、支柱の建て込み時に現地の状況等により建て込みが困難な場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
3. 受注者は、防護柵の所定の根入れ長を確保するため、非破壊試験による出来形管理を行う。ただし、以下の場合はビデオカメラによる出来形管理とすることができる。

（1）防護柵が「非破壊試験による鋼製防護柵の根入れ長測定要領（案）」（以下「測定要領(案)」という。）[国土交通省HP　http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekou.html　参照]の適用範囲外の場合

（2）受注者が測定機器を調達できない場合

（3）測定機器が測定要領(案)で定める性能基準を満たさない場合

（4）非破壊試験による出来形管理が妥当ではないと判断される場合

（5）その他非破壊試験によって出来形管理ができない場合

4. 非破壊試験による出来形管理にあたっては、測定要領(案)に従い行う。

5. ビデオカメラによる出来形管理にあたっては、以下の状況をビデオカメラにより全本数分撮影する。

（1）支柱建て込み前の根入れ長測定状況

（2）支柱建て込み直前(機械セット時)から建て込み完了まで連続撮影

なお、撮影したビデオテープ等の記録媒体は施工確認書（別紙様式－13）とともに監督職員へ提出する。

6. これらに定められていない場合は、監督職員と協議する。

7. 非破壊試験費用は見込んでいないが、監督職員と協議のうえ非破壊試験による出来形管理を行うこととした場合は設計変更の対象とする。

第4章 舗装工

第68条 アスファルト混合物

加熱アスファルト混合物の示方アスファルト量及び骨材の最大粒径は、下記のとおりとする。

表－舗装用アスファルト混合物規格一覧

呼び名	混合物の種類	As 量	最大粒径	摘要
RA②	再生密粒度アスコン	5.5%	20mm	表層
			13mm	パッチング

第69条 加熱アスファルト混合物

受注者は、本工事に使用する加熱アスファルト混合物(以下「混合物」という。)で、アスファルト混合物事前審査の認定を受けた混合所の混合物を使用する場合は、「アスファルト混合物事前審査における土木工事仕様書」及び「アスファルト混合物事前審査における品質管理基準」によるものとする。

第70条 区画線工

作業の実施上消去した区画線は、原形復旧で復旧するものとする。

第71条 視覚障害者誘導用ブロック

視覚障害者誘導用ブロックの規格・敷設等は、「道路の移動等円滑化整備ガイドライン（平成 23 年 8 月）」によるものとする。なお、交差する道路との接続については、監督職員の指示によるものとする。

第5章 道路維持

第72条　一般事項（応急処理）

受注者は、日々の作業が終了した時に速やかに関係書類(出来高報告）を作成し、その確認を受けなければならない。

1. 応急処理とは道路上で発生し、短時間で処理可能な全般的な作業をいう。
2. 作業日、作業場所、作業内容はすべて監督職員の指示に基づいて行うものとする。
3. 作業終了後、関係書類を速やかに提出し、監督職員の確認を得るものとする。

第73条　道路巡回の目的及び内容

道路巡回は、道路が常時良好な状態に保たれるよう、 道路及び道路の利用状況を把握し、道路の異常及び不法占用等に対して、 適宜措置を講ずるとともに道路管理上に必要な情報及び資料を収集することを目的とする。

巡回の内容については、平成26年4月1日改定「 関東地方整備局道路巡回実施要領（案）」（ 以下、「巡回要領」 という。）に準じて行うものとする。

第74条　道路巡回の履行体制等

1．期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間

2. 場所

厚木出張所管内

・国道246号（自：大和市下鶴間　至：足柄上郡山北町川西）

なお、震災及び防災訓練等で監督職員が必要と判断した場合は、別途指示する場所を巡回するものとする。

3. 編成

原則として、道路巡回員及び巡回運行員（以下、「道路巡回員等」という。）で構成する1班の編成とする。

4. 従事体制及び回数

（1）令和8年度

	巡回箇所（距離）	区分	巡回回数	巡回体制（使用車種）
通常巡回（A）	一般道 （119.4km）	昼間	121 回 （1 回×121 日）	巡回員、巡回運行員 （パトロール車）
通常巡回（B）	一般道 （119.4km）	昼間	61 回 （1 回×61 日）	職員、巡回運行員 （パトロール車）

なお、当日の巡回状況から判断して、 側道・ 歩道等についても巡回を実施するものとする。

（2）令和9年度

	巡回箇所（距離）	区分	巡回回数	巡回体制（使用車種）
通常巡回（A）	一般道 （119.4km）	昼間	122 回 （1 回×122 日）	巡回員、巡回運行員 （パトロール車）
通常巡回（B）	一般道	昼間	61 回	職員、巡回運行員

	（119.4km）		（1 回×61 日）	（パトロール車）

なお、当日の巡回状況から判断して、 側道・ 歩道等についても巡回を実施するものとする。

（3）令和10年度

	巡回箇所（距離）	区分	巡回回数	巡回体制（使用車種）
通常巡回（A）	一般道 （119.4km）	昼間	122 回 （1 回×122 日）	巡回員、巡回運行員 （パトロール車）
通常巡回（B）	一般道 （119.4km）	昼間	61 回 （1 回×61 日）	職員、巡回運行員 （パトロール車）

なお、当日の巡回状況から判断して、 側道・ 歩道等についても巡回を実施するものとする。

5. 履行時間

通常巡回：1回当たり8時30分から17時15分までを基本とする。

6. その他

巡回回数及び履行時間に大幅な変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

第75条　道路巡回員及び巡回運行員の資格

1. 道路巡回員は、下記のいずれかの資格を有する者とする。

（1）技術士（総合技術管理部門又は建設部門）の資格を有する者

（2）一級又は二級土木施工管理技士の資格を有する者

（3）土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者又は土木学会一般技術者の資格を有する者

（4）RCCMまたはRCCMと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る）

（5）道路法第71条第4項の道路監理員の経験を1年以上有する者

（6）道路又は河川関係の技術的行政経験を25年以上有する者

（7）道路巡回業務、施設点検業務及び道路の維持管理に関する業務の経験を1年以上有する者

2. 巡回運行員の資格は、下記（1）及び（2）の要件を満たす者とする。

（1）普通自動車運転免許（AT車限定を除く。）を取得し、免許を受けていた期間が3年以上の者

（2）年齢が65歳未満の者（令和5年4月1日現在）の者であること

第76条　道路巡回員等の選任

道路巡回に携わる道路巡回員等は複数登録できるものとし、受注者は作業着手時に道路巡回員及び巡回運行員の氏名及び資格証明書等の写しを監督職員に提出し、確認を受けるものとする。 なお、変更する場合についても同様とする。

第77条　道路巡回員等の役割

1. 道路巡回員

原則としてパトロール車に乗車して、下記第77条に掲げる任務を巡回運行員と協力して行うものとする。

2. 巡回運行員

巡回時にパトロール車の運転及び日常管理を行う。下記第77条に掲げる任務を道路巡回員と協力

して行うものとする。

なお、発注者が同乗する場合において、発注者が下記第77条第2項各号に掲げる道路異常等臨機の事由を発見したと認められるときは、自主的に安全な場所にパトロール車を停車させて同条の任務を行うことができるものとする。

3．道路巡回員等は、必要に応じて徒歩による巡回を行うものとする。

第78条　道路巡回員等の任務

1．事前の準備

（1）道路巡回の出発に当たり巡回区間の状況を把握し、必要な車載常備機材の確認を行う等の十分な準備を行うこと。

（2）腕章を着用するとともに発注者が発行する道路巡回員証を携帯し、巡回中に第三者から請求があった場合は、これを提示するものとする。

2．路上障害等発見時の措置

道路巡回中に本項各号の道路及び道路付属物の異常や路上障害等を発見したような場合、若しくは道路の不法占有を発見したときなど、巡回用車両を停車させ、その状況について調査・把握を行い、必要により速やかに電話等で監督職員に状況を報告するとともに、所要の対応をとるものとする。

なお、交通の危険を防止するため、緊急的に措置を行わなければならない場合はその場でとりうる適切な措置を講ずるとともに、必要によりその状況について速やかに電話等で監督職員に報告するものとする。

（1）落下物を発見したとき

（2）路面ポットホールを発見したとき

（3）ポットホール以外の路面損傷（ジョイント損傷・陥没）を発見したとき

（4）交通に危険を及ぼすおそれのある油漏れ等の汚染を発見したとき

（5）道路付属物（側溝・縁石等）の損傷を発見したとき

（6）道路占用物件の異常・損傷（水道の水漏れ、電柱の破損・倒壊等）を発見したとき

（7）防災施設（擁壁・法面等）の異常を発見したとき

（8）交通安全施設（ガードレール、防止柵、標識等）の損傷を発見したとき

（9）工事等による交通規制方法の不適切を発見したとき

（10）土砂崩れや落石を発見したとき

（11）交通に危険を及ぼすおそれのある道路区域外の倒木等を発見したとき

（12）ブリンカーライトや道路照明の不点灯や異常点灯を発見したとき

（13）散水融雪設備の故障や異常を発見したとき

（14）路面冠水・路面凍結を発見したとき

（15）新たな不法占用を発見したとき

（16）道路工事許可を受けていない工事を発見したとき

（17）交通事故を目撃し、道路管理者として対応すべきとき

（18）その他、歩行者や車両交通の安全に影響を及ぼす事象を発見したとき

3．安全対策の徹底

任務遂行に当たっては、以下の安全対策を行うものとする。

（1）黄色回転灯等を点灯させて後続車両の追突防止を図ること。

（2）巡回用車両は、路肩または非常駐車帯等の安全な場所に停車すること。

（3）巡回用車両の標識装置を有効に活用すること。

（4）その他、交通量、気象状況、地形等を考慮して必要な対策を講じること。

4．道路巡回状況の資料化

（1）道路巡回中に措置を行った事象については、必ず写真撮影を行うものとする。

（2）占用工事の実施状況や道路交通状況等について適時写真撮影を行い、道路管状況の記録とすること。

5．パトロール日誌の提出等

道路巡回結果の記録は、次の各号によるものとする。

（1）道路巡回により把握した事項、措置した事項についてはパトロール日誌を作成の上、写真等の関連資料とともに道路巡回終了後監督職員に提出しなければならない。ただし、閉庁日等の理由で上記によりがたい場合は、翌実施日に提出するものとする。

（2）パトロール日誌の様式及び記入方法については、巡回要領に準じて行うものとする。

（3）道路巡回中に撮影した写真は、日時・状態を記録し、整理するものとする。

第79条　点検支援技術活用

1．道路巡回工は点検支援技術の活用を原則とする工種である。

道路巡回工における点検支援技術の活用は、機器等の特性を生かして、「国が管理する一般国道及び高速自動車国道の維持管理基準（案）」における道路巡回時の「道路の異常」や「道路施設の状況等」の確認作業を実施することで、確認・記録作業の省力化と高度化を図ることを目的とする。ここでいう点検支援技術とは、「点検支援技術　性能カタログ（国土交通省）」に掲載されている技術などを指す。

（参考）点検支援技術性能カタログ（国土交通省）

https://www.mlit.go.jp/road/tech/zyunshi-list.html

受注者は、ポットホールの確認及び区画線の劣化状況の把握について、「点検支援技術性能カタログ」に掲載された技術を原則として活用するものとし、カタログに掲載している技術のうち、ポットホールの確認についてはポットホールの検出率が80％以上のものから選定することを基本とする。区画線の劣化状況の把握については区画線のランク1　判定の検出率、的中率がいずれも80％以上のものから選定することを基本とする。

ただし、携帯電話端末やドライブレコーダなどによる車両搭載機器型は、道路管理者所有の車両に設置し、一定期間繰り返し走行し測定することを想定しており、データを積み重ねて精度を高めることが出来るため、カタログ掲載された技術であれば、80％未満の精度であっても選定可能とする。その場合、具体的な調査方法や活用する箇所等については、調査職員と協議のうえ決定する。なお、現地状況や機器調達などの受注者の責によらない場合や点検支援技術の活用による効率化や業務品質確保が図られない場合は、調査職員と協議のうえ対象外とすることができる。

2．点検支援技術の活用に係る費用設計変更の対象とする。

第80条　異常気象時における道路巡回

風水害・地震災害等による体制が発令され、監督職員から指示された場合には、道路巡回等を行うものとし、設計変更の対象とする。

第81条　パトロール車

1．原形復旧義務等

受注者は、使用するパトロール車（車両の附属品を含む。）を滅失したときは、同等品以上の代物を弁償し、毀損したときは原形に復旧しなければならないものとする。

2．パトロール車の保管場所等

受注者に管理を委託するパトロール車及び保管場所は、別紙－4のとおりとする。

3．車両の管理及び点検等

次の各号とおりとする。

なお、受注者は各月末をもって「車両走行実績及び車両管理報告書」を別紙様式－10により作成し翌月10日までに監督職員に提出するものとする。

（1）車両の管理

（2）車両の日常点検整備

受注者は、業務の履行時間内に車両の整備及びワックスがけ等を適宜行うものとする。

（3）ガソリン・軽油・油脂の購入と給油

（4）消耗品、備品の管理

（5）自動車保険（任意保険）に関する事項

（6）事故処理に関する事項

（7）その他各号に付帯する事項

4．受注者の遵守事項

（1）監督職員の承諾なしにパトロール車を本工事以外の目的に使用してはならないものとする。

（2）道路交通法その他関係法令等を遵守し、関連道路等の地理に精通しておかなければならないものとする。

5．パトロール車の変更等

（1）監督職員は、必要がある場合は、受注者に対して書面による通知をもってパトロール車を変更できるものとし、設計変更の対象とする場合がある。

（2）パトロール車に故障等が生じて使用できない場合は、受注者は監督職員に遅滞なく報告を行い、指示を受けること。

6．自動車保険の加入

（1）本工事で管理するパトロール車にかかる自動車保険契約の保険金額は、次のとおりとする。

担保項目	車両賠償	対人賠償	対物賠償	搭乗者賠償
保険金額	査定額	無制限	無制限	500 万円以上

（2）保険加入に必要な車両の仕様は、別紙－5のとおりである。

（3）保険料については、当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

7．費用負担

パトロール車にかかる費用負担については、別紙－6の費用負担区分表に基づき注文者及び受注者が負担するものとする。

なお、費用負担区分に定めのない事項については、協議のうえ行うものとする。

8．燃料等

パトロール車に使用する燃料等は、 次の各号に定めるものを使用するものとする。

（1）燃料は、軽油（又はガソリン、CNG）を使用するものとする。

（2）エンジンオイルは、四季を通じて使用可能なものとし、冬期は冷却水に不凍液を使用する。

（3）その他のものは、車種による純正品を使用する。

9．エンジンオイルの交換

パトロール車の走行距離が概ね4，000km 毎にエンジンオイルを交換するものとする。

10．事故等の報告

（1）受注者は、作業中に事故等が発生した場合は、負傷者の救護、警察・消防への報告及び危険防止の措置を講ずるとともに速やかにその状況を監督職員に報告しなければならない。

（2）受注者は、事故等に伴い業務の遂行に支障がでないよう速やかに要員等の確保に努めるものとする。

11．有料道路の利用料金

パトロール上必要とされる区間の有料道路の利用料金については、見込んでいないが、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第82条 成果品

上記第79条第5項によりパトロール日誌及び写真等の関連資料を提出するものとする。

第83条 パッチング

1．目的

路面異常（クラック、ポットホールなど）処理（補修）を迅速かつ適切に行い、交通の安全を確保するために行うものである。

2．一般事項

排水性舗装箇所のパッチングにおいては、排水性舗装の機能を損なわないように境目を湿式カッターで切断し、通水性を確保するものとする。

なお、舗装取壊後の基層面は念入りに清掃するものとする。

また、基層部の整正の必要性が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

第84条 除草

法面や中央分離帯等の雑草繁茂による建築限界の阻害や視拒の阻害を解消し交通の安全を確保するために、除草を行うものである。

1．本作業は、障害物の除去、除草作業、集草及び積込運搬作業とする。

2．除草作業は、機械（肩掛式及びハンドガイド式）による除草を行うものであり、機械除草が困難な箇所については、人力により補助刈りを行うものである。

3. 除草の施工前には、空き缶等の障害物を除去しておくこと。

4. 機械除草の施工においては、現地状況から必要に応じて、飛び石等により第三者に危険が及ばないように行うこと。

なお、防護員等を設置する場合は、監督職員と協議するものとする。

第85条　発生物の処分及び現場管理

1. 発生物処分

（1）除草等による発生物の処分は別紙－7とするが、現場条件等によりこれによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。

なお、処分場所への持ち込みにあたっては、あらかじめ連絡の上、必要事項を確認し、搬入条件を厳守すること。

（2）廃棄物の処分にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の諸法令を遵守し、適切に処理しなければならない。

（3）発生物の搬出については、搬出調書を作成し監督職員に提出しなければならない。

2. 剪定・除草等の作業後は、清掃及び跡片付けを行うとともに、植樹帯内等の清掃業（ゴミ・空き缶拾い等）を行うこと。

第86条　応急作業

道路巡回や通報などにより発見、確認された交通の安全確保など道路管理上、緊急的に措置が必要なものについて、応急的に処理（補修）を行うものである。

受注者は、日々の作業が終了した時に速やかに関係書類(出来高報告)を作成し、その確認を受けなければならない。

1. 応急処理とは道路上で発生し、短時間で処理可能な全般的な作業をいう。

2. 作業日、作業場所、作業内容はすべて監督職員の指示に基づいて行うものとする。

3. 作業終了後、関係書類を速やかに提出し、監督職員の確認を得るものとする。

4. 応急処理による数量は、別紙－8（1）、（2）のとおりとし、設計変更の対象とする。

第87条　その他

（1）道路巡回の履行に当たっては、閉庁日を除き庁舎の一部を使用することができるものとする。なお、庁舎使用については、別途使用貸借契約を締結するものとする。

（2）道路巡回に必要な机・椅子等の備品及び消耗品は、別途使用契約を締結するものとする。

（3）受注者は、貸与された備品及び消耗品は、善良な管理を行わなければならない。

（4）道路巡回員等の作業服・安全帽等は受注者で用意するものとする。

第6章　道路修繕

第88条　一般施工

1. 工事着手前に縦・横断測量を実施し、計画線記入後、監督職員に提出し承諾を得るものとする。
2. 切削・オーバーレイの作業工程は、切削工、表層を一日（夜）の工程で仕上げてから、交通解放するものとする。なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。
3. 作業中、天候等で作業等を中止する場合は監督職員の承諾を得て仮復旧し、一般交通に支障を与えないようにしてから交通解放すること。
4. 作業内容において、特に監督職員から指示した箇所については、監督職員の確認を受けてから次の工程に進むものとする。

第89条　路面切削工

1. 切削後の基準高の変更は、行わないものとする。
2. 縦断方向の段差は原則としてつくってはならない。やむを得ず施工する場合は交通に支障のないよう摺付を行うものとする。
3. 段差箇所付近には「段差あり」の標識を設置しなければならない。

第90条　オーバーレイ工

横断測量は、20m 間隔に行うものとする。

第7章　個人情報の取り扱いについて

第91条　基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）第 66 条第2項第1号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第92条　秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第93条　取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

第94条　利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的

以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第95条　複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第96条　再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）第 66 条第2項第4号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

第97条　事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第98条　資料等の返却等

1. 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙ー2）を発注者に提出しなければならない。
2. 前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

第99条　管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することがで きる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

第100条　管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

第101条　従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第8章 その他

第102条　舗装台帳等の資料作成

舗装台帳等の資料作成は、監督職員の指示により作成し、工事完成時に下記の資料を提出するものとする。提出資料 各 2 部(原稿 1 部、コピー1 部)

（1）舗装台帳

（2）舗装施工データシート(別紙様式－14)

（3）舗装施工概略図

（4）位置図(1/5 万)

（5）平面図(完成平面図)

（注)道路標識台帳の資料作成のみの場合は、舗装台帳等の資料を道路標識台帳の資料に置き換える。

第103条　震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第104条　道路施設基本データの作成

本工事完成時には、以下に示す『道路施設基本データ』を作成し、監督職員に提出するものとする。ただし、本工事に該当しない施設の基本データは作成しないものとする。

なお、完成後でも、発注者は受注者に対して、『道路施設基本データ』の内容について、説明を求めることがある。

1. 道路施設基本データの種類

区分	施設番号	施設名	区分	施設番号	施設名
道路構造	C020	縦断勾配	付属物および付属施設	E060	道路情報板
	C030	平面線形		E070	交通遮断機
	C050	舗装		E080	Ｉ．Ｔ．Ｖ
	C060	道路交差点		E090	車両感知器
	C070	鉄道交差点		E100	車両諸元計測施設
	C080	歩道及び自転車歩行車道		E110	気象観測施設
	C090	独立専用自歩道		E120	災害予知装置
	C100	中央帯		E130	自動車駐車場等
	C110	環境施設帯		E140	自転車駐車場
構造物	D010	橋梁		E150	雪崩防止施設
	D020	橋側歩道橋		E160	落石防止施設
	D030	横断歩道橋		E170	消雪パイプ
	D040	トンネル		E180	ロードヒーティング
	D050	洞門		E190	除雪ステーション
	D060	スノーシェッド		E200	防災備蓄
	D070	地下横断歩道		E210	共同溝
	D080	道路ＢＯＸ等		E220	ＣＡＢ電線共同溝
	D090	横断ＢＯＸ等		E230	植栽
	D100	パイプカルバート		E240	遮音施設
	D120	擁壁		E250	遮光フェンス
	D130	スノーシェルター		E270	流雪溝
	E010	防護柵		E310	防雪林
	E020	道路照明		E320	路側放送
	E030	視線誘導標（反射式）		E330	光ケーブル施設
	E040	視線誘導標（自光式）		E340	道路反射鏡
	E050	道路標識		E350	ビーコン

2. 道路施設基本データの作成は、別に定める『道路管理データベースデータ作成マニュアル（案）』によるものとする。
3. 道路施設基本データは、『道路施設基本データ作成システム』で作成する。
4. 道路施設基本データ作成にあたって工事番号は、CORINS登録時の「工事契約コード番号」とする。
5. 道路施設基本データに係わる以下のものを電子データにて提出すること。

①道路施設台帳作成総括表
②道路施設基本データ総括表
③道路施設基本データー覧表
④道路施設台帳チェックシート
⑤「道路工事完成図等チェックプログラム」によるチェック結果
⑥「電子納品チェックプログラム」によるチェック結果
⑦工事数量総括表

第105条　道路橋維持管理資料の作成

1. 本工事において施工した橋梁について、施工に関する記録などを保存するため「道路橋関連資料の保存要領（案）」に基づき電子媒体を作成し、監督職員に提出すること。
2. 本工事において作成する資料の対象は、「道路橋関連資料の保存要領（案）」に基づき監督職員の指示によるものとする。なお、作成に要する費用については、当初は計上していないため、設計変更の対

象とする。

第106条 「問合せ番号」及び「路上規制情報システム」

受注者は、「路上規制情報提供システム」への入力を行うものとし、別途監督職員が通知する「問合せ番号」を工事情報看板及び工事説明看板に掲示するものとする。

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第107条 特定外来生物の対応

本工事施工にあたり、道路区域内で「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」による特定外来生物が確認された場合は、速やかに監督職員に報告するものとし、対応については監督職員の指示によるものとする。

第9章　災害対策基本法

第108条 災害業務内容

災害対策基本法に基づき車両移動を行う場合には、別冊「災害対策基本法に基づく車両移動の運用に関する手引き」 により行うものとする。

第109条 出動要請

相互の通信連絡が不能で、被害状況を把握している場合は、監督職員の指示が無くても、出動するものとする。なお、集結場所は、厚木出張所とする。

第110条 実施区間

1. 実施区間は、第3条の履行場所とする。
2. 災害等の状況により、監督職員より必要に応じ上記に規定する実施区間以外に出動を要請する事がある。

第111条 身分証明書の発行

災害対策基本法に基づく車両移動を行う場合には、別途発行する「身分証明書」を携帯するものとする。

第112条 建設資機材等の報告

1. 監督職員は保有する建設資機材等について、あらかじめ書面により通知するものとする。
2. 受注者は、あらかじめ災害時に備え、災害業務に際し使用可能な建設資機材等の数量を把握し、監督職員へ書面により報告するものとする。
3. 監督職員は、受注者より報告された災害業務に使用可能な建設資機材について、監督職員が指定する保管場所に保管することを要請することができる。

第113条　訓練

1. 監督職員から防災訓練等に参加依頼があった場合は、参加するものとする。
2. 監督職員から災害対策用機械の運搬、展開補助を円滑に行うために操作訓練の参加依頼があった場合は、参加するものとする。

別紙－１

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	■ 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 ■ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 □ 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 □ 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 □ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 □ 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 ■ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第４９条 第４８条 第４６条
用地関係	□ 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。 □ 工事用地等の使用終了後における復旧内容。 □ 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 □ 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。	
公害関係	■ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。 □ 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。 ■ 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。 □ 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。	第３９・４０条 第４１条
安全対策関係	□ 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。 □ 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。 □ 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。 ■ 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。 □ 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。	第３３･３６条
工事用道路関係	一般道路を搬入路として使用する場合 □ 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。 □ 搬入路の使用中及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。 仮道路を設置する場合。 □ 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間。 □ 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）。 □ 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。	
仮設備関係	□ 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。 □仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 □仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。	

明示項目	明示事項	記載条項
建設副産物関係	□ 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。 □ 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。 ■ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。	第２５条・第２６条
工事支障物件等	□ 地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。 □ 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。	
薬液注入関係	□ 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等。 □ 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。	
その他	□ 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等。 ■ 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等。 ■ 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。 □ 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容。 □ 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件。 □ 工事用電力等を指定する場合は、その内容。 □ 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。 □ 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期。 □ 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等。	第２３条 第２２条

別紙－２

証明書

工事（業務）名：

受 注 業 者：

証　明　者：

個人情報が記録された資料等について、廃棄又は消去したことを証明します。

※以下は、紙により提出する場合において、押印を省略する場合のみ記載すること。

連絡先は２以上記載すること。

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：
担当者（会社名・部署名・氏名）：
連絡先１：
連絡先２：

（※証明者について
工事については、「現場代理人」又は「主任（監理）技術者」が行うものとする。
業務については、「管理技術者」が行うものとする。　　）

別紙－３

貸付機械明細書

機械名	規　格	機械番号	使用目的	貸付期間又は日数	引渡場所	返納場所	備　考
工事標識車	LED表示式クレーン装置付 機関出力　162kW 機械質量　6.2t	R02-1328	維持工事	令和８年４月１日 ～ 令和１１年３月３１日	厚木出張所	厚木出張所	

別紙-4

パトロール車の概要及び保管場所

整理番号	1	2
配置所属	厚木出張所	
実施時間	8時30分 ～ 17時15分	
車　　種	パトロール車	
車　　名	マツダ　CX－5	
型　　式	LDA－KE2AW	
登録番号	相模－800－す－9905	
登録年月日	平成27年11月6日	
保管場所	厚木出張所 厚木市恩名456－1	
基本走行距離	119．4km／回	
燃　　料	軽油（5km／L）	
車両価格	4，786，325円	
稼働日数	182～183回／年	

自動車任意保険調書

任意保険	① フリート ② 保険金額　～対人賠償：無制限、対物賠償：無制限 搭乗者賠償：500万円以上 ③ 保険料支払　～年払い
車両保険	① フリート　～免責5万円（又は車両により7万円） ② 保険料支払　～年払い

整理番号	1			2
配置所属	厚木出張所			
車種	パトロール車			
車名	マツダ　CX－5			
型式	LDA-KE2AW			
登録番号	相模－800－す－9905			
登録年月日	平成27年11月6日			
車両条件	エアバック	運転席	○	
		助手席	○	
	ＡＢＳ		○	
	横滑防止		○	
	安全ボディー		○	
	低公害車		○	
	盗難防止装置（種類）		×	
車両価格	車両価格 （購入価格）		4,786,325	

記載要領

車両条件　適合するものは○、不適合のものは×を付すこと。
盗難防止装置は、適合する場合に種類を記載する。

費用負担区分表

項　　目		発　注　者	受　注　者
車検、税及び保険	車検整備	○	
	重量税	○	
	自動車税	○	
	自賠責保険	○	
	自動車任意保険		○
法定点検	点検整備	○	
燃料及び油脂	燃料		○
	エンジンオイル		○
	ﾃﾞﾌｧﾚﾝｼｬﾙｵｲﾙ		○
	ﾄﾗﾝｽﾐｯｼｮﾝｵｲﾙ		○
	ブレーキフルード		○
	グリース		○
	その他オイル類		○
消耗品	オイルエレメント		○
	ｳｲﾝﾄﾞｳｫｯｼｬｰ液		○
	バッテリー液		○
	ワックス		○
	不凍液		○
	ウエス		○
	油膜とり		○
	くもり止め		○
	消臭剤		○
	タイヤクリーナー		○
	セーム皮		○
	洗車ブラシ		○
	カーシャンプー		○
	タール落とし		○
	手袋		○
	バケツ		○
	その他必要な消耗品		○
修理及び整備	タイヤの交換	○	
	チューブの交換	○	
	バッテリーの交換	○	
	ﾀｲﾔﾁｪｰﾝの交換	○	
	ｼｰﾄｶﾊﾞｰの交換	○	
	ｶｰｸｰﾗｰの修理調整	○	
	ﾌｧﾝﾍﾞﾙﾄの修理交換	○	
	受注者の責任によらない修理	○	
その他	通行料	○	
	駐車料	○	
	ｼｰﾄｶﾊﾞｰのｸﾘｰﾆﾝｸﾞ		○

道路除草工　数量一覧表
（R8・R9・R10厚木出張所管内維持工事）

地区	処分場	処分場所住所	受入条件	備考
大和市 座間市	(株)植照 緑の再生工場 フォレスト横浜	横浜市緑区長津田町3641-1他	受入時間 8:00-18:00,時間外受入無し 大きさ・形状の制限　無し 異物除去指定　無し 業者制限　無し 車両制限　無し	除草処分 （A）
海老名市 厚木市 伊勢原市	㈱リテック 座間支店	座間市小松原1-5184-1	受入時間 7:30-18:30,時間外受入無し 大きさ・形状の制限　無し 異物除去指定　無し 業者制限　無し 車両制限　無し	除草処分 （B）
秦野市 松田町 山北町	㈱冨士建設 大井木材リサイクルセンター	足柄上郡大井町柳601-1	受入時間8:00-16:50、時間外受入16:50～18:00 大きさ・形状の制限　無し 異物除去指定　無し 業者制限　無し 車両制限　無し	除草処分 （C）

別紙－8（1）

応急作業（A）内訳書
（R8・R9・R10厚木出張所管内維持工事）

名称	規格	単位	当初数量			摘要
			R8	R9	R10	
普通作業員		人	1,100	1,100	1,100	
トラッククレーン	4t積み2.9t吊り	h	90	90	90	油脂類・運転手含む
ダンプトラック	2t積普通・ディーゼル	h	3,500	3,500	3,500	油脂類・運転手含む
ダンプトラック	4t積普通・ディーゼル	h	30	30	30	油脂類・運転手含む
工事標識車	LED表示式 クレーン装置付	h	65	65	65	貸与　油脂類・運転手含む
全天候型特殊常温合材	20kg/袋	kg	4,600	4,600	4,600	
セメント	普通ポルトランド25kg／袋	t	2	2	2	
再生砂		m3	5	5	5	

別紙－8（2）

応急作業（B）内訳書
（R8・R9・R10厚木出張所管内維持工事）

名称	規格	単位	当初数量			摘要
			R8	R9	R10	
普通作業員		人	150	150	150	
トラッククレーン	4t積み2.9t吊り	h	45	45	45	油脂類・運転手含む
ダンプトラック	2t積普通・ディーゼル	h	500	500	500	油脂類・運転手含む
ダンプトラック	4t積普通・ディーゼル	h	50	50	50	油脂類・運転手含む
工事標識車	LED表示式 クレーン装置付	h	80	80	80	貸与　油脂類・運転手含む
全天候型特殊常温合材	20kg/袋	kg	1,000	1,000	1,000	
凍結防止剤(塩化ナトリウム)	25kg/袋	袋	360	360	360	支給品

別紙様式－０－１

【低価格理由とその詳細】

番号	低価格理由	低 価 格 理 由 の 詳 細 内 容
①	資材費の低減	生石灰、セメント系固化材を材料納入品協力会社から7%引きで購入。コンクリート2次製品は19%引きで購入。生コンクリートはグループ会社から20%引きで購入
②		
③	機械経費の低減	自社保有の建設機械車両（全100台）を使用。ダンプトラック運搬はグループ会社を中心に使用し運賃を削減。
④		
⑤	作業効率の向上	現場経験豊富な熟練したオペレータによるロスの少ない重機作業。仕上がり精度の高い法面整形。補助労務を必要としない程丁寧な仕上がりの床堀作業。
⑥	下請業者の協力	施工協力会社に植生基材吹付工を外注し、設計想定より10%引きとする。
⑦	経費の低減	冬期間においても会社から現場まで45分程度で到着する。
⑧	現場管理費の低減	パソコン、デジカメ、プリンタ、仮設資材等を所有している。
⑨	安全資機材の低減	安全標識類を所有している。
⑩	本支店経費の低減	役員報酬、事務員給料を未計上。
⑪		
⑫	受注実績の取得	国交省発注工事の受注実績の取得
⑬		
⑭	その他	作業員の雇用確保、重機械の稼働率向上

別紙様式－０－２

【比較表－1】

積 算 内 訳 書 の 比 較 表

記 入 要 領	1) 見積り等積算根拠を示すものがあれば添付する。 2) 数量総括表に対応する内訳書にして下さい。 3) 入札時の元請(当初予定)欄は、入札時に事情聴取した結果と照合確認して下さい。 4) 工事完成時の元請(完成時実績)、官積算(最終)欄は、それぞれ調査票の直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等および工事価格と合致するか確認して下さい。 5) ※印の官積算欄(予定価格および最終共)は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。
工 事 名	○○道路改良工事

工事区分・工種・種別	単位	入札時					工事完成時					備 考
		官積算(予定価格)※		元請(当初予定)		元請/官積(%)	元請(完成時実績)		官積算(最終)※		元請/官積(%)	
		数量	金額	数量	金額		数量	金額	数量	金額		
道路土工	式	1		1			1		1			
地盤改良工	式	1		1			1		1			
法面工	式	1		1			1		1			
カルバート工	式	1		1			1		1			
排水構造物工	式	1		1			1		1			
構造物撤去工	式	1		1			1		1			
仮設工	式	1		1			1		1			
直接工事費	式	1		1			1		1			
共通仮設費	式	1		1			1		1			
共通仮設費	式	1		1			1		1			
純工事費	式	1		1			1		1			
現場管理費	式	1		1			1		1			
工事原価	式	1		1			1		1			
一般管理費	式	1		1			1		1			
基礎工	式	1		1			1		1			
工事価格	式	1		1			1		1			

別紙様式－０－３

【比較表－2】

内 訳 書 に 対 す る 明 細 書 の 比 較 表

記 入 要 領	1) 本様式は、比較表-1に対する明細を記入することとする。さらにその明細が必要な場合は、本様式を使用しその詳細が明確になるようにする。 2) ※印の官積算欄(予定価格および最終共)は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。
工 事 名	○○道路改良工事

工事区分・工種・種別・細別	単位	入札時						工事完成時						備考
		官積算(予定価格)※			元請(当初予定)			元請(完成時実績)			官積算(最終)※			
		数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	
道路土工	式	1			1			1			1			
掘削工	〃	1			1			1			1			
掘削(土砂)	m3	39,300			39,300			35,800			1			
掘削(軟岩)	〃	2,250			2,250			0			1			
路体盛土工	式	1			1			1			36			
路体(流用土)	m3	4,100			4,100			10,600			14			
法面整形工	式	1			1			1			30			
法面整形(切土部)	m2	5,920			5,920			5,010			9			
法面整形(切土部)	〃	250			250			0			1			
法面整形(盛土)	〃	330			330			160			11			
地盤改良工	式	1			1			1			1			
安定処理工	〃	1			1			1			1			
基礎安定処理 45kg/m3	m2	1,000			1,000			0			1			
〃 53.6kg/m3 t=0.5m	〃	0			0			115			1			
〃 53.6kg/m3 t=0.8m	〃	0			0			785			2			
路体安定処理 30kg/m3	m3	4,100			4,100			0			2			
路体安定処理 33kg/m3	m3	0			0			13,100			200			

別紙様式－０－４

【比較表－３】

手持ち資材の比較表（主要資材）

記入要領	1) 手持ち資材の状況については、主に当該工事で使用予定の資材を記入する。 2) 官積算が市場単価の場合、備考欄に市場単価を記入して下さい。 3) 実績と官積は、同じ単位による単価としてください。単位が一致しない場合はそれぞれの単位を明記してください。 4) 入札時の欄は、入札時に事情聴取した結果と照合確認してください。完成時及び官単価欄は、主要資材相当品のみを記入する。 5) ※印の官単価欄は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。

工事名	○○道路改良工事

品名	規格・型式	単位	使用工種等	入札時（当初の予定）				工事完成時（実績）				官単価※（最終）	備考
				手持ち数量	単価	本工事での使用予定量	不足数量の手当方法	手持ち数量	単価	本工事での使用量	不足数量の手当方法		
型枠用合板	1800＊900＊12	枚	排水構造物工	300		70				80		5,594	市場単価
敷鉄板	5尺＊20尺	〃	土工	50		50				100		0	
ロードマット	3000＊2400	〃	〃	54		50				40		0	
〃	1500＊4000	〃	〃	80		50				0		0	
縞鋼板	1350＊5000	〃	〃	60		30				0		0	
再生材	RC-40	m^3	排水構造物工	100		69				55		3,750	

別紙様式－０－５

【比較表－４】

資材購入先一覧(主要資材)の比較表

記入要領	1)「入札者との関係」欄は、購入先予定業者との関係を記入。(例)協力会社、同族会社、資本提携会社等 2) 官積算が市場単価の場合、備考欄に市場単価を記入してください。 3) 総額で値引きし、個々の品目の値引き単価が特定できない場合、実績単価欄は契約単価を記入し、総額値引き率を備考欄に記入する。 4) 実績と官積は、同じ単位による単価としてください。単位が一致しない場合はそれぞれの単位を明記してください。 5) 入札時の欄は、入札時に事情聴取した結果と照合確認してください。完成時及び官単価の欄は、主要資材(購入価格が工事費の約0.3%以上の資材)とし、軽微な資材は省略する。 6) ※印の官単価欄は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。
工事名	○○道路改良工事

工種種別	品名規格	単位	入札時(当初の予定)					工事完成時(実績)					※官単価(最終)	備考
			数量	単価	購入先名			数量	単価	購入先名				
					業者名	所在地	入札者との関係			業者名	所在地	入札者との関係		
生コンクリート	18－8－40	m^3	61	13,000	○○生コンクリート	○○町△△	同族会社	58	13,000	○○生コンクリート	○○町△△	同族会社	16,100	
生石灰		t	184.5	14,500	△△セメント商事	○○市□□町	協力会社	544	14,500	△△セメント商事	○○市□□町	協力会社	16,500	
セメント系固化剤	タフロック3E	〃	65	9,500	〃	〃	〃	60	9,500	〃	〃	〃	11,400	
コンクリート2次製品	BOX600＊600	本	18	49,500	(株)□□□	○○市△△町	〃	10	49,500	(株)□□□	○○市△△町	〃	80,200	市場単価
〃	BF300＊2000	〃	290	2,100	〃	〃	〃	185	2,100	〃	〃	〃	2,936	
〃	BF400＊2000	〃	59	3,360	〃	〃	〃		0				0	
〃	BF500＊2000	〃	51	4,530	〃	〃	〃	21	4,530	〃	〃	〃	6,040	
〃	BF600＊2000	〃	113	5,520	〃	〃	〃	44	5,520	〃	〃	〃	7,400	

別紙様式－０－６

【比較表－５】

手持ち機械の比較表（主要機械）

記入要領	1) 本様式には、主に当該工事に使用する予定の手持ち機械の状況を記入して下さい。 2) 実績と官積は、同じ単位による単価としてください。単位が一致しない場合はそれぞれの単位を明記してください。 3) 入札時の欄は、入札時に事情聴取した結果と照合確認してください。完成時及び官単価の欄は、主要機械相当品(各機械経費が工事費の約0.3%以上の機器)のみでよい。 4) ※印の官単価欄は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。

工事名	○○道路改良工事

機械名称	規格・型式・能力・年式	単位	入札時（当初の予定）				工事完成時（実績）			官単価※（最終）	備考
			数量	単価	メーカ名	現在の利用状況	数量	単価	メーカ名		
掘削機	0.2～0.45m^3	台	10		○○○	4台空	2		○○○		
〃	0.7m^3	〃	22		〃	8台空	5		〃		
〃	0.7m^3	〃	9		□□□	4台空	4		□□□		
〃	1.2m^3	〃	1		〃	空	1		〃		
〃	1.6m^3	〃	1		〃	空	1		〃		
ブルドーザ	D65px	〃	3		○○○	2台空	1		○○○	25,100	供用日
不整地運搬車	LD1000	〃	7		△△△	3台空	5		△△△	21,600	供用日
掘削機	0.25m^3	〃	4		〃	2台空	0		〃	7,320	供用日
〃	0.45m^3	〃	1		〃	空	1		〃	13,000	供用日
〃	0.7m^3	〃	6		〃	3台空	1		〃	18,100	供用日
不整地運搬車	LD700	〃	1		〃	空	1		〃		

別紙様式－０－７

【比較表－６】

労 務 者 の 確 保 計 画 の 比 較 表

記 入 要 領	1) 下請け労務者と自社労務者を下記のように区分して下さい。 ・下請け労務者は( )なしで記入する。 ・自社労務者は( )内に記入する。 2) 下請け会社との関係も明記する。 3) 労務単価は必ず記入する。 4) (例)として記入したものは記入例なので、この記入例を消去して使用してください。 5) ※印の官単価欄は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。
工 事 名	○○道路改良工事

工 種	職 種	入札時(当初の予定)			工事完成時(実績)			※ 官単価 (最終)	備 考
		単価	員数	下請け会社との関係 下請け会社名等	単価	員数	下請け会社との関係 下請け会社名等		
道路土工、地盤改良工	オペレーター							17,716	
		(17,000)	(320)	自社		472	自社		
道路土工	運転手	17,000	220	○○運輸(株)		102	○○運輸(株)	17,716	
				同族会社			同族会社		
排水構造物工	オペレーター	(17,000)	(60)	自社			自社	17,716	
	普通作業員	(15,000)	(225)	自社		138	自社	14,626	
植生工	法面工	18,000	225	協力会社			協力会社	18,746	
				○○防災(株)		113	○○防災(株)		
仮設工	普通作業員							14,626	
		(15,000)	(7)	自社		20	自社		

別紙様式－０－８

【比較表－７】

工種別労務者配置計画の比較表

記入要領	1) 職種名は例示したものなので、該当する職種名に変更して記入して下さい。 2) 世話役が、他の工種または他の工事と兼任している場合、正当な人数になるように按分してください。 3) (例)として記入したものは記入例なので、この記入例を消去して使用してください。

工事名	○○道路改良工事

工種	種別	入札時（当初の予定）						工事完成時（実績）						備考
		配置予定人数					計	配置人数					計	
		世話役	普通作業員（特殊含）	配管工	電工	オペ		世話役	普通作業員（特殊含）	配管工	電工	オペ		
（例）土工事	床掘工・埋戻工・残土処理	1	2			2	5							
土工事	地盤改良工・掘削工・路体盛土工・残土処理工	1	1			8	10	1	1			8	10	
土工事	法面整形工	1	1			2	4	1	1			2	40	
法面工	植生基材吹付工	1	4			1	6	1	5			1	7	
カルバート工	BOX工	1	4			1	6	1	3			1	5	
排水構造物工	側溝工、集水桝工	1	3			1	5	1	3			1	5	
仮設工	仮水路工	1	4			1	6	1	3			2	6	

別紙様式－０－９

【比較表－８】

建 設 副 産 物 の 搬 出 等 の 比 較 表

記 入 要 領	1) 当該工事で発生する、すべての建設副産物について記入してください。 2) 記入してある名称以外の建設副産物がある場合は、名称を追加して記入して下さい。 3) 受け入れ価格は、建設副産物の処分のみに要した価格を記入してください(収集、運搬等に要した費用を除く)。 4) ※印の官積算価格欄は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。					
工 事 名	○○道路改良工事					
建設副産物の名称	入札時(当初の予定)		工事完成時(実績)		官積算価格※ (最終)	備　考
	受け入れ予定箇所	受け入れ価格	受け入れた箇所	受け入れた価格		
コンクリート塊	○○アスコン	2300／t	○○アスコン	1700／t	2300／t	
アスファルト・コンクリート塊	○○アスコン	2000／t	○○アスコン	1500／t	1500／t	
			○○アスコン	3000／t	2800／t	有筋
建設発生木材	無し					
建設発生土	無し					

別紙様式－０－１０

【諸経費動向調査（工事費）】

工事費内訳　　注）消費税抜きで記入してください　　金額単位：千円

費　目	元請・元請外注	元　請	元請外注合計	1 ○○建設 道路土工	2 □□建設 排水構造物工	3 ○○防災 法面工	4 ○○運輸 道路土工	5 ○○興業 交通誘導	6 ○○地質 地質調査・試験	7 ○○森林 伐採工
① 直接工事費	50,972	17,009	33,963	20,914	1,441	8,600	2,850	0	0	158
(1) 材料費	25,562	13,632	11,930	5,857	137	4,954	982	0	0	0
(2) 労務費	15,232	0	15,232	9,290	1,248	2,826	1,730	0	0	138
(3) 機械機具等損料	9,431	2,643	6,788	5,754	56	820	138	0	0	20
(4) 賃与機械等現場修理・管理費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(5) 直接経費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
A 特許使用料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B 光熱電力使用料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(6) 特殊経費	747	734	13	13	0	0	0	0	0	0
② 間接工事費	19,683	11,896	7,787	1,086	759	3,250	1,080	1,009	320	283
(1) 共通仮設費	8,069	4,710	3,359	1,889	120	452	0	898	0	0
イ 運搬費	2,380	70	2,310	1,750	120	440	0	0	0	0
A 設備材	250	70	180	80	60	40	0	0	0	0
1 仮設材①	100	0	100	0	60	40	0	0	0	0
2 仮設材②	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3 仮設材③	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4 敷鉄板類	150	70	80	80	0	0	0	0	0	0
5 橋梁等架設支保工	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6 橋梁用架設タワー等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7 橋梁用仮設桁設備	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8 積み込み取り卸し費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9 トンネル用スライドセントル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10 その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B 建設機械20t未満	1,120	0	1,120	660	60	400	0	0	0	0
① 自走・貨物自動車等による運搬	1,080	0	1,080	620	60	400	0	0	0	0
② 日々回送による運搬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③ 現場内小運搬	40	0	40	40	0	0	0	0	0	0
C 建設機械20t以上	1,010	0	1,010	1,010	0	0	0	0	0	0
① 貨物自動車等 による運搬	980	0	980	980	0	0	0	0	0	0
② 自走 による運搬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③ 日々回送による運搬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
④ 現場内小運搬	30	0	30	30	0	0	0	0	0	0
ロ 準備費	699	699	0	0	0	0	0	0	0	0
A 準備・測量等	673	673	0	0	0	0	0	0	0	0
B その他	26	26	0	0	0	0	0	0	0	0
ハ 事業損失防止施設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ニ 安全費	1,373	451	922	24	0	0	0	898	0	0
安全習慣度「建設工事公衆災害防止対策要綱」について選択		? 通常の安全対策								
A 安全管理費	147	123	24	24	0	0	0	0	0	0
① 工事区域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要した費用（稼働日の保安要員等の賃用を含む）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
② 不稼働日の保安要員等の賃用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③ 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード等の安全施設の設置、撤去、移動に要した費用及び使用期間中の損料	102	102	0	0	0	0	0	0	0	0
④ 夜間作業を行う場合における照明に要した費用	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤ 酸素欠乏症の予防に要した費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥ 河川、海岸工事における救命艇に要した費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦ 粉塵作業の予防に要した費用	24	0	24	24	0	0	0	0	0	0
⑧ 長大トンネル等における防災安全対策に要した費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑨ 安全用品等の費用	19	19	0	0	0	0	0	0	0	0
⑩ 安全委員会等に要した費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑪ 国土交通省（運輸）発注工事における再圧装置設置、撤去、維持管理に要した費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B 交通誘導員等	898	0	898	0	0	0	0	898	0	0
C 鉄道・港安全管理	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D 美装化等	324	324	0	0	0	0	0	0	0	0
E 高圧作業予防	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
F 航路安全標識・警戒船	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
G ダム発破・監視費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H その他	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0
ホ 役務費	159	159	0	0	0	0	0	0	0	0
A 土地の借上費	159	159	0	0	0	0	0	0	0	0
B 電力用水等基本料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヘ 技術管理費	2,700	2,688	12	0	0	12	0	0	0	0
A 品質管理費等	69	69	0	0	0	0	0	0	0	0
B 特別な品質管理	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C 現場条件等費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D 品質証明(社内検査)に要した費用	300	300	0	0	0	0	0	0	0	0
E 各種調査等	320	320	0	0	0	0	0	0	0	0
F 各種台帳等	12	0	12	0	0	12	0	0	0	0
G その他	1,999	1,999	0	0	0	0	0	0	0	0
ト 営繕費	758	643	115	115	0	0	0	0	0	0
A 建物費	224	224	0	0	0	0	0	0	0	0
B 借上費	100	100	0	0	0	0	0	0	0	0
C 借泊費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D 労働者送迎費	115	0	115	115	0	0	0	0	0	0
E 監督員詰所等	65	65	0	0	0	0	0	0	0	0
F 美装化等1	254	254	0	0	0	0	0	0	0	0
G 美装化等2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
I 労働者海上輸送費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
チ その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
リ 技術者間接費(電気工事、光ケーブル工事の場合)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 補償費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(3) 現場管理費	11,614	7,186	4,428	-803	639	2,798	1,080	111	320	283
イ 労務管理費	528	183	345	20	161	151	0	2	0	11
ロ 安全訓練等費用	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0
A 安全・衛生に要した費用	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0
B 研修訓練等に要した費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ハ 租税公課	64	47	17	15	2	0	0	0	0	0
ニ 社員等従業員給料手当	8,367	4,917	3,450	1,001	860	359	792	33	214	91
ホ 退職金	9	0	9	0	0	0	0	0	4	5
ヘ 保険料	298	0	208	102	0	3	93	0	5	5
① 火災保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
② 工事保険	88	0	88	88	0	0	0	0	0	0
③ 自動車保険	109	0	109	8	0	3	93	0	0	5
④ 組立保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤ 法定外の労災保険	10	0	10	6	0	0	0	0	4	0
⑥ その他損害保険	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0
ト 法定福利費	2,594	1,168	1,426	624	223	255	172	76	31	45
A 労災保険料	539	497	42	0	0	30	0	0	1	11
B 雇用保険料	189	43	146	70	22	12	30	7	2	3
C 健康保険料	670	135	535	257	79	84	65	26	9	15
D 厚生年金保険料	896	193	703	297	122	129	77	43	19	16
E 建退共制度掛金	300	300								
F 船員保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
チ 福利厚生費	285	41	244	185	0	0	48	0	0	11
リ 補償費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヌ 通信交通費	394	290	104	12	0	49	0	0	43	0
ル 交際費	26	26	0	0	0	0	0	0	0	0
ヲ 寄付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ワ その他	623	504	119	2	0	0	0	0	23	94
カ 外注一般管理費等	-1,494		-1,494	-2,764	-707	1,981	-25	0	0	21
③ 外注費（下請価は、外注一般管理費等の自動計算値）	41,750	41,750	外注一般の計算値⇒	-2,764	-707	1,981	-25	0	0	21
④ 一般管理費等　自動計算値 = −1355	−1,355	−1,355								
⑤ 鋼橋等工場製作費（電気工事・光ケーブル工事の場合は、機器費）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥ 別途請負等工事価格	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦ 工事価格	69,300	69,300	41,750	22,000	2,200	11,850	3,930	1,009	320	441
⑧ 消費税相当額（下請価は、下請工事価格の自動計算値）	3,465	3,465	工事価格の計算値⇒	22,000	2,200	11,850	3,930	1,009	320	441
⑨ 工事請負金額	72,765	72,765								
⑩ 当経費のうち、地代に要した費用	100	100	0	0	0	0	0	0	0	0
⑪ 準備費のうち伐開・除根等に要した費用	441	441	0	0	0	0	0	0	0	0
⑫ 仮設費（直工にて1ノーアップに変した費用	849	849	0	0	0	0	0	0	0	0
⑬ 二次下請負者の数	0		0	0	0	0	0	0	0	0
⑭ 二次下請負者の外注一般管理費等の合計	0		0	0	0	0	0	0	0	0
⑮ 二次下請負者への発注工事価格の合計	0		0	0	0	0	0	0	0	0
⑯延実人員数と作業日数										
(1) 労働者延人員	896	16	880	492	78	113	106	80	0	11
(2) (1)のうち通勤労働者延人員	896	16	880	492	78	113	106	80	0	11
(3) 技能関係等従事者延人員	393	192	201	70	60	0	48	4	14	5
(4) 技術事務関係社員等従業員延人員	17	0	17	0	0	17	0	0	0	0
(5) 作業日数			222	70	45	16	48	26	14	3
⑰ 現場管理費_その他のうち、事務用品費に要した費用	349	348	1	0	0	0	0	0	1	0
⑱ 現場管理費_その他のうち、動力・用水光熱費に要した費用	13	13	0	0	0	0	0	0	0	0

別紙様式－１

提出日：令和　　年　　月　　日

Ｖ　Ｅ　提　案　書

支出負担行為担当官
　　〇〇地方整備局長　殿

受注者
　住所
　氏名　　印

契約書第１９条の２に基づきＶＥ提案書を提出いたします。

工事件名： 契約締結日：	連絡者 　氏名 ＴＥＬ ＦＡＸ

ＶＥ提案の概要　　注）記入欄が不足する場合には、様式－〇の２として追記して下さい。なお、概算低減額は提案を審査する上で参考とするものです。

番　号	項　目　内　容	概算低減額：千円
概　算　低　減　額　合　計		

別紙様式－２

番　号		項目内容	

（１）設計図書の定める内容と、ＶＥ提案の内容の対比	
【現状】・・・・略図等	【改善案】・・・・略図等

（２）提案理由

（３）ＶＥ提案の実施方法（材料仕様、施工要領等を記入）

（４）品質保証の証明（品質保証書の添付等）

（５）その他

別紙様式－３

番　号		項目内容	

ＶＥ提案による概算低減額及び算出根拠

【現状】				単位：千円		【改善案】				単位：千円	
名称	規格等	単位	数量	単　価	金　　額	名称	規格等	単位	数量	単　価	金　　額

別紙様式－４

番　号		項目内容	

(1)工業所有権等の排他的権利を含むＶＥ提案である場合、その取扱いに関する事項

(2)ＶＥ提案が採用された場合に留意すべき事項（提案内容の公表に係る所見等）

別紙様式－５

号
令和　　年　　月　　日

ＶＥ提案採否通知書

○　○　○　○　殿

支出負担行為担当官
○○地方整備局長　　印

特記仕様書「○　ＶＥ提案について」に基づき、平成　年　月　日付けで提出されましたＶＥ提案に対する審査結果を下記のとおり通知します。

工事件名： 契約締結日：	ＶＥ提案項目数： 採用項目数： 不採用項目数：

ＶＥ提案に対する「採否」及びその理由

番　号	項　目　内　容	概算低減額：千円

（注）採否に関する問い合わせ先

別紙様式－１０

令和　　年　　月　　日

（主任監督員）

殿

（受注者現場代理人）

印

車両走行実績及び車両管理報告書
（令和　　年　　月分）

標記のことについては、下記のとおり報告します。

記

整　理　番　号	１	２
登　録　番　号	相模−８００−す−９９０５	
稼　働　日　数	当月　　日 累計　　日	
走　行　距　離	当月　　ｋｍ 累計　　ｋｍ	
燃　　料	当月　　Ｌ 累計　　Ｌ	
オ　イ　ル	当月　　Ｌ 累計　　Ｌ	
修　理　状　況		

別紙様式－１２

品質証明書

工事名：

品質証明記事				
品質証明項目	実施日	箇所	品質証明員氏名　印	記事

社内検査した結果、工事請負契約書、図面、仕様書、その他関係図書に示された品質を確保していることを確認したので報告します。

受注者　住所

氏名　　印

別紙様式－１３

施工確認書（案）

工事名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

確認者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

路側防護柵工（土中埋め込み式）の施工について、社内検査の結果、工事請負契約書、図面、仕様書、その他関係図書に示された出来形を確保していることを確認しました。

また、防護柵の所要の根入れ長が確保されていることが確認できる状況（建て込み時の施工状況、若しくは埋込み長の測定状況等）をビデオカメラにより全本数分を撮影した資料（ビデオテープ等）を提出致します。

令和　　年　　月　　日

受注者　住所

氏名

（※施工確認者については、「品質証明員」が行うものとする。但し、品質証明制度を適用していない工事について「主任（監理）技術者」が行うものとする。）

舗装工事データ（データコード：0601）記入シート

平成 19 年 3 月

事務所		出張所		作成年月日		整理番号	

主任監督員

作成者

◆記入要領◆
・該当コード番号を○で囲む。
・□□欄は数値・コードを記入し、不明の場合は「*」を記入する。

1. 路線名

路線番号 □□□ 現旧新 □ 枝番号 □□

→1:現道　2:旧道　3:新道

路線名称（枝番がある時、バイパス名等を記入する）

2. 上り下り区分

1：上り　　3：上下

2：下り

3. 車線（車線区分＋車線番号）

□□

（車線番号はセンター側から数えた車線位置番号）

コード	車線区分	コード	車線区分
1	本線	5	左折車線
2	登坂車線	6	加減速車線
3	ゆずり車線	7	副道
4	右折車線	ランプコード	連結路（ランプ）

4. 距離標

〔自〕 キロポスト □□ k キロポストからの実距離 □□ m －

〔至〕 キロポスト □□ k キロポストからの実距離 □□ m

5. 施工延長

□□□ m

6. 施工面積

□□□□ m²

7. 工事実績・計画区分

1：実績（工事完了）
2：計画（工事計画）

8. 工事発注方式

1：仕様規定　　3：総合評価
2：性能規定　　9：その他
＊：不明

9. 工事種別

10：改築工事
20：維持工事
30：修繕工事
41：占用工事（ガス）
42：占用工事（電気）
43：占用工事（上水道）
44：占用工事（下水道）
50：請願工事
99：その他
**：不明

10. 補修理由（2つまで選択可）

1：舗装破損（ひび割れ）
2：舗装破損（わだち掘れ）
3：舗装破損（平たん性）
4：舗装破損（骨材飛散）
5：舗装破損（その他）
6：占用復旧
7：通報（段差）
8：通報（振動）
9：通報（騒音）
10：通報（その他）
99：その他
**：不明

11. 要求性能（2つまで選択可）

1：一般走行性
2：すべり止め
3：排水性
4：透水性
5：路面温度上昇抑制
6：明色性
7：着色性・色彩機能
8：騒音防止・抑制
9：流動対策
10：摩耗対策
11：支持力強化
12：凍結抑制
13：長寿命対策
14：排気ガス浄化対策
15：温度応力クラック抑制対策
16：リフレクションクラック抑制対策
17：骨材飛散対策
99：その他
**：不明

12. 施工年月

元号 H □ 年 □□ 月 □□

13. 新設・補修・在来区分

1：新設工事
2：補修工事
3：在来

14. 施工方法

10：新設
20：打換え工法
21：上層路盤打換え工法
22：表層・基層打換え工法
23：局部打換え工法
30：オーバーレイ工法
31：薄層オーバーレイ工法
32：わだち部オーバーレイ工法
33：表面処理工法
34：薄層コンクリート舗装工法
35：シール材注入工法
40：切削工法
41：切削オーバーレイ工法
42：切削薄層オーバーレイ工法
43：切削表面処理工法
44：切削薄層コンクリート舗装工法
50：路上表層再生工法（リミックス）
51：路上表層再生工法（リペーブ）
52：路上路盤再生工法
99：その他
**：不明

15-1. 各種舗装の構造別分類

10：サンドイッチ舗装
11：コンポジット舗装
12：フルデプスアスファルト舗装

15-2. 特殊技術を用いた舗装

20：シックリフト工法
21：中温化技術
22：スリップフォーム工法

15-3. 各種舗装の材料別分類

30：半たわみ性舗装
31：ロールドアスファルト舗装
32：フォームドアスファルト舗装
33：砕石マスチック舗装
34：ポーラスアスファルト舗装
35：保水性舗装
36：遮熱性舗装
37：透水性舗装
38：プレキャストコンクリート版舗装
39：薄層コンクリート舗装
40：小粒径骨材露出舗装
41：ポーラスコンクリート舗装
42：連続鉄筋コンクリート舗装
43：プレストレストコンクリート舗装
44：転圧コンクリート舗装

16. 路面種別

1：アスファルト舗装(As)
2：ポーラスアスファルト舗装(Po)
3：コンクリート舗装(Co)

17. 切削（掘削）

□.□ cm

18. 打換率

□.□ %

19. 空隙率

□.□ %

[舗装構成]

（20～23. は下記のコード表より記入する　24. 厚さは1cm単位で記入する）

	表層		中間層		基層		上層路盤				下層路盤		路床			
							レベリング			レベリング			凍上層		遮断層	
20. 再生材																
21. 材料種類																
22. 材料名																
23. 最大粒径																
24. 厚さ(cm)																

20. 再生材

コード	再生材	コード	再生材
0	未使用	2	再々生
1	再生	＊	不明

21. 材料種類

（材料種類コードが50～74の場合、材料名は空白とする）

コード	材料種類	適用箇所 表層	基層	路盤	路床	コード	材料種類	適用箇所 表層	基層	路盤	路床
10	粗粒度アスファルト混合物	○	○			32	表面充填材	○			
11	密粒度アスファルト混合物	○	○			33	多孔質弾性舗装材料	○			
12	細粒度アスファルト混合物	○	○			40	瀝青安定処理			○	
13	密粒度ギャップアスファルト混合物	○	○			41	セメント・瀝青安定処理			○	
14	細粒度ギャップアスファルト混合物	○	○			42	セメント安定処理			○	○
15	開粒度アスファルト混合物	○	○			43	石灰安定処理			○	○
16	ゲースアスファルト混合物		○			50	粒度調整砕石			○	
17	ロールドアスファルト混合物	○	○			51	粒調鉄鋼スラグ			○	
18	大粒径アスファルト混合物	○	○			52	水硬性粒調鉄鋼スラグ			○	
19	半たわみ性アスコン	○	○			60	クラッシャラン			○	
20	ポーラスアスファルト混合物	○	○			61	切込砂利			○	
21	アスファルトモルタル	○				62	砂利			○	○
22	表面処理用アスコン	○				63	クラッシャラン鉄鋼スラグ			○	
23	シート防水	○				64	玉砕			○	○
24	塗り防水	○				65	砂			○	○
25	瀝青材防水	○				70	切土				○
26	マイクロサーフェシング	○				71	盛土				○
27	砕石マスチック(SMA)	○	○			72	置換				○
28	保水性アスコン	○				73	発泡スチロール				○
29	シール材	○				74	ジオテキスタイル				○
30	セメントコンクリート	○	○	○	○	99	その他（　　）	○	○	○	○
31	表面塗布材	○				**	不明	○	○	○	○

22. 材料名

コード	材料名	コード	材料名	コード	材料名
01	ストアス	17	アスファルト乳剤	41	セメント
11	改質アスⅠ型	20	樹脂系結合材	42	石灰
12	改質アスⅡ型	21	エポキシアスファルト	99	その他
13	改質アスH型	22	加熱式注入目地・シール材	**	不明
14	その他の改質アス	23	常温式注入目地・シール材		
15	セミブローンアス	30	添加剤		
16	硬質アスファルト	40	乳剤・セメント		

23. 最大粒径

コード	最大粒径(mm)	コード	最大粒径(mm)	コード	最大粒径(mm)
01	2.5	07	2.5F	13	30
02	5	08	5F	14	40
03	8	09	8F	99	その他
04	10	10	10F	**	不明
05	13	11	13F		
06	20	12	20F		

25. T_A

□.□ cm

26. CBR

□.□ %

27. 路床改良の有無

1：改良有
2：改良無
＊：不明

28. 路床構築の有無

1：構築有
2：構築無
＊：不明

29. 舗装設計法

1：経験に基づく設計法（TA法）
2：経験に基づく設計法（TA法以外）
3：理論設計法（多層弾性理論）
4：理論設計法（その他）
5：コンクリート（土木研究所式）
9：その他
＊：不明

30. 疲労破壊輪数

設計期間 □□ 年
舗装計画交通量 □□□□ 台／日
疲労破壊輪数 □□□□ 千回
確認方法 1：促進載荷装置による繰り返し載荷試験
2：供試体による繰り返し載荷試験
3：過去の実績
4：舗装の構造に関する技術基準・同解説　別表1
5：舗装の構造に関する技術基準・同解説　別表2

31. 塑性変形輪数

道路の区分 1：第1種、第2種、第3種第1級及び第2級並びに第4種第1級
2：その他
舗装計画交通量 □□□□ 台／日
塑性変形輪数 □□□□ 回／mm
確認方法 1：促進載荷装置による繰り返し載荷試験
2：供試体による繰り返し載荷試験
3：ホイールトラッキング試験
4：過去の実績

32. 平たん性

測定方法 1：3mプロフィルメータによる方法
2：3m直線定規による方法
3：路面性状測定車による方法
9：その他
凹凸量の標準偏差1 □.□ mm
凹凸量の標準偏差2 □.□ mm
（標準偏差1：平たん性の障害となるマンホール等の部分のデータを除外しない値）
（標準偏差2：平たん性の障害となるマンホール等の部分のデータを除外した値）

33. 浸透水量

測定方法 1：現場透水量試験器
9：その他
道路の区分 1：第1種、第2種、第3種第1級及び第2級並びに第4種第1級
2：その他
浸透水量
わだち部（OWP） □□□ ミリリットル／15秒
非わだち部（BWP） □□□ ミリリットル／15秒

34. 舗装工事名（全角・2バイト文字）

35. 施工業者名（全角・2バイト文字）

36. プラント名（全角・2バイト文字）

性能規定データ（データコード：0602）記入シート

事務所		出張所		作成年月日		整理番号	

平成 19 年 3 月

主任監督員
作成者

◆記入要領◆
- **該当コード番号を○で囲む。**
- **□□欄は数値・コードを記入し、不明の場合は「＊」を記入する。**

1. 路線名

路線番号 □□　現旧新 □　枝番号 □□

→1:現道　2:旧道　3:新道

路線名称（枝番がある時、バイパス名等を記入する）

□□□□□□□□□□□□

2. 上り下り区分

1：上り　　3：上下

2：下り

3. 車線（車線区分＋車線番号）

□□□□□□

（車線番号はセンター側から数えた車線位置番号）

コード	車線区分	コード	車線区分
1	本線	5	左折車線
2	登坂車線	6	加減速車線
3	ゆずり車線	7	副道
4	右折車線	ランプコード	連結路（ランプ）

4. 距離標

〔自〕 キロポスト □□ k　キロポストからの実距離 □□□ m　－　〔至〕 キロポスト □□ k　キロポストからの実距離 □□□ m

5. 施工年月

元号　年　月

H □□

6. 性能確認時期

1：施工直後

2：1年後

9：その他

7. 平たん性

元号　年　月

測定年月 H □□

測定方法　1：3mプロフィルメータによる方法
2：3m直線定規による方法
3：路面性状測定車による方法
9：その他

凹凸量の標準偏差1 □□.□ mm

凹凸量の標準偏差2 □□.□ mm

（標準偏差1:平たん性の障害となるマンホール等の部分のﾃﾞｰﾀを除外しない値）
（標準偏差2:平たん性の障害となるマンホール等の部分のﾃﾞｰﾀを除外した値）

8. 浸透水量

元号　年　月

測定年月 H □□

測定方法　1：現場透水量試験器
9：その他

道路の区分　1：第1種、第2種、第3種第1級及び第2級並びに第4種第1級
2：その他

浸透水量
わだち部（OWP）
□□□ ミリリットル／15秒
非わだち部（BWP）
□□□ ミリリットル／15秒

9. すべり抵抗

元号　年　月

測定年月 H □□

測定方法　1：すべり抵抗測定車
2：回転式すべり抵抗試験機（ＤＦテスタ）
3：振り子式スキッドレジスタンステスタ
9：その他

路面温度 □℃

速度1 □□ km／h　すべり摩擦係数1 □.□

速度2 □□ km／h　すべり摩擦係数2 □.□

速度3 □□ km／h　すべり摩擦係数3 □.□

10. 路面騒音

元号　年　月

測定年月 H □□

測定方法　1：関東地方整備局所有の路面騒音測定車
2：近畿地方整備局所有の路面騒音測定車
3：九州地方整備局所有の路面騒音測定車
4：中国地方整備局所有の路面騒音測定車
5：道路建設業協会所有の路面騒音測定車
9：その他

測定車両の平均速度 □□.□ km／h

気温 □□ ℃

路面温度 □□ ℃

路面騒音値 □□□.□ デシベル

11. わだち掘れ

元号　年　月

測定年月 H □□

測定方法　1：横断プロフィルメータによる方法
2：直線定規による方法
3：水糸による方法
4：路面性状測定車による方法
9：その他

わだち掘れ量（最大値） □□□ mm

わだち掘れ量（平均値） □□□ mm

別紙様式－15

工事関係電子書類一覧表（作成書類の役割分担・位置付け）

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP（情報共有システム）で電子で管理すること　　**▼不要**

工事関係書類							工事関係書類の標準様式（案）（様式No）	作成書類役割分担		発注者作成書類の位置づけ		受注者作成書類の位置付け							工事書類作成媒体の事前協議		備考
作成時期	種別			No.	書類名称	書類作成の根拠		発注者	受注者	指示	通知	提出			提示	監督職員へ連絡	監督職員へ納品		電子☆	紙◎	
										受注者	受注者	監督職員	契約担当課	発注担当課	受注者保管						
工事着手前	作成書類の役割分担	設計審査会で確認		1	【事例】 工事のお知らせ（自治会、住民等への周知）	共通仕様書1-1-1-36-7	－		○						○						令和○年○月○日設計審査会で確認
				2	【事例】 関係機関（○○○）協議結果に基づく届出	共通仕様書1-1-1-36-2	－		○						○						令和○年○月○日設計審査会で確認
				3	【事例】 土壌汚染対策法第4条1項に基づく届出	土壌汚染対策法第4条1項	－	○			○										土地の形質の変更に着手する日の30日前までに届け出
				4	【事例 概算概略発注等のため関係機関協議が実施中、未了の場合】 関係機関（○○○）との設計・施工協議	河川法、道路法、道路交通法等の個別法	－	○			○										令和○年○月○日設計審査会で確認
				5	【事例 概算概略発注のため関係機関協議が実施中、未了の場合】 占用物件（○○○）の移設の調整、監督処分	河川法、道路法	－	○			○										令和○年○月○日設計審査会で確認
				6	【事例】 設計図書、条件明示と現地の不整合による協議資料	共通仕様書1-1-1-3-2	－		○			○									令和○年○月○日設計審査会で確認
				7	【事例】 設計図書、条件明示と現地の不整合による設計図修正（構造計算の伴うものや大幅な修正）	共通仕様書1-1-1-15	－	○		○											令和○年○月○日設計審査会で確認 個別の図面修正等について受発注者間で協議し役割分担を決定。 （受注者が実施する場合は、設計費用を発注者が負担する）
	契約図書	契約書		8	工事請負契約書	―	―	○													
		設計図書		9	共通仕様書	―	―	○													
				10	特記仕様書	―	―	○													
				11	発注図面	―	―	○													
				12	現場説明書	―	―	○													
				13	質問回答書	―	―	○													
				14	工事数量総括表	―	―	○													
	契約関係書類			15	現場代理人等通知書	工事請負契約書第10条1項	様式－1		○				○								
				16	請負代金内訳書	工事請負契約書第3条1項 共通仕様書3-1-1-1	様式－2		○				○								契約書を作成する全ての工事
				17	工事工程表	工事請負契約書第3条1項	様式－3		○				○								
				18	掛金収納書（電子申請方式）	現説時指導事項(R3,3,31付国会公契第71号) 共通仕様書1-1-1-40-5	様式－4		○				○								電子申請を使用しない場合は、「掛金収納書提出用台紙」に掛金収納書を張り付けたうえ、提出する。なお、スキャン、撮影によるデータ化も可とする。
				19	建退共証紙受払簿	現説時指導事項(R3,3,31付国会公契第71号)	―		○						○						
				20	工事別共済証紙受払簿	現説時指導事項(R3.3.31付国会公契第71号)	―		○						○						
				21	掛金充当実績総括表	現説時指導事項(R3.3.31付国会公契第71号)	―		○						○						
				22	被共済者就労状況報告書	現説時指導事項(R3,3,31付国会公契第71号)	―		○						○						
				23	掛金充当書	現説時指導事項(R3,3,31付国会公契第71号)	―		○						○						
				24	請求書（前払金）	工事請負契約書第34条1項	様式－5		○				○								
				25	VE提案書（契約後VE時）	特記仕様書	様式－6		○					○							契約締結後にVE提案を行う場合に提出する。
	その他			26	品質証明員通知書	共通仕様書3-1-1-8-(5)	様式－7		○			○									契約図書で規定された場合に提出する。
				27	再生資源利用計画書 －建設資材搬入工事用－	共通仕様書1-1-1-19-4	―		○			○									該当する建設資材を搬入する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。
				28	再生資源利用促進計画書 －建設副産物搬出工事用－	共通仕様書1-1-1-19-5	―		○			○									該当する建設副産物を搬出する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。
				29	建設発生土搬出調書	特記仕様書	―		○			○									
				30	建設発生土搬出のお知らせ	「建設発生土の搬出先への情報提供について」(H10.1.27付建関技調第8号の2)	―		○			○									
	工事書類	1施工体制	①施工計画	31	施工計画書	共通仕様書1-1-1-4-1	―		○			○									工事着手前又は施工方法が確定した時期に監督職員に提出 重要な変更が生じた場合（工期や数量等の軽微な変更以外）には、その都度当該工事に着手する前に、変更施工計画書を監督職員に提出する。
				32	ISO9001品質計画書	H16,9,1付国官技第117号	―		○			○									
				33	設計図書の照査確認資料 （契約書18条に該当する事実があった場合）	共通仕様書1-1-1-3-2	―		○			○									
				34	工事測量成果表（仮BM及び多角点の設置）	共通仕様書1-1-1-38-1	―		○			○									
				35	工事測量結果（設計図書との照合） （設計図書と差異有り）		―		○			○									設計図書と差異があった場合にのみ監督職員に提出する。
		2施工体制	②施工体制	36	施工体制台帳	共通仕様書1-1-1-10-1	－		○			○									・「「施工体制台帳に係る書類の提出について」」の一部改正について」（令和3年3月5日付け国官技第319号、国営整第16号）に基づき作成する。 ・建設業及び営繕業以外は不要
				37	施工体系図	共通仕様書1-1-1-10-2	－		○			○									
				38	作業員名簿	「「施工体制台帳に係る書類の提出について」」の一部改正について」（令和3年3月5日付け国官技第319号、国営整第16号）	－		○			○									
施工中		3施工状況	③施工管理	39	工事打合せ簿（指示）	共通仕様書1-1-1-2-15	様式－9	○													
				40	工事打合せ簿（協議）	共通仕様書1-1-1-2-17	様式－9		○			○									協議の根拠となる一般的な諸基準類のコピーは添付不要。
				41	工事打合せ簿（承諾）	共通仕様書1-1-1-2-16	様式－9		○			○									
				42	工事打合せ簿（提出）	共通仕様書1-1-1-2-18	様式－9		○			○									
				43	工事打合せ簿（報告）	共通仕様書1-1-1-2-20	様式－9		○			○									
				44	工事打合せ簿（通知）	共通仕様書1-1-1-2-21	様式－9		○			○									
				45	材料確認書	共通仕様書2-1-2-4	様式－10		○			○									設計図書に記載しているもの以外は材料確認願の提出は不要
				46	材料納入伝票	共通仕様書2-1-2-1	―		○						○						設計図書で指定した材料や監督職員から請求があった場合は提出する。

工事関係電子書類一覧表（作成書類の役割分担・位置付け）

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP（情報共有システム）で電子で管理すること

▼不要

工事関係書類							工事関係書類の標準様式（案）（様式No）	作成書類役割分担		発注者作成書類の位置づけ		受注者作成書類の位置付け						工事書類作成媒体の事前協議		備考
										指示	通知	提出			提示					
作成時期	種別			No.	書類名称	書類作成の根拠		発注者	受注者	受注者	受注者	監督職員	契約担当課	発注担当課	受注者保管	監督職員へ連絡	監督職員へ納品	電子☆	紙◎	
施工中	工事書類	3施工状況	③施工管理	47	段階確認書	共通仕様書3-1-1-6-6-3	様式－11		○			○								・契約図書で規定された場合のみ対象 ・段階確認書に添付する資料は新たに作成する必要なし。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等 は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。
				48	確認・立会依頼書	共通仕様書3-1-1-6-1	様式－12		○			○								・確認・立会依頼書添付する資料を新たに作成する必要はない。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。
				49	休日・夜間作業届	共通仕様書1-1-1-37-2	－		○							○				ASP、電子メールなどにより連絡する。 ただし、現道上の工事については「提出」とする。
			④安全管理	50	安全教育訓練実施資料	共通仕様書1-1-1-27-11	－		○						○					監督職員へ実施内容の提示のみで提出不要。
				51	工事事故速報	共通仕様書1-1-1-30	様式－13		○			○				○				事故が発生した場合、直ちに連絡するとともに、事故の概要を書面により速やかに報告する。
				52	工事事故報告書	共通仕様書1-1-1-30	－		○			○								事故報告書はSAS（建設工事事故データベースシステム）により作成して提出するほか、監督職員から請求があった資料を提出する。
			⑤工程管理	53	工事履行報告書	工事請負契約書第11条 共通仕様書1-1-1-24	様式－14		○			○								工程の進捗状況を把握するため、実施工程表の提示を求めることがある。根拠資料の添付不要。
			⑥品質管理	54	品質規格証明資料	共通仕様書2-1-2-1	－		○			○								指定材料のみ提出（設計図書で指定した材料を含む）。
	契約関係書類	中間前払金		55	認定請求書	工事請負契約書第35条4項	様式－15		○				○							
				56	請求書（中間前払金）	工事請負契約書第35条3項	様式－5		○				○							
		完済部分検査		57	指定部分完成通知書	工事請負契約書第39条1項	様式－16		○				○							
				58	指定部分引渡書	工事請負契約書第39条1項	様式－17		○				○							
				59	請求書（指定部分完済払金）	工事請負契約書第39条1項	様式－5		○				○							
				60	出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-22-2	様式－18		○			○								
		既済部分検査		61	請負工事既済部分検査請求書	工事請負契約書第38条2項	様式－19		○				○							
				62	出来形報告書 （数量内訳書、出来形図）	共通仕様書3-1-1-7-2	－		○			○								中間技術検査時にも提出する。
				62	出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-22-2	様式－18		○			○								
				63	請求書（部分払金）	工事請負契約書第38条5項	様式－5		○				○							
		修補		64	修補完了届	工事請負契約書第32条1項 工事請負契約書第32条6項	様式－21		○				○							
		部分使用		65	部分使用承諾書	工事請負契約書第34条1項	様式－22		○				○							部分使用がある場合に提出する。
		工期延期		66	工期延期願	工事請負契約書第18条～22条	様式－23		○				○							工期延期が発生する場合に提出する。
		支給品	支給品	67	支給品受領書	工事請負契約書第15条3項	様式－24		○			○								支給品を受領した場合に提出する。
				68	支給品精算書	共通仕様書1-1-1-17-3	様式－25		○			○								支給品がある場合に提出する。
			建設機械	69	建設機械使用実績報告書	共通仕様書3-1-1-5-2	様式－26		○			○								建設機械の貸与がある場合に提出する。
				70	建設機械借用・返納書	工事請負契約書第15条3項	様式－27		○			○								建設機械の貸与がある場合に提出する。
		現場発生品		71	現場発生品調書	共通仕様書1-1-1-18	様式－28		○			○								現場発生品がある場合に提出する。
		その他		72	出来形報告書 （数量内訳書、出来形図）	共通仕様書3-1-1-7	－		○			○								既済部分検査等の際に提出する。
				73	産業廃棄物管理表（マニフェスト）	共通仕様書1-1-1-19-2	－		○						○					・産業廃棄物がある場合に監督職員へ提示すればよく、コピーの提出不要。
				74	建設発生土搬出調書	特記仕様書	－		○					○						
				75	建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書	－		○					○						
				76	新技術活用関係資料	特記仕様書	－		○					○						新技術情報提供システム（NETIS）に登録されている技術を活用して工事施工する場合に提出する。
工事完成時	契約関係書類			77	完成通知書	工事請負契約書第32条1項	様式－29		○				○							
				78	引渡書	工事請負契約書第32条4項	様式－30		○				○							
				79	請求書（完成代金）	工事請負契約書第33条1項	様式－5		○				○							
	工事書類			80	出来形管理図表	共通仕様書1-1-1-23-8	様式－31		○			○								・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・出来形の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、出来形管理図（工程能力図）、度数表（ヒストグラム）については、出来形管理図表にて代用可能なため提出不要。
				81	品質管理図表	共通仕様書1-1-1-23-8	様式－32		○			○								・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・品質の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、品質管理図（工程能力図）、度数表（ヒストグラム）については、品質管理図表にて代用可能なため提出不要。
				82	品質証明書	共通仕様書3-1-1-8-(1)	様式－33		○			○								・契約図書で規定された場合に提出する。 ・品質証明に関する添付書類は提出不要
				83	工事写真	共通仕様書1-1-1-23-8	－		○			○						☆		・工事写真の撮影にあたっては、写真管理基準（案）を適用する。 ・電子納品等運用ガイドライン（案）【土木工事編】に基づき提出する。 ・紙の工事写真帳の提出不要 ・不可視部分を含め、監督職員又は現場技術員が臨場して確認した箇所は、出来形管理写真等の撮影は省略 ・監督職員等が確認や立会っている状況写真等も不要。
				84	総合評価実施報告書	総合評価落札方式の実施について（H12.9.20付建設省厚契発第30号）	－		○			○								総合評価落札方式を適用して契約した場合に提出する。
				85	創意工夫・社会性等に関する実施状況	特記仕様書 共通仕様書3-1-1-16	様式－34		○			○								自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として、特に評価できる項目を実施すれば提出できる。 1工事につき最大10項目までの提出とする。
	工事完成図書			86	工事完成図	共通仕様書1-1-1-19 共通仕様書3-1-1-9	－		○			○					○	☆		・電子納品等運用ガイドライン（案）【土木工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。
				87	工事管理台帳	共通仕様書3-1-1-9 共通仕様書3-1-1-11-1 特記仕様書	－		○			○					○	☆		・電子納品等運用ガイドライン（案）【土木工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。
	その他			88	再生資源利用実施書 －建設資材搬入工事用－	共通仕様書1-1-1-18-6	－		○					○						該当する建設資材を搬入した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。
				89	再生資源利用促進実施書 －建設副産物搬出工事用－	共通仕様書1-1-1-18-6	－		○					○						該当する建設副産物を搬出した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。
工事完成後	その他			90	低入札価格調査 （間接工事費等諸経費動向調査票）	共通仕様書1-1-1-12-5-3	－	○	○					○						「低入札価格調査制度」の調査対象工事の場合に完成日から30日以内に提出する。

【遠隔臨場に関する基礎調査様式】

●基本情報

工事名	
会社名	
担当者名	
連絡先	
アドレス	

●遠隔臨場を適用した項目

No.	適用種別 （選択）	工　種 （自由記述）	細　別 （自由記述）	確認時期 （自由記述）	確認項目 （自由記述）	適用理由 （自由記述）	その他意見 （自由記述）
記入例	段階確認	矢板工	鋼矢板	打込時	長さ	・検尺及び目視確認が可能だったため ・確認頻度が多くあり、現場作業の調整の効率化を図るために実施	

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

●遠隔臨場を適用せず、従来の現場臨場とした項目

No.	適用種別 （選択）	工　種 （自由記述）	細　別 （自由記述）	確認時期 （自由記述）	確認項目 （自由記述）	適用理由 （自由記述）	その他意見 （自由記述）
記入例	段階確認	掘削工		土質の変化した時	土質、変化位置	・土(岩)質の確認は映像では困難のため	

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

●遠隔臨場に使用した機器

No.	機器構成 （選択）	遠隔臨場システムの名称 （自由記述）	遠隔臨場システムのメーカー名 （自由記述）	監督職員ＰＣとのセキュリティ上の通信可否 （つながる or つながらない）
記入例	パッケージシステム	Generation-eye	（株）Atos	つながらない

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

支 給 品 明 細 書
（R8・R9・R10厚木出張所管内維持工事）

名　称	規　格	単 位	員 数	単　価	金　額	支 給 場 所	摘 要
凍結防止剤 （塩化ナトリウム）	25kg／袋	袋	1080	1,093	1,180,440	厚木出張所	

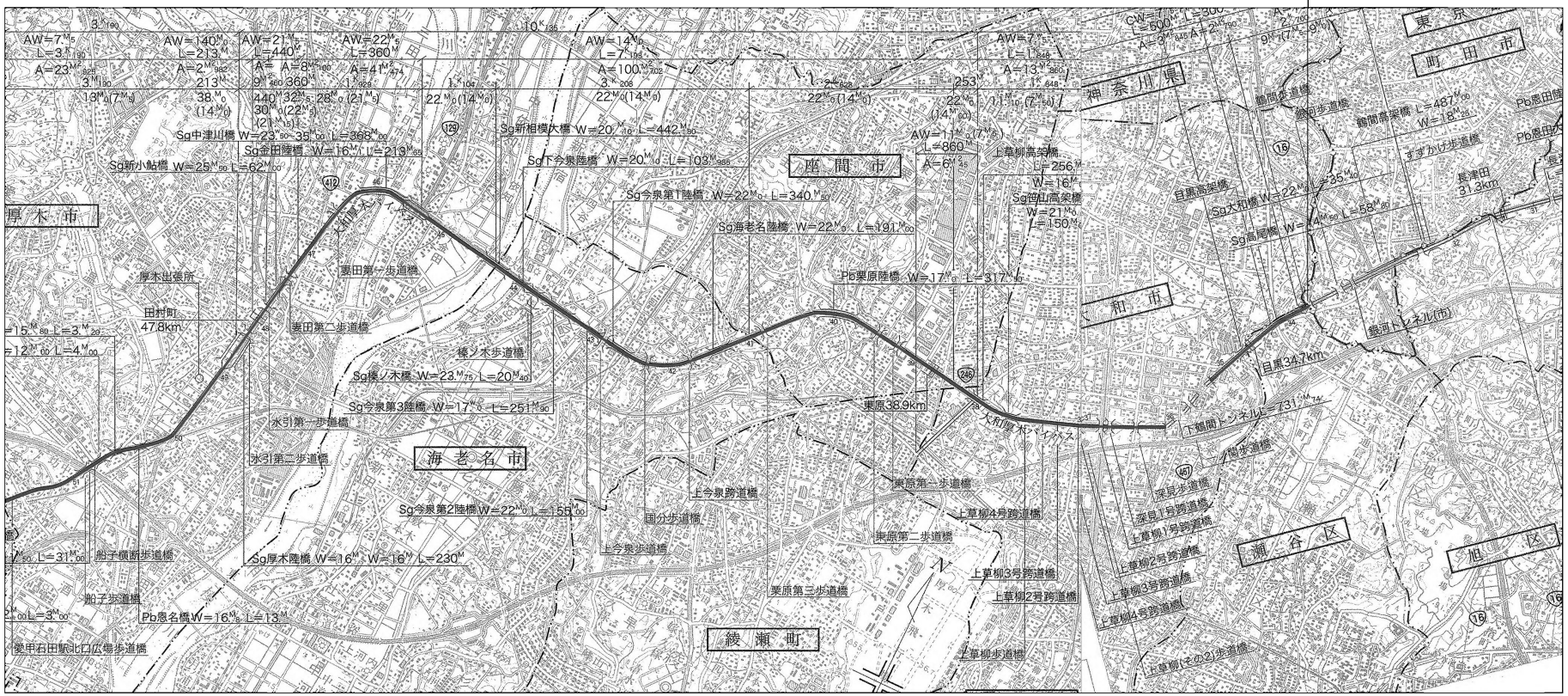
別　表

一般国道二四六号　工事平面図（三の一）

横浜国道事務所

自：大和市下鶴間

厚木出張所管理区間内　　R246



1:50,000

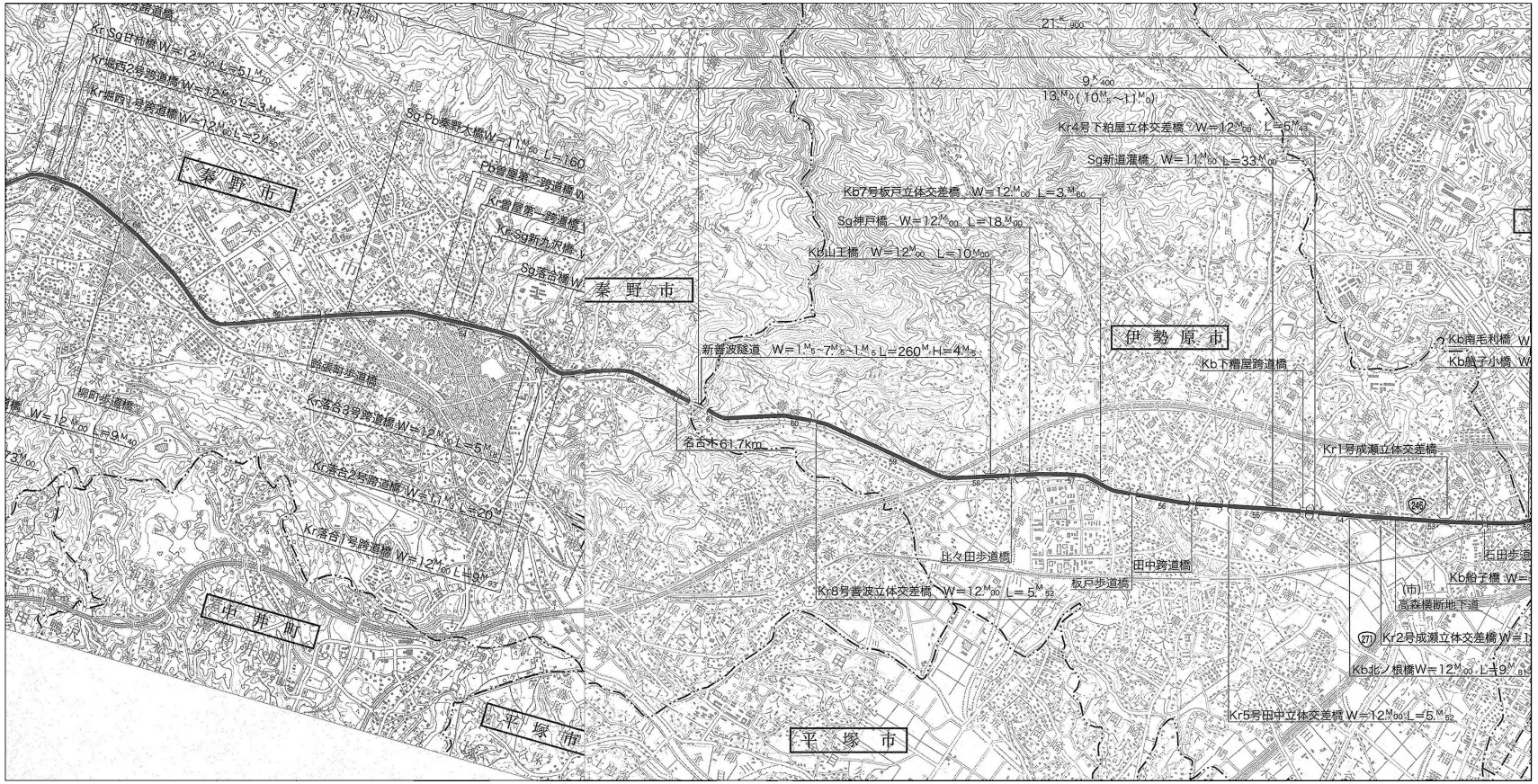
1000　500　0　1000　2000　3000　4000

工事名	R8・R9・R10厚木出張所管内維持工事						
図面名	位　置　図　（1）						
年月日	令和 8 年 1 月　日						
縮尺	1／50,000	図面番号	1 / 5				
設計会社名							
所長		副所長		課長		係長		設計
事務所名	国土交通省　横浜国道事務所						

一般国道二四六号　工事平面図（三の二）

横浜国道事務所

厚木出張所管理区間内　　R246



1:50,000

1000　500　0　1000　2000　3000　4000

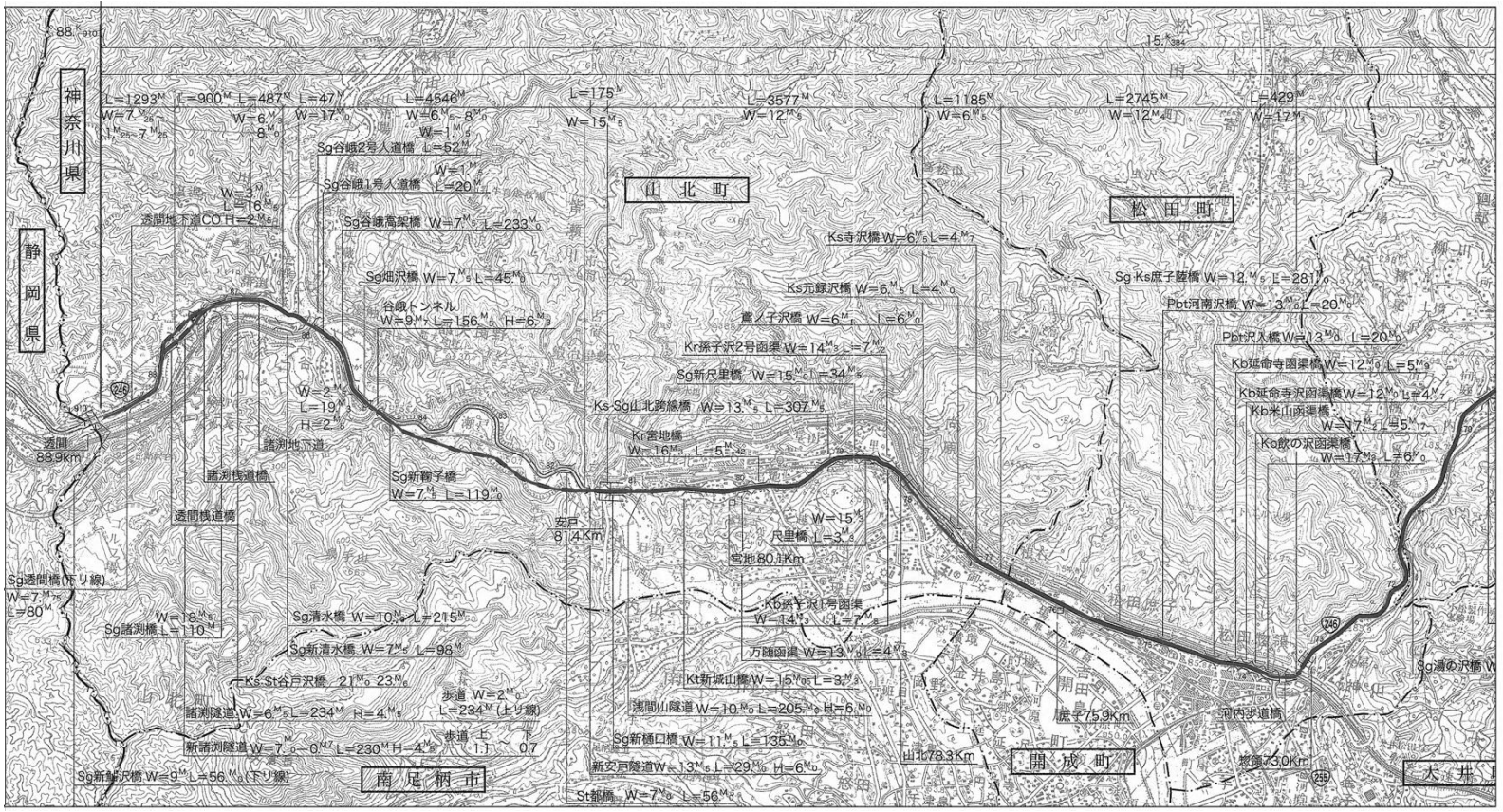
工事名	R８・R９・R１０厚木出張所管内維持工事		
図面名	位　置　図　（２）		
年月日	令和８年　１月　　日		
縮　尺	１／50,000	図面番号	２／５
設計会社名			
事務所名	国土交通省　横浜国道事務所		

一般国道二四六号　工事平面図（三の三）

横浜国道事務所

至：足柄上郡山北町川西

厚木出張所管理区間内　　R246



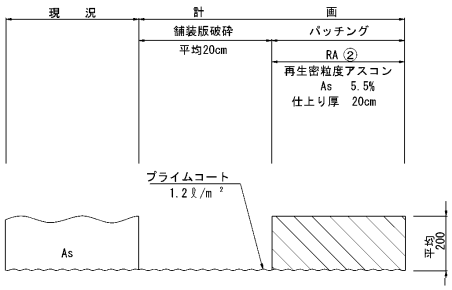
1:50,000

1000　500　0　1000　2000　3000　4000

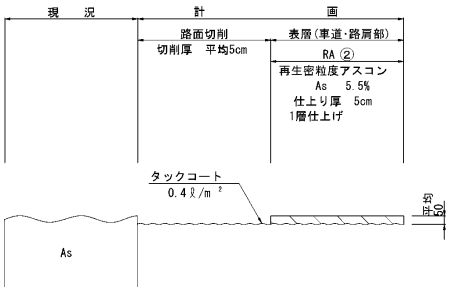
工事名	R８・R９・R１０厚木出張所管内維持工事		
図面名	位　置　図　（３）		
年月日	令和８年　１月　　日		
縮　尺	１／50,000	図面番号	３／５
設計会社名			
事務所名	国土交通省　横浜国道事務所		

舗 装 構 成 図

舗装版破砕・パッチング



路面切削・表層(車道・路肩部)

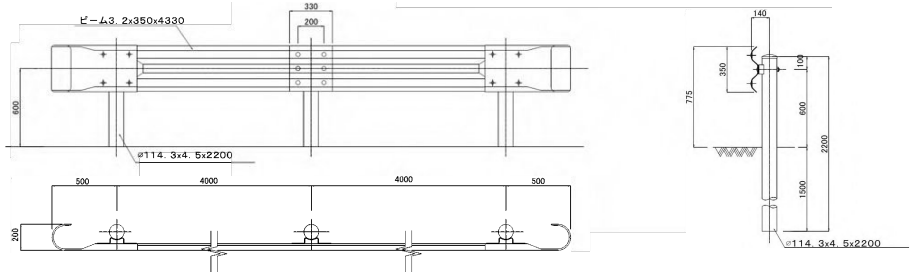


本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

工事名	R8・R9・R10厚木出張所管内維持工事		
図面名	舗装構成図		
年月日	令和 8 年 1 月 日		
縮尺	ー	図面番号	4 / 5
設計会社名			
事務所名	国土交通省　横浜国道事務所		

構 造 図　S=1:20

ガードレール設置
（Gr-B-4E）S=1:20



ガードレール　材料表　　8m当り

名　　称	規　　格	単位	数量
直ビーム	B種（2山）3.2×350×4330	枚	2.0
袖ビーム	B種　2.3×356×660	枚	2.0
路側用支柱	B－4E　114.3×4.5×2200	本	3.0
ブラケット	B型　4.5mm厚　70×31×300	個	3.0
ボルトナット	B用　M16×35	本	14

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R8・R9・R10厚木出張所管内維持工事		
図面名	構造図		
年月日	令和 8 年 1 月 日		
縮尺	図示	図面番号	5 / 5
会社名			
事業者名	国土交通省 横浜国道事務所		